

令和 8 年 第 2 回定例会
上富良野町議会会議録

開会 令和 8 年 6 月 17 日

閉会 令和 8 年 6 月 18 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号（6 月 1 7 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を 改正する条例）	1 0
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例）	1 0
○日程第 9 報告第 5 号 令和 7 年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	1 3
○日程第 1 0 報告第 6 号 法人の経営状況の報告について	1 4
○日程第 1 1 町の一般行政について質問.....	1 6
6 番 林 敬 永 君	1 6
1 高齡者施設経営コンサル事業について	
2 イベント刷新の「理念と町民参画」について	
1 1 番 北 條 隆 男 君	2 5
1 防災対策について	
2 避難所について	
1 0 番 井 村 悦 丈 君	3 2
1 持続可能な農業に向けての施策について	
2 上富良野町運動公園の大会開催時の駐車場について	
1 番 佐 藤 大 輔 君	3 7
1 防災拠点となる庁舎等の耐震化と公共施設の将来構想について	
1 2 番 小 林 啓 太 君	4 0
1 観光振興について	
3 番 湯 川 千悦子 君	4 9
1 町内学校施設への防犯カメラの設置について	
2 ラベンダーの苗を子どもたちの手で	
○散 会 宣 告	5 3

目 次

第 2 号（6 月 18 日）

○議 事 日 程	5 5
○出 席 議 員	5 5
○欠 席 議 員	5 5
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	5 5
○議会事務局出席職員	5 6
○開 議 宣 告	5 7
○諸 般 の 報 告	5 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 7
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 7
7 番 茶 谷 朋 弘 君	5 7
1 情報発信及びデジタル化の推進に関するこれまでの検討経過と今後の展望について	
5 番 金 子 益 三 君	6 4
1 夏以降の物価高騰に対する住民への支援策は行わないか	
2 町の防犯に向けた対策は	
3 吹上温泉保養センター白銀荘の料金改正をしないか	
4 全国学力・学習状況調査（悉皆調査）C B T 移行に対する対応は	
4 番 米 澤 義 英 君	7 3
1 物価高騰による支援対策について	
2 老後の在宅支援の強化について	
3 在宅福祉サービス支援について	
4 乗合タクシーについて	
2 番 荒 生 博 一 君	8 2
1 物価高騰に伴う町独自の生活支援策について	
2 行政のペーパーレス化について	
○日程第 3 議案第 8 号 副町長の選任について	8 9
○日程第 4 議案第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	9 0
○日程第 5 議案第 1 0 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 6 議案第 1 1 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 7 議案第 1 2 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 8 議案第 1 3 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 9 議案第 1 4 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 0 議案第 1 5 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 1 議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 2 議案第 1 7 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 3 議案第 1 8 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 4 議案第 1 9 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 5 議案第 2 0 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 6 議案第 2 1 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 7 議案第 2 2 号 農業委員会委員の任命について	9 1
○日程第 1 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	9 2
○日程第 1 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について	9 2
○日程第 2 0 議案第 1 号 令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）	9 3

○日程第 2 1	議案第 2 号	令和 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9 7
○日程第 2 2	議案第 3 号	令和 8 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	9 8
○日程第 2 3	議案第 4 号	令和 8 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9 9
○日程第 2 4	議案第 5 号	令和 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補 正予算 (第 1 号)	1 0 0
○日程第 2 5	議案第 6 号	令和 8 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)	1 0 0
○日程第 2 6	議案第 7 号	上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	1 0 1
○日程第 2 7	議案第 2 3 号	財産の取得について (十勝岳線バス)	1 0 2
○日程第 2 8	発議案第 1 号	議員派遣について	1 0 3
○日程第 2 9	発議案第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材 産業施策の充実・強化を求める意見について	1 0 3
○日程第 3 0	閉会中の継続調査申し出について		1 0 5
○閉 会 宣 告			1 0 5

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
2	令和 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
3	令和 8 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
4	令和 8 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
5	令和 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
6	令和 8 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）	6 月 18 日	原 案 可 決
7	上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	6 月 18 日	原 案 可 決
8	副町長の選任について	6 月 18 日	同 意 可 決
9	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 月 18 日	同 意 可 決
10	農業委員会委員の任命について	6 月 18 日	同 意 可 決
11	農業委員会委員の任命について	6 月 18 日	同 意 可 決
12	農業委員会委員の任命について	6 月 18 日	同 意 可 決
13	農業委員会委員の任命について	6 月 18 日	同 意 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
14	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
15	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
16	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
17	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
18	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
19	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
20	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
21	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
22	農業委員会委員の任命について	6月18日	同 意 可 決
23	財産の取得について（十勝岳線バス）	6月18日	原 案 可 決
	行政報告	6月17日	
	町の一般行政について質問	6月17・ 18日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月17日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	6月17日	報 告
3	専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	6月17日	報 告
4	専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月17日	報 告
5	令和7年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月17日	報 告
6	法人の経営状況の報告について	6月17日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月18日	同 意 可 決
2	人権擁護委員候補者の推薦について	6月18日	同 意 可 決
	発 議		
1	議員派遣について	6月18日	原 案 可 決
2	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見について	6月18日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	閉会中の継続調査申し出について	6月18日	原 案 可 決

令和 8 年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 6月17日～18日 2日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中 田 繁 利 君
第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について
(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第 9 報告第 5号 令和7年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第10 報告第 6号 法人の経営状況の報告について
第11 町の一般行政について質問
-

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 大 輔 君	2 番	荒 生 博 一 君
3 番	湯 川 千 悦 子 君	4 番	米 澤 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	林 敬 永 君
7 番	茶 谷 朋 弘 君	8 番	中 瀬 実 君
10 番	井 村 悦 丈 君	11 番	北 條 隆 男 君
12 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	中 澤 良 隆 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	甲 斐 幹 彦 君
総 務 課 長	上 村 正 人 君	企画政策課長	宮 下 正 美 君
商工観光課長	浦 島 啓 司 君	町民生活課長	安 川 伸 治 君
保健福祉課長	三 好 正 浩 君	農業振興課長	山 内 智 晴 君
農業委員会事務局長	林 下 里 志 君	建設水道課長	斉 藤 通 君
建設水道課上下水道担当課長	高 松 徹 君	教育振興課長	上 嶋 義 勝 君
ラベンダーハイツ所長	武 山 義 枝 君	町立病院事務長	長 岡 圭 一 君

○議会事務局出席職員

局 長	谷 口 裕 二 君	次 長	飯 村 友 香 君
主 事	木 澤 愛 乃 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和8年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本定例会は6月12日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告の提出、町長から法人の経営状況報告書の提出がありました。町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに、令和8年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第8号から議案第22号及び諮問1号、諮問2号につきましては、明日18日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 金子 益 三 君

6番 林 敬 永 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（中澤良隆君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、荒生博一君。

○議会運営委員長（荒生博一君） 令和8年、第2回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る5月28日及び6月8日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました4件の陳情・要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案23件、報告案件3件、諮問2件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件2件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。

6月3日正午までの通告期限までに、林敬永議員外9名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日17日に6人が質問を行い、明日18日に4人が質問を行うことといたしました。

また、質問の順序は、先例により、通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日皆様に配付のとおりであります。なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うことになりますので、活発な御議論をお願い申し上げます。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月18日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（中澤良隆君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの

2日間といたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月18日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長(中澤良隆君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私共に何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、3月定例町議会以降における町政執行の概要について、報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてですが、職員数については、昨年度中の退職者9名の欠員に対して、保健師2名、看護師1名、介護士3名、一般事務職等8名の採用を行い、昨年度当初から5名増の195名による執行体制としたところであります。

今後とも、町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、一層信頼される組織となるよう取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日発令の春の叙勲において、危険業務従事者の防衛功労として2名が瑞宝双光章を、1名が瑞宝単光章を受章されたところであります。改めてこれまでの功績に心から敬意を表するとともに、ますますの御活躍、御健勝をお祈り申し上げます。

次に、自衛隊関係についてであります。4月12日には北部方面後方支援隊創隊26周年記念行事に、5月31日には上富良野駐屯地創立71周年記念行事に、6月7日には北海道補給所及び島松駐屯地創立74周年記念行事に、6月14日には第2師団創立76周年、旭川駐屯地開設74周年記念行事に参加したところであります。

また、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加したところであり、今後におきましても自衛隊との連携及び共生を図ってまいります。

次に、基地対策関係についてであります。上

富良野町基地対策協議会により、6月12日に防衛施設周辺整備対策に関する要望を上富良野駐屯地に行ってきたところであります。

次に、十勝岳大正泥流被災100年事業についてであります。5月24日に十勝岳大正泥流被災100年追悼式を執り行い、公職者、地域の代表の皆様、一般の方を含め約80名の御参列をいただき、鎮魂の祈りを捧げました。また、町内の関係団体等において、上富良野町十勝岳噴火100年追悼・防災継承事業補助金を活用した各種事業を行っていただいているところであり、引き続き関係団体等との連携を強化し、事業を展開してまいります。

次に、地域おこし協力隊等についてであります。4月1日付で郷土学習推進員1名、特産農作物支援員1名の計2名を採用いたしました。また、任期満了により教育支援専門員1名を町職員として採用したほか、観光推進員1名が町内で新規開業、地域振興推進員1名が町内事業所へ就職により活動終了となりました。これにより、現在12名の地域おこし協力隊員に活動していただいているところであります。

また、地域プロジェクトマネジャー制度については、昨年度に引き続き2名に活動していただいているところであります。

今後におきましても、地域の課題解決に向け、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネジャー制度の活用を行ってまいります。

次に、令和7年度ふるさと納税事業の実績についてであります。件数で約2万5,000件、金額にして約6億3,600万円の御寄附を頂いたところであります。返礼品代金や配送料、取扱委託料など、必要経費の約3億402万円を差し引いた金額は約3億3,198万円となったことから、御寄附をいただいた皆様の御意思に基づく各事業に備えた基金への積立てを行った上で、しかるべき用途に活用させていただくとともに、今後におきましても、本事業を通じて上富良野のブランドの知名度、魅力向上、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、物価高騰の影響を受ける町民の暮らしを支援するとともに、消費の下支えによる町内事業者支援を目的として実施しました生活応援商品券給付事業についてであります。2月1日付で町内の住民登録のありました全町民を対象に、一人1万円分の商品券を5,033世帯、9,404人、9,404万円分を交付したところであります。引き続き、8月31日の使用期限までの期間において有効に御活用いただくよう、町民の皆様

に呼びかけてまいります。

次に、町税等の収納状況についてであります。納税相談や滞納者に対する督促、差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。これらにより、令和7年度の収納率は滞納繰越分を含め、町税で前年比0.2%減の98.1%、国保税で0.8%減の98.6%と、一定の水準を確保できたところであり、滞納繰越金は、町税で1,718万7,000円、国保税で322万2,000円となっております。

今後も、納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

また、国民健康保険未就学児、学生均等割減免につきましては218名が対象となり、国の軽減額が57万4,000円、町の減免額が473万3,000円となっております。

次に、国の強い経済を実現する総合経済対策として実施しました物価高対応子育て応援手当支給事業についてであります。支給額2万円の対象となる児童1,275名に対して723件、2,550万円を給付したところであり、

次に、強い経済を実現する総合経済対策における物価高騰に伴う低所得者世帯への支援の給付金として実施しました物価高騰緊急対策（生活支援）低所得者世帯給付金事業についてであります。令和7年度住民税非課税世帯及び所得割のみ非課税世帯に対して1万円を1,412件、1,412万円を給付したところであり、

次に、農作物の生育状況についてであります。本年は雪解けが早く、また、例年の平均気温より高い日が続く、現在のところ例年より水稲で1日、畑作で約1日から6日ほどの速さで播種や移植が行われているところであり、今後、昨年同様の猛暑が予想され、干ばつ等や農業者の皆様の体調も心配されるところであります。豊穣の秋に向け引き続き、生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図ってまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月20日に建設事業協会と商工会、工業部会の共催により、建設事業従事者約100名が集い開催され、交通事故や労働災害の防止を参加者全員により確認し、無事故を誓ったところであり、

次に、道路整備及び治水・砂防関係についてであります。4月14日には、北海道道路整備促進協会、北海道治水砂防海岸事業促進同盟及び北海道防災協会の各通常総会に、4月15日には、北海道道路利用者会議及び令和8年度定期総会へ出席し、道路・治水・砂防事業の拡充及び促進を

図るための活動を行ったところであります。

また、5月12日には、全国道路利用者会議第78回定期総会へ出席し、5月13日には、道路整備促進期成同盟会全国協議会第47回通常総会、命と暮らしを守る道づくり全国大会、道路整備に係る中央要請活動に参加し、5月28日には、全国治水砂防協会第90回通常総会へ出席、5月29日には、令和8年度全国治水規制同盟会連合令和8年度通常総会へ出席してきたところであります。

次に、上富良野高校の入学状況についてであります。今春の新入学者数は、地元の中学卒業生12名を含む23名となり、全校生徒は66名となったところであります。

また、特色ある学校づくりの一貫として、令和2年度から導入している学校給食については、全校生徒66名中61名の生徒が利用され、好評を得ているほか、本年度から保護者の負担軽減を図る支援施策といたしまして、給食費無償化を始動したところであります。

引き続き、次年度の入学者の確保に向け、上富良野高等学校教育振興会補助をはじめ、魅力ある学校づくりの支援を進めてまいります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。3月に開催された2026年第28回日本ジュニア管打楽器コンクール、サクソフォン・ソロ部門に嶋崎夢衣さんが、同コンクールのアンサンブル部門に上富良野小学校スクールバンド金管の部6名及び打楽器の部3名が出場されました。今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度入札執行した建設工事は、6月10日現在、件数で18件、事業費総額で2億3,499万3,000円となっております。

また、本年度発注予定の建設工事は38件で、その情報については、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に令和8年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げます。

1 ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和8年4月17日に町立病院のたな卸しを監査の対象として、令和7年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を閲覧するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認めました。

次に、2 ページを御覧ください。

車両検査について、令和8年6月2日に公用車両90台の整備及び管理の状況を監査の対象として実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認めました。

次に、3 ページから19 ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和7年度会計の令和8年2月分から4月分及び令和8年度会計の令和8年4月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、令和7年度分を20ページに、令和8年度分を21ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査結果の御報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、佐藤大輔君。

○厚生文教常任委員長（佐藤大輔君） ただいま上程いただきました報告第2号委員会所管事務調査報告について御報告申し上げます。

1 ページを御覧ください。

以下、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を一部抜粋しながら、その主要な部分を朗読し、報告に代えさせていただきます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件（会議規則第75条の規定）について、調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和8年6月4日。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

厚生文教常任委員会委員長、佐藤大輔。

記。

件名、先進市町村行政調査について。

1、調査の経過。

本委員会は、令和8年第1回定例会において閉会中の継続調査として申出を行った先進市町村行政調査について、令和7年12月から9回にわたり委員会を開催し、調査内容等の協議を進めてきた。

このたび、5月19日から5月20日にかけて、愛媛県鬼北町議会及び西条市議会において、これからの高齢者支援について、また、内子町議会及び今治市議会において、子どもの学びの多様化について、それぞれ先進事例の調査を実施した。

2、視察内容及び調査の結果。

（1）愛媛県鬼北町。

①町の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査項目。

ア、地域の医療、介護、福祉、保健の包括的な連携について。

イ、一般病床の活用による在宅復帰支援の充実について。

③調査結果の概要。

鬼北町立北宇和病院では、地域医療構想に基づ

き、令和5年度に55床中34床を地域包括ケア病床へ転換し、在宅復帰を重視した病院運営へ移行していた。地域包括ケア病院の病床の稼働率は80%前後を維持し、診療報酬上は一定の成果を上げていたが、病院全体の病床稼働率は令和7年度に60%を下回っており、人口減少や近隣中核病院への患者集中によって当初の想定と乖離が生じていた。特に急性期医療を宇和島市内の病院が担う中で、急性期治療後の患者が地域へ戻らず、そのまま宇和島市内で医療を完結するケースが増えていることが課題として挙げられた。

在宅復帰支援では、ベッドコントロール会議や多職種連携会議を継続的に実施し、医師、看護師、ケアマネジャー、リハビリ職、家族などが連携することで在宅復帰率80%超えを維持していた。また、訪問看護ステーションや訪問診療体制も整備されており、地域包括ケア病床を地域全体で支える仕組みとして運用している点が特徴的であった。

一方で、介護・在宅支援人材の不足は深刻であり、特に夜勤可能な看護師や看護補助者の高齢化が課題となっていた。医師確保対策としては、令和3年度に医学生向け奨学金制度を設け、入学金100万円と月額20万円を貸与し、一定期間町立病院等で勤務すれば返還免除となる取組を実施していた。しかし、若手医師が高度医療経験を求めて大規模病院へ流出する傾向があり、地域医療機関への定着には課題が残されていた。また、地域枠医師や自治医科大学卒業医師についても、中核病院優先で配置される現状があり、小規模自治体病院共通の課題が浮き彫りとなっていた。

医療DXでは、令和5年度に電子カルテを導入し、Wi-Fi整備を含め約1億4,000万円を投じていた。紙カルテ時代の情報共有や記載漏れの課題が改善され、業務効率化や会計時間短縮に一定の成果が見られていた。

また、地域包括支援センターでは、LINE WORKSを活用し、約80事業所が参加する医療・介護・福祉ネットワークを構築していた。訪問看護時の動画共有などにも活用されており、将来的には災害時の福祉避難所運営や要配慮者情報共有への展開も検討されていた。一方で、ICT活用への温度差や、個人情報管理への不安が課題として挙げられていた。

認知症施策では、令和6年度から認知症高齢者見守り支援事業を開始し、GPS機器購入費の9割補助を実施していた。機器選定については、本人特性に応じて介護支援専門員等が支援を行い、柔軟な対応が図られていた。また、商工会や地域

事業者、警察との連携による地域ぐるみの見守り体制が構築されていた。認知症サポーター養成講座は、小中学校で平成23年度から、高校でも3年前から実施されており、幼少期から認知症への理解を深める取組が継続されていた。

さらに、高齢化率46%という厳しい状況の中でも、配食サービス、生きがいデイサービス、移動販売支援などを地道に積み重ねながら高齢者支援を行っていた。

また、特別養護老人ホームは、1市3町による広域事務組合で運営されており、小規模自治体単独では維持が困難な行政サービスを広域連携によって支えている実態が確認できた。

4、まとめ。

北宇和病院では、地域医療構想に基づき、療養病床の休床や、急性期病床から地域包括ケア病床への転換が進められていた。人口減少や医療需要の変化に対応し、限られた医療資源を地域内で有効に循環させるため、病床機能の見直しと在宅復帰支援を一体的に進めている点が印象的であった。

一方、上富良野町においても、特別養護老人ホームの経営改善を目的として、町立病院の一部病床を地域ケア病床へ転換する案が経営コンサルタントから示されているものの、病床転換だけで地域包括ケアを成立させることは困難である。

北宇和病院では、患者の在宅復帰や施設入所を支えるため、関係機関との連携機能が重視されていた。

一方、上富良野町立病院では、現時点で相談室が未設置であり、医療ソーシャルワーカーも配置されていない。地域包括ケア病床は急性期治療後の患者を在宅や施設へ円滑につなぐ役割を担う病床であるため、退院調整や生活支援体制が不十分なまま病床転換のみを進めても、本来期待される効果を十分発揮できない可能性がある。

また、北宇和病院は公設、民営であるのに対し、上富良野町立病院は公設、公営である。公設・公営病院は、採算性だけでなく地域住民に安心を与える行政的役割を担っているため、福祉、介護、保健部門との連携を一体的に進めやすいという強みはある。病床転換を行うのであれば、単なる病院経営対策ではなく、地域包括ケアシステム全体の再構築として位置づける必要がある。

高齢化が進む中、今後は治す医療だけでなく、支える医療が重要となることから、相談室の設置や医療ソーシャルワーカーの配置、多職種連携体制の強化など、退院後の暮らしまで見据えた体制整備が不可欠であると感じた。

(2) 愛媛県内子町。

①町の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査項目。

ア、ふるさと教育について。

イ、切れ目のない環境教育について。

③調査結果の概要。

内子町では、令和4年度に町内全小中学校へ学校運営協議会、コミュニティスクールを設置し、各協議会に1名から3名の地域コーディネーターを配置していた。従来から行われてきた地域学習を、地域住民やコーディネーターが主体的に関わる形へ発展させ、学校と地域が一体となったふるさと教育を推進している点が特徴的であった。

代表的な取組として、小学6年生が地元和紙工房で自らすいた和紙を卒業証書として使用する卒業証書作りがあり、地域産業や伝統文化への理解を深めていた。

また、小学5年生を対象とした小田深山集団宿泊活動では、学校の枠を超えた交流を行いながら、自然観察や川遊びを通じて地域の自然環境を学んでいた。なお、総合計画策定時のアンケートで、中学生の約85%が内子町に愛着があると回答しており、地域景観や伝統文化に触れる経験が郷土愛や将来的な定住意識につながっていると分析していた。

地域人材の活用では、地域コーディネーターが中心となり、農業者、伝統工芸士、教員OB、NPO関係者などを外部指導者として学校活動へ結びつけていた。コーディネーターは、地域おこし協力隊ではなく、地域事情や学校現場を理解した地元住民が担っており、学校と地域をつなぐ橋渡し役として機能していた。財源には、過疎対策ソフト事業を活用していた。

また、内子町学習センター公営塾は、内子高校魅力化事業の一環として本格始動しており、地域おこし協力隊3名が放課後に国語、数学、英語を指導していた。今後は、探究学習とも連携し、高校魅力化と地域人材育成を一体的に進める方針であった。

さらに、部活動地域展開にも地域おこし協力隊を活用し、学校教育と地域活動を結びつける人材確保を進めていた。

環境教育では、環境子ども会議を約20年間継続して実施し、各学校代表による活動報告や交流を通じて学びを深めていた。廃油を利用した石けん作り、古着を活用したマイバッグ作り、大豆からの豆腐作りなど、体験型学習を重視した点も特

徴的であった。

環境政策では、1993年からエコロジータウン、2006年にはバイオマスタウン構想を掲げ、森、畑、町のプロジェクトを柱に、木質バイオマス発電、生ごみ堆肥化、廃食油のBDF燃料化など、循環型社会形成を推進していた。特に未利用木材の活用が林業振興や防災にもつながっている点が印象的であった。

また、えひめAI-1の無料配布や5R推進など、住民参加型の環境施策も長年継続されていた。

これらの取組の背景には、行政主導ではなく地域住民やNPOによる主体的活動が根づいており、行政はそれを支援する立場を取っていた。地域全体で教育や環境を支える文化を形成していることが内子町の大きな特徴であると感じた。

④まとめ。

ふるさと教育と環境教育は、単独の教育施策ではなく、地域づくりと一体化した取組として実践されていた。地域資源や産業、自然、文化、人材を学校教育へ積極的に取り込み、子どもたちが地域との関わりの中で学ぶ仕組みが継続的に構築されていた点が印象的であった。

特に地域コーディネーターの存在が大きな役割を果たしていた。地域事情に精通した住民が学校と地域をつなぐことで、継続性と実効性のある学びにつながっており、教員OBや地域活動実践者など、多様な地域人材が参画している点は、中山間地域において重要な仕組みであると感じた。

上富良野町においても、ジオパークの取組や、農業、ラベンダーなどの多くの地域資源を有しているが、それらを教育活動へどう結びつけ、地域への愛着形成や将来的な定住意識につなげるかについては、さらに検討の余地があると感じた。

内子町では、自然体験や職場体験、伝統文化体験を単発事業ではなく地域全体で子どもを育てるという視点の下、継続的に実施しており、本町においても地域資源を活用した横断的な学びの仕組みづくりが必要であると考えた。

また、高校魅力化や部活動地域展開など、学校だけでは対応が難しい分野に対し、外部人材を戦略的に配置している点も参考となった。

環境教育は、地域の暮らしを守るという住民主体の意識形成につながっていたことが特徴的であった。

今回の調査を通じ、子どもたちが地域の自然や文化、人との関わりの中で学ぶことが将来的な地域定着や地域づくりへの参画意識につながることを改めて認識した。

本町においても、学校、地域、行政が連携した地域と共にある学びのさらなる推進が重要であると感じた。

(3) 愛媛県今治市。

①市の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査項目。

ア、今治版ネウボラについて。

③調査結果の概要。

ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスを受け取る場所を意味し、今治市では、子どもが真ん中で輝くやさしいまちを理念に掲げ、妊娠期から18歳まで切れ目のない伴走型支援を行う、今治版ネウボラを推進している。

人口減少と高齢化が進み、出生数が平成期の年間1,000人超えから令和7年度には610人まで減少する中、子育て施策を市政の中心に据えた取組を展開していた。令和4年4月には、国のこども家庭庁設置に先駆けてこども未来課を新設し、その中にネウボラ政策課を設置した。母子保健、児童福祉、発達支援などを集約し、こども家庭センターを中心としたワンストップ型相談支援体制を整備している点が特徴である。保健師、保育士、教員OBなど多職種を配置し、児童虐待、ヤングケアラー、不登校、発達特性など複雑化する課題へ横断的に対応していた。

支援内容はライフステージごとに整理されており、妊娠8か月面談、子育て応援ヘルパー派遣事業、パパママすまいる健診、5歳児相談事業など、予防的早期介入型の施策を実施している。特に5歳児相談事業では、Webシステムここあぼを活用し、発達特性を早期に把握して療育や相談支援へつなげていた。

経済的支援も充実しており、子どもが真ん中で応援券、不妊治療費助成、島嶼部での高速道路料金支援、自転車ヘルメット購入補助など、多様な支援策を展開していた。財源には、愛媛県の人口減少対策交付金等を活用しつつ、市独自の上乗せ支援を行っていた。

さらに、令和12年供用開始を目指し総事業費約90億円規模のネウボラ拠点施設整備計画も進められている。図書館機能、保健センター相談機能、子どもの遊び場などを集約した複合施設を新設し、ここに来れば子育てのことは何でも相談できるを合言葉とした拠点を目指していた。

質疑応答では、ネウボラという名称の認知度はまだ十分ではないものの、あえてその名称を掲げることで、妊娠期から18歳まで伴走支援を行う市の姿勢を明確に示しているとの説明があった。

現在、今治市に居住する妊娠期、妊娠中または子育て中の方をネウボラフレンズとして募集し、それぞれのInstagramを通じた市民目線での情報発信を強化している。

移住施策との関係については、ネウボラそのものを目的とした移住というより、子どもが真ん中という町全体の空気感や安心感が移住促進につながっているとの認識が示された。令和5年度には12年ぶりに出生数が増加に転じた月もあり、施策の効果が徐々に表れているとのことであった。

また、教員OBの配置により、学校だけでは把握しきれない家庭背景や福祉的課題を教育・保健・福祉部門が連携して支援していた。

不登校対応においても、教育委員会のみで抱え込まず、ネウボラ政策課が福祉と教育をつなぐハブ機能を果たしている点が印象的であった。

4、まとめ。

子育て支援を人口減少対策や町の将来への投資として位置づけ、妊娠期から18歳までを切れ目なく支える伴走型支援を行っている点が今治市の大きな特徴であった。母子保健、児童福祉、発達支援を総合的に統合し、ワンストップ化を図ることで、子どもや家庭の課題に横断的に対応している点は非常に参考となった。

一方、上富良野町においても、近年、こどもセンターを新設し、行政組織の集約やファミリーサポート事業の配置など、子育て支援のワンストップ化を進めている。限られた人員の中で関係部署を横断的に連携させることは容易ではなく、その意味で本町の方向性は今治市と共通する部分があると感じた。

その上で、今治市との比較から見てきたのは、施設や組織を整備した後、どのような専門性や機能を持たせるかが重要であるという点である。今治市では、保健師、保育士、教員OBなど、多職種が連携し、不登校、発達特性、ヤングケアラーなど、複雑化する課題に対応していた。

また、学校現場での気づきを福祉や保健分野につなぎ、家庭訪問や発達相談へ発展させるなど、相談を待つ行政ではなく、早期に気づき伴走する行政を実践している点が印象的であった。

上富良野町においても、少子化が進む中で、子育て支援は、この町で安心して子どもを育てられるという信頼感の形成につながる、重要な取組であると考え。人口規模や財政規模の違いから、今治市と同規模の大型施設整備や事業展開は現実的ではないが、小規模自治体だからこそ、顔の見える関係性や機動力を生かしたきめ細やかな支援は十分可能である。

また、今治市では、子どもが真ん中という理念を市全体で共有し、ネウボラを町のまちづくりの柱として位置づけていた。

上富良野町においても、こどもセンターを教育、福祉、医療、地域が連携する子育て支援の拠点として機能させるためには、相談体制の充実、専門職員の配置、啓発・普及活動の強化などが求められる。

今回の視察を通じ、上富良野町が進めている子育て支援政策の方向性に一定の可能性を感じることができた。

地域との距離が近いという本町の強みを生かしながら、若い世代が自らの希望に沿ったライフデザインを描ける町の実現に向けた取組が進むことを期待したい。

（４）愛媛県西条市。

①市の概要につきましては、後ほど御高覧ください。

②調査項目。

ア、健幸アンバサダーについて。

③調査結果の概要。

西条市は、人口約１０万人を有し、工業、農業、移住施策など、多面的な強みを持つ自治体であり、みんなで健幸をめぐらせ、誰もが自分らしく暮らせるまちを基本理念とした第３次健康づくり計画を推進していた。

今回特に注目した健幸アンバサダー事業は、従来の健康づくり推進制度を発展的に再構築した取組である。従来制度では、公民館単位で推進員を配置する形式を取っていたが、担い手不足や参加者の固定化、地域による温度差が課題となっていた。

そこで西条市では、口コミの力を活用し、身近な人へ健康情報を伝える健康伝道師として健幸アンバサダー制度を創設した。

本事業は、令和２年度から開始され、５年間で登録者５００人を目標としていたが、令和８年４月時点で登録者数は４９８人に達し、目標をほぼ達成していた。

対象は高校生以上であり、保険業、スポーツジム関係者、市職員、医療・介護関係者など幅広い層が参加していた。

活動内容は、口コミによる健康情報の周知やＳＮＳ発信、ウォーキング大会等の紹介、アンバサダー通信の配布などがあり、年１回の交流会や講演会なども実施していた。

西条市では、健康無関心層が約７０％存在すると分析しており、行政からの一方向的な啓発ではなく、身近な人からの情報が行動変容につながる

という考え方を重視していた。特にインターネット情報より知人からの口コミのほうが信頼されやすいという説明は印象的であり、地域コミュニティの力を活用した健康づくりの重要性を感じた。

一方で、口コミ中心の事業であるため、直接的な効果測定が難しいことを課題として挙げていた。アンバサダー活動単体で成果を数値化することは困難であるものの、各種健診受診率は上昇傾向にあるとの説明があった。

健康寿命の延伸施策としては、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に力を入れており、チラシ、フリーペーパー、ＳＮＳ、公式ＬＩＮＥ、企業連携、電話勧奨など、多様なアプローチを展開していた。

令和６年度の特定健診受診率は７３．４％で、要精検者９１７人のうち６７３人が精密検査を受診している。また、若年女性の子宮頸がん対策など、対象を絞った施策展開も行われていた。

さらに特徴的だったのが、チアドライブ事業である。この事業は、株式会社チアドライブと連携し、自家用車のリアウインドウに健診受診を呼びかけるステッカーを掲示して走行する全国初の取組であり、参加者には走行距離に応じたポイントが付与され、ＰａｙＰａｙポイント等へ交換可能となっていた。

地域創生交付金を活用し、令和７年度から令和９年度まで実施予定であり、Ｗｅｂ健診申込件数の増加など、一定の成果も確認されていた。

④まとめ。

今回の視察を通じて、西条市の健康施策は、行政が教える健康づくりから一歩進み、地域住民同士のつながりや口コミを活用して健康意識を広げる点に特徴があると感じた。

特に、健幸アンバサダー制度は、一般市民や企業関係者も巻き込みながら、地域全体で健康づくりを推進する仕組みとして参考になった。

一方、上富良野町は既に住民健診受診率が７０％を超えており、全国的にも高水準にあることから西条市の施策をそのまま導入する必要性は高くないと考える。むしろ今後は、受診率向上だけでなく、孤立予防や介護予防、心の健康づくりなど、地域コミュニティに根差した健康政策へ発展させる視点が重要であると感じた。

また、西条市は、人口規模が大きく、民間連携を進めやすい環境にある一方、上富良野町では人口や事業所数が限られているため、制度を単純に模倣するのではなく、小規模自治体に適した高密度型の取組へ落とし込む必要があると考える。そ

の意味では、アンバサダー制度そのものよりも、口コミによる行動変容や地域のつながりを健康づくりに生かすという考え方に学ぶ点が大い。行政情報が届きにくい層に対し、ふまねつのような住民同士の信頼関係を通じて健康意識を広げていく取組は、人口減少や高齢化が進む上富良野町においても有効であると感じた。

さらに、チアドライブ事業のように、楽しさや参加しやすさを取り入れた施策は、従来の啓発型行政と異なるアプローチとして興味深かった。

健康づくりを、義務感ではなく、地域参加や楽しみと結びつける工夫は、今後の行政施策全般において重要な視点になると考える。

以上、厚生文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号委員会所管事務調査報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

日程第8 報告第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、日程第8 報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君） ただいま上程いただきました、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

国の令和8年度税制改正関連法案の成立が、令和8年3月末になることから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。

今年度の税制改正関連法案は、令和8年3月31日に可決成立し、同日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、4月1日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例及

び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

まず、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、御説明申し上げます。

報告第3号を御覧ください。

令和8年度の税制改正におきましては、物価高への対応をはじめとした強い経済の実現に向けた対応や租税特別措置の適正化、負担の公平性を確保する観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みや大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目の個人住民税につきましては、令和8年給与所得控除の最低保障額について、現行の65万円から74万円に保障額の引上げを実施するものであります。

二つ目は、ふるさと納税制度の見直しとして、ふるさと納税の給与収入1億円相当の特例控除額に193万円の上限額を新たに設定するものであります。

2点目の軽自動車税につきましては、米国の自動車関税の影響緩和と国内市場の活性化を目的として、自動車の取得時における負担軽減と簡素化を図るため、現行の環境性能割を廃止するものであります。

3点目の法人住民税につきましては、法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税、法人事業税において中小企業の低減税率や投資促進税制の特別償却、研究開発など法人税に準ずる措置を講ずるものであります。

4点目の固定資産税につきましては、新築住宅、バリアフリーの改修がされた劇場等の施設、再生可能エネルギー発電設備及び物流総合効率化認定の事業用資産などの特例措置に対し、拡充及び適用期限の延長等の措置を講ずるものであります。

5点目といたしましては、地方税法等の法令改正に伴い、その他所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和8年4月1日、上富良野町長、斉藤繁。

次のページをお開き願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条文を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第18条の3、納税証明事項、第19条納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金については、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、改正を行うものであります。

第33条、所得割の課税標準は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う改正を行うものであります。

第34条の7、寄附金税額控除は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法律の改正に合わせて改正を行うものであります。

第36条の2、町民税の申告、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、法改正の項のずれによる反映を改正するものであります。

第36条3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

第63条、固定資産税の免税点は、法律の改正に合わせて改正を行うものであります。

第80条、軽自動車税の納付義務者等、第81条、みなす課税、第81条の3、課税標準、第81条の4、税率、第81条の5、税率徴収の方法、第81条の6、申告納付、第81条の7、不申告に関する過料、第81条の8、減免、第82条、種別割の税率、第83条、賦課期日及び納期、第85条、徴収の方法、第86条、証紙徴収

の手續、第87条申告または報告、第88条、不申告等に関する過料、第89条、減免、

次のページを御覧ください。

第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免、第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行うものであります。

附則第6条、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、適用期限の延長に伴う法律の改正に合わせて改正を行うものであります。

附則第7条の3、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正を行うものであります。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、規定の整備を行うものであります。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行うものであります。

附則第9条の2については、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせて改正を行うものであります。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設に伴い、法律の改正に合わせた改正と、項ずれを反映するものであります。

次のページをお開き願います。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、法令の改正に合わせて改正を行うものであります。

附則第15条の2、附則第15条の6、附則第16条、附則第16条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、申告納付の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例、種別割の税率の特例、賦課徴収の特例につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うものであります。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、付則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、法附則第5条の4の削除に伴うものであります。

次のページを御覧ください。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正を行うものであります。

附則第18条、短期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例、附則第19条一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、法附則第5条の4の削除に伴うものであります。

附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、規定を新設するものであります。

次のページをお開きください。

附則第20条、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、法附則第5条の4の削除に伴うものであります。

附則。

第1条は、施行期日について定めるもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

ただし、施行期日を別に定めている項目については、当該各号に定める日から施行するよう定める規定となっております。

第2条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

次のページをお開き願います。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

次のページを御覧ください。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものであります。

第5条は、上富良野町税条例等の一部を改正する条例（平成26年上富良野町条例第7号）の一部改正について定めるものであります。

次に、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、御説明申し上げます。

報告第4号を御覧ください。

国では、持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図る観点から、保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令を改正したことに伴い、所要の

改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、医療分に係る課税限度額を現行の66万円から67万円に引き上げることができるよう、法令の改正に合わせて改正を行うものであります。

2点目は、子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴い、課税額及び課税限度額と合わせて、低所得者、未就学児及び出産被保険者等の軽減措置を設定する改正を行うものであります。

3点目は、外国から入国された方の国民健康保険税の納期について、所要の改正を行うものであります。

4点目は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、5割軽減対象の世帯は、現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減対象の世帯は、現行の56万円から57万円に、所得の基準額等を引き上げることができるよう、改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和8年4月1日、上富良野町長、斉藤繁。

次のページを御覧願います。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条文を追って、その主な改正点のみ説明とさせていただきますので、御了承願います。

第2条、課税額は、政令の改正に合わせて、子ども・子育て支援納付金に係る条文の追加と、課税限度額を引き上げることができるよう、所要の

改正を行うものであります。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第5条国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額は、政令の改正に合わせて文言の整理及び項のずれを反映する改正を行うものであります。

第9条の4、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第9条の5、被保険者の均等割額、第9条の6、18歳以上被保険者均等割額、

次のページをお開き願います。

第9条、世帯別平等割額につきましては、法改正に合わせて課税額を設定する改正を行うものであります。

第12条、国民健康保険税の前納に関わる納期は、法改正に合わせて文言の整理及び項ずれを反映するものであります。

第12条の2、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期は、世帯主が個人の町民税の賦課期日の1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯の普通徴収による納期について任意の改正規定を追加する改正を行うものであります。

第23条、国民健康保険税の減額は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて、政令に合わせて改正を行うものであります。

附則第3項、第4項、第6項、第13項の国民健康保険税の課税の特例につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の新設に伴う所要の措置を講ずる改正を行うものであります。

附則第1項は、施行期日について定めるものであります。

第2項は、経過措置について定めるものであります。

以上をもちまして、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についての報告とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告第3号及び報告第4号に対し、一括して御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）及び報告第4号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 報告第5号令和7年度上野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました報告第5号令和7年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を御説明申し上げます。

報告第5号を御覧ください。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により、令和7年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を、別紙繰越計算書のとおり翌年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次のページの繰越明許費繰越決算書を御覧ください。

記載されております全10事業につきましては、それぞれ令和7年度の一般会計補正予算第3号・第6号・第9号及び第10号において上程し、所要の補正及び事業完了が翌年度となることから、既に繰越明許費の設定について議決をいただいているところでございます。

まず、ナンバー1のJ-ALERT設備更新事業については、消防庁より示されました方針に対応し、J-ALERTによる情報伝達手段の多重化を推進するため、新型受信機を導入する経費であります。なお、本事業の財源には緊急防災・減災事業債を活用する予定であり、設定した限度額628万4,000円の全額を、令和8年度会計へ繰り越したものであります。

次に、国の令和7年度補正予算事業を活用して実施する七つの事業について御説明申し上げます。

まず、ナンバー2の物価高対応子育て応援手当支給事業は、設定した限度額2,763万3,000円のうち20万4,000円を令和8年度会計へ繰り越したものであります。

また、次に申し上げる6事業につきましては、いずれも設定した限度額の全額を令和8年度会計へ繰り越したものでございます。

対象は、ナンバー4の収益向上作物生産振興事業、ナンバー5の町単独農道整備、ナンバー6の農業水路等長寿命化防災・減災事業（国の補正予算）、ナンバー7の生活応援商品券給付事業、ナンバー9の住宅改修費助成事業及びナンバー10の住宅新築費助成事業となっております。

次に、その他の2事業につきましては、それぞれ限度額の一部を繰り越したものであります。

ナンバー３のクリーンセンター中間処理施設・焼却修繕は、設定した限度額２，２９６万４，０００円のうち２，２００万円を令和８年度会計へ繰り越したものでございます。

ナンバー８の白銀荘大規模改修事業は、設定した限度額１，１２９万７，０００円のうち１，０６１万５，０００円を令和８年度会計へ繰り越したものであります。

以上、１０事業の合計で、限度額２億１，７０３万８，０００円のうち１億８，７９６万３，０００円を地方自治法の規定により令和８年度会計に繰り越しましたので、その内容を報告するものでございます。

なお、事業ごとの財源内訳のうち、国庫支出金など未収入の特定財源につきましては、事業完了時期等に応じて順次受入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第５号令和７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第５号令和７年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第１０ 報告第６号

○議長（中澤良隆君） 日程第１０ 報告第６号 法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（浦島啓司君） ただいま上程いただきました報告第６号法人の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき提出させていただきました、株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿って、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類を御覧ください。

１ページをお開きください。

初めに、令和７年度の事業報告書でございますが、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載しております。

２ページから３ページには、部門別報告書として、振興公社が指定管理者として町から受託し管理運営している４施設について、それぞれ経営・運営概要を記載しております。

２ページを御覧ください。

最初に、吹上温泉保養センター白銀荘についてですが、入館者数は９万９，８７１人で、前年対比３％の減、利用収益では９，７２９万３，６４８円で、前年対比３％減の実績となっております。

令和７年度は７月から１０月にかけて若干の減少が見られましたが、冬季間、特に２月の売上は過去１０年間で最高を記録するなど、通年では入込み、売上ともに依然高い水準で推移しております。

次に、日の出公園オートキャンプ場についてですが、総入場者数は１万４，３６５人で、前年対比８％の減、有料入場者数は１万２，０７０人で、前年対比８％の減、利用収益では２，７５９万２，４３７円で、前年対比６％減の実績となっております。

利用者数減の要因は、コロナ禍で盛んになりましたキャンプブームの落ち着きと、猛暑によるキャンプ離れなどが大きな要因と推測しているところであります。

３ページをお開きください。

次に、町営スキー場についてですが、リフト券の総売上枚数は１，８０３枚で、前年対比４％の減、利用収益では５９万６，０７２円で、前年対比１２％減の実績となっております。

町内在住の高校生以下の子どもたちをリフトを無料とし、１２月２０日オープン予定でしたが、雪不足のために１月１２日と大きく出遅れ、利用者数は前年対比２３％減となったところであります。

最後に、日の出公園についてですが、公園の利用料収入による利用収益は６２万８４４円で、前年対比２５％増の実績となっております。

ラベンダーフェスタかみふらのが１０日間開催され、期間中來場者数は５万５，０００人に上り、また、ブライダル撮影には１８５組の申請があるなど、観光客は毎年増えている状況にあります。しかし、ラベンダーなどの管理を行っている高齢者事業団の会員数の減少で、理想としている管理ができていないのが現状であります。

次に、令和７年度の決算報告書であります。

５ページをお開きください。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の合計は３，６５７万５，９７５円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債として合計は６２８万６１９円であります。

資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部ですが、株主資本３，０２９万５，３５６円で、そ

の内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と利益剰余金2,029万5,356円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算書について申し上げます。最初に営業収益となります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は、1億2,610万3,001円となっております。次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸高を差し引いた1,471万2,860円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高から売上原価を差し引いた1億1,139万141円となっており、さらに、販売費及び一般管理費合計を差し引いた営業損失額は1,451万497円となっております。

営業外収益としては、町からの管理委託料に当たる受託収入をはじめ、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ、3,314万8,275円となっております。

また、営業外費用としては、町に対し1,700万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額1,451万4,497円に営業外収益3,314万8,275円を加え、営業外費用1,700万円を差し引いた経常利益金額は163万3,778円となっており、さらに法人税等の54万600円を差引きまして、当期純利益金額は109万3,178円となったところであります。

以降、8ページから16ページには、参考資料として、部門別損益計算書のほか、各施設の月別利用集計表を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと存じます。

次に、17ページをお開きください。

令和8年度の事業計画及び予算についてですが、振興公社の経営方針については、新型コロナウイルス禍からの回復基調が今後も継続する見通しの中で、冬季入込みの増加やインバウンドの増加などの契機を取り入れるとともに、よりよいサービスの提供と利用者、来客数の増加に向け、取組を行っていくこととしております。

各施設において、白銀荘では北の聖地としての魅力向上、マナー啓発と再整備、日の出公園オートキャンプ場では遊び場の充実、日の出スキー場では地域貢献と利用者増加への取組、日の出公園ラベンダー園では癒し空間の整備について取り組むことを掲げております。

また、各施設とも適正な売上を見込むとともに、費用の支出は必要最小限にとどめ、安定した経営に努めていくことを基本方針として取り組んでいくこととしております。

18ページから19ページには、令和8年度の事業計画及び予算の基本方針に基づく施設ごとの入込み見込みと予定利用利益を記載しております。

18ページを御覧ください。

まず、白銀荘についてですが、計画入館者数を宿泊客で7,464人、回数券利用者1万1,000人を含めた日帰り客8万50人を合わせ、計8万7,514人とし、売上高は7,775万3,000円を見込んでおります。

19ページを御覧ください。

次に、オートキャンプ場についてですが、計画有料入場者数を1万1,810人とし、売上高は2,665万9,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場についてですが、利用券売上総枚数を1,745枚とし、売上高は56万7,000円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園利用料として38万5,000円の売上を見込んだところであります。

なお、各施設とも売上総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引いた営業損失については、町からの管理委託料等において賄う予定としていただいております。

以降、20ページから29ページには、参考資料として、予定損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書につきまして、公社全体と施設ごとに掲載しております。

最後に、30ページには、振興公社の株主名簿を掲載しておりますので、参考に御高覧いただきたいと存じます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第6号法人の経営状況の報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は10時35分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（中澤良隆君） 引き続き、会議を再開いたします。

大分暑くなってまいりましたので、ドアは開けたままで会議を開きたいと思います。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） それでは、日程第11町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 私は、今回の一般質問において、2項目6点について質問させていただきます。

まず1点目でございます。高齢者施設経営コンサル事業について、令和7年度当初予算に計上されました本委託事業について伺います。

この事業の目的がラベンダーハイツの四つの事業（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援）について、事業を行っている施設が建築より40年以上が経過し、施設の老朽化が進み、この間運営形態も多様化していることから、中長期的な町の高齢者人口や高齢化率の推移、既存の介護資源等を多角的に分析し、町に必要な介護サービスと適切な規模等を把握するための基礎データが必要となることから、418万円の予算を持ってこれを行うと説明がありました。この事業の成果報告が今年5月11日開催の全員協議会に報告されたことから、次の点について町長の考えを伺います。

1点目、施設が抱える老朽化への対応として、既存施設の全面改築（建て替えを含む）を目指すのか、あるいは四つの事業の一部を縮小、統合する一部集約を視野に入れているのか、さらには民営化（民間移管）の可能性も含めた検討状況について、現在の町長の考えを伺います。

2点目、本コンサル事業の分析において、中長期的な高齢者人口の既存の介護資源に基づいた町に必要な適正規模はどのように示されたのでしょうか。現在の各事業の定員数を維持することが妥当とされているのか、あるいは今後の人口動態を見据えて縮小、もしくは拡充すべきとの判断に至ったのか、具体的な数値や方向性について伺います。

3点目、このたびの事業報告により、今後の取組についてどのように進めていくのか、具体的な考えがあれば伺います。

次に、2項目めであります。

イベント刷新の理念と町民参画についてであります。

令和8年度予算審議におきまして、長年多くの町民や観光客に親しまれてきた7月開催のラベンダーフェスタのデイイベント（日中のイベント）を分離開催することが示されました。そして、これまで混雑回避のために見送られていた町民花火大会と、観光のトップシーズンを避けて町民に主体を置いた新イベントを合わせることで、町民主体のイベントとしての確立を目指すという新たな枠組みを提案されました。新年度がスタートして早くも3か月が経過し、予定されている事業については順次着手されている時期であると思います。

しかしながら、私たちの町の誇りであります全国的な知名度を誇るラベンダーフェスタの昼のイベントが見直しをされることは、多くの町民にとっても寂しく、残念な思いがあることは否定できません。それだけに、この大きなかじ切りによって誕生する新たな町民主体のイベントが現在どのように進められているのか、次の3点について町長の考えを伺います。

1点目、新イベントの基本理念について、町長が考えている町民に主体を置いたイベントとは、具体的にどのような姿を指しているのか。単に観光客主導から町民向けへと対象を変えるだけではなく、企画や運営の段階からどのように町民が参画できる仕組み（例えば、四季彩イベント実行委員会等への多様な参画など）を整えているのか、具体的な方針を伺います。

2点目、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、予算成立から3か月がたち、具体的にどのような事業に着手し、どのような組織で検討が進められているのか。また、開催時期や規模、内容の骨子について、現時点で町民に提示できる見通しがあれば伺います。

3点目、町民の誇りと全国的知名度の継承について、これまでのラベンダーフェスタが築いてきた上富良野のブランド力や町民の愛着を、デイイベントの見直しによって失うことなく、新たなイベントにどのように引き継ぎ、どのように発展させていく考えなのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの高齢者施設経営コンサル事業についての3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の老朽化への対応についてであります。ラベンダーハイツの現状として、議員御質

問のとおり、建築より40年以上が経過し、修繕等により施設を維持してきたところでありますが、従来の修繕では維持が困難となっており、建て替え等については、令和7年度に実施した高齢者施設経営コンサル事業の分析結果を基に検討を行っているところであり、現行の形態で経営を継続する場合、令和12年度には1億2,700万円程度まで赤字が増大し、累積赤字が7億円を超える推計との試算でした。

現在の介護サービスの必要性と将来のニーズを見据え、どのくらいの規模の施設が必要なのか、何年先までを見据えた施設としていくのか、どのような介護サービスを維持し運営していくにはどの程度の施設が適切であるかを検討している段階であり、具体的な方向性、内容等については現段階ではまだ決まっておりません。

現在行っている4事業（特別養護老人ホーム50床、短期入所10床、通所介護25人、居宅介護支援事業所）については、人口推計や高齢者人口の減少を考えると、4事業の再構築の方向が合理性が高いと示され、民営化の可能性についても言及されておりますが、現在の施設運営の仕組みや構造上、赤字となる可能性が極めて高いため、新規で施設運営を行う民間事業者がいらないことが予測されています。

次に、2点目の分析結果に基づく町に必要な適正規模についてであります。現在の規模における定員数は数年後には不要となり、20年後には特別養護老人ホームでは30床程度のニーズとなる推計となっているところであり、既存の介護資源の現況を踏まえても、現状維持あるいは拡大することへの合理性は極めて低い報告となっております。

次に、3点目の今後の取組についてであります。建て替えとなる場合における財源の確保や、職員配置、近郊の介護施設、特に町立病院・介護医療院との連携や調整を行うことで、町全体のサービス提供の効率化や赤字の圧縮も考慮しながら、本年度中に策定を行う第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、策定委員からの意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのイベント刷新の理念と町民参画についての3点の御質問にお答えいたします。

議員御質問のイベントの内容の検討につきましては、四季彩イベント実行委員会の下、それぞれのイベントの運営委員会があり、商工会や観光協会、JAふらのなど町内の各種団体によって構成されております。今回のイベント内容の変更や新

たな町民イベントの在り方など、これらの運営委員会や実行委員会において、近年の酷暑による日中イベントの高温対策や人手不足、関係団体の高齢化、会員減少といったお祭りの担い手側の課題にも真摯に向き合いながら検討を続けていただいております。本年度は新たな方法で実施できる見通しが立ってきたところであります。検討段階で未確定な部分もあると聞いておりますが、現時点での状況について答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目の町民に主体を置いたイベントの具体像と参画の仕組みについてであります。町民に主体を置いたイベントとは、町民の皆様が観客、参加者として心から楽しめることはもとより、出店者や運営者としても無理なく誇りを持って参画できるイベントであると考えております。

これまでのお祭りは、酷暑の中で長時間の準備や運営が、出店する地元事業者や各種団体の大きな負担となっておりました。今年度の開催に向けましては、どうすれば会員減少や高齢化が進む団体でも出店・参加がしやすいかという出店者目線の議論を重ねていただいております。準備負担を軽減し、出店のハードルを下げる工夫を行うことで、より多くの町内団体が主体的に企画、運営へと参加できる仕組みづくりを目指していただいているところでもあります。

次に、2点目の現在の進捗状況と今後の見通しについてであります。現時点で想定しているイベントの骨子について御説明いたします。開催日時及び場所については、令和8年8月8日土曜日、近年の酷暑を考慮し、また、出店者の皆様の当日の準備・拘束時間を短縮して負担を軽減するため、夕方から夜にかけての時間帯とし、日の出公園での開催を予定しております。

内容については、本町の未来を担う子どもたちや学生による音楽活動の発表の場を設けるべく、現在、関係各位への呼びかけや調整を進めている段階であります。また、夕暮れ時には、世代を超えて一体となれる盆踊りの開催を予定しており、子ども盆踊りから一般、そしてお祭りに花を添える仮装盆踊りまで、町民の皆様が自ら参加して楽しめるプログラムを計画しております。さらに、地域の豊かな食の魅力を発信できるような飲食ブースの設置についても併せて検討を進めております。フィナーレには、町民の皆様からの声も多かった夜空を彩る打ち上げ花火を行い、町民の皆様の夏の思い出となる感動的なワンシーンを演出したいと考えております。

次に、3点目の従来のブランド力や愛着の継承

と発展についてであります。ラベンダー祭りや花と炎の四季彩まつり、ラベンダーフェスタなどが築いてきた上富良野イコールラベンダーの町という全国的な知名度やブランド力は、本町の計り知れない財産であります。日の出公園のラベンダー園そのものの魅力や、観光地としての発信は、今後も強化してまいります。

7月の観光シーズンには、静かにラベンダーと景観を楽しんでいただく質の高い観光としてラベンダーフェスタを開催し、デイイベントの有無に関わらず、町民が誇りを持ってラベンダーのまちかみふらのと言えるよう、さらなるブランド力の維持、発展と、シビック・プライドの醸成に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問はございますか。

6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 再質問をさせていただきます。

2項目ということで、この2項目ともそれぞれ年度当初予算に上がりまして、予算特別委員会では審議をして、私もかなり質問させていただきましたが、いまだかつてちょっと分からないのと、あと、1年たつてこの高齢者施設経営コンサル事業の成果報告が先月議会に報告され、その報告書自体は要約されているものでした。全ページをお見せいただいたわけではありませので、すごく分かりづらいなというのがありましたので、今回この高齢者福祉事業の根幹に関わるものだと思いますので、再答弁を求めたいと思います。

1点目の部分でありますけれども、既に40年が経過し、従来の修繕では維持が困難ということで町長の答弁がありました。私も短い1年2か月でしたけれども現場に配置され、確かに修繕ではなかなか困難なものが出てきているけれども、現状ではそれを少しずつ改善するために現場では日々管理されている所長など職員が頑張っていると思います。

その中で今回出したもの、418万円をかけてコンサルから頂いた分析結果を基に検討を行っているところというふうに町長から先ほどの答弁いただきました。どのように検討を行っているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在は、コンサルから出た結果を基に検討中ということで、報告書を5月に皆さんにお示しいたしました。その報告書は、皆さん御承知のとおり、一つの方向には当然結果として導いてはおりません。いろいろなパターンがあり、こういうパターンがあり、大きく三つ示されております。その中でどれが可能なのか、どれが経済的に有利なのか、また、どれが人手等を含めて可能なのかを含めて、あとサービスを受ける方、こちらは高齢者の方もおられますので、そういうことも勘案しながら現在検討中であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 成果報告書の扱いを基に今考えている、その考えているのは現場のセクションであるということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現場もそうですが、高齢者全般に関わる大きな問題でありますので、保健福祉課を中心に現場のラベンダーハイツ、そして一部介護医療院、町立病院にも報告書が言及されておりますので、保健福祉課を中心に現場のラベンダーハイツ、町立病院、この3者が中心となって検討を進めているということです。そのほか、いろいろ民間委託等も考えると、関係団体にいろいろ調査、聞き取りなどもする必要があるかと思いますが、基本的にはその三つで庁舎内は動いております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） では、今の町長の答弁でいくと、町内プロジェクトをつくっているという域までは行っていないのか、行っているのか、その点を再度確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町内プロジェクトという銘は打ってございません。縦割りを横断的というプロジェクトではございませんので、これはそれぞれの所管が抱えている問題ですので、プロジェクトを組まなくて今の組織体系で十分といいますか、検討していても、それはそれで正しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 町内プロジェクトという名称がよいのかどうかはあれでしょうけれども、でも今、保健福祉課が入って、ラベンダーハイツ

も入って、病院も入ってとなったら、私は庁舎内のプロジェクトで考えているというふうに私などは理解してしまうのですけれども、ただの集まりだったら公務ではなくなってきます。先ほど冒頭言いましたけれども、ラベンダーハイツのこれからというのは四つの事業の中で高齢者福祉の根幹なのです。民間でもやっているデイサービスなどもありますし、そういうものを含めれば本来はこの418万円をかけて成果報告を頂いた、その成果報告をどうするのですかと予算特別委員会的时候にも聞きましたけれども、それを基に検討していきますと。もう時間ばかりたつてどうしようもなくなるのではないかなと思います。私はやはり町長にはせっかく貴重な418万円をかけて作った成果報告書を、時間がたつと数字は古くなっていきますし、その扱いも忘れてしまう、だから報告書もオープンにしてほしいし、町内プロジェクトで今まさにこれからの第7期ですか、総合計画です。総合計画にもという気持ちがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

プロジェクトと銘を打たなければ公務ではない、好きな人が集まってやっているのではないかと。そのようなことは全くございません。それぞれの職務で、それぞれ担当の分野、職責がありますので、それに基づいてちゃんとやっております。プロジェクトと銘を打たなくても、それぞれの担当が協力し合いながらやっているということで、御理解いただければと思っております。

総合計画のほかに答弁もさせていただきました第10期の高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画において、今後具体的なことを、まずそこから決めていかなければならないと思っておりますが、大きな改築、新築を含めて、そういう方向が出れば総合計画にも盛り込んでいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ごめんなさい。いただいた答弁書を何回も読みながら町長の考えをくみ取ろうとしている自分もおりますけれども、今の総合計画にも何か乗るような乗らないような、ちょっと曖昧なふうに私自身は今聞こえたのですけれども、40年もたっている施設の未来を考えるために418万円もかかったコンサル事業を出して成果報告を頂いている。ここまで来ていて、

検討しています、所管でそれぞれ役割で集まって町内プロジェクトの銘がなくても、そのようなことは当たり前ではないかなと自分などは思いますけれども、だから、本当に根幹となるものをこれからやるのだったら、10年先、20年先を見据えなければいけないというふうには自分は思うのです。ですから、今回一般質問している中では、貴重な財源を使ったものをさらに町長はこういうものに活用していくためにやっているという、町民の代表である議会にそういう投げかけをするものだというふうに私は勝手にですけれども推測したのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

林議員の推測にお答えしますが、報告書が出てからまだ3か月目ですので、まだ今は検討中ということであります。総合計画に載せるか載せないかというのは報告書の三つのパターンの中にも書いてあるとおり、民営化ということも報告書の中には書いておりますので、民営化になった場合、もちろん決まっておりますが、それらを含めて検討しておりますので、載るか載らないかは、やはりその前段となるこの三つのセクションでの検討が前提条件になると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 推測にお答えいただきありがとうございます。民営化の話が今出ましたけれども、今回5月11日に私たち議会に報告があったパターンは3パターンで、実際報告書にはもっとたくさんありましたと。その中から抽出をされた。いわゆる自分たちで絞ったということですか。それはよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えします。

民営化などについては最初の答弁でもあるように、新規で運営を行うような事業者がいらないということも報告書の中に既に書いてありますので、非常に可能性は低いですが、かといってそれが絶対的なのかを含めてきちんと報告書の中には民営化は可能性は低いけれども、民営化した場合にはこうだというのはパターンが示されていますので、それについてもしっかりと検討していきたいというようなことで、ただ、その可能性は低いということで概要版の中には詳しくそういった部分は書いていなかったということで御理解を賜りたいと思います。すみません、概要版の説明と

いうことで私から答弁させていただきました。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 今の副町長のお話は分かります。

今のコンサル事業の全体的な成果報告書を開示するかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

これは秘匿にする理由は特にございませんので。量が、ダイジェスト版だとあれなのですが、本編だと量があるので、その辺も含めて特に秘密にしなければならないというものはございません。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 町長たちが秘密にしているとは言っていないので、データの時代なので、ぜひホームページでアップしていただければ、私たち議員も町民の代表として、たとえ分厚いものでも 1 ページ 1 ページ拝見したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

このコンサル事業の三つ目の点の部分の再質問をさせていただきますけれども、今回、10 期の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画においても策定委員からの意見をいただくということが答弁書には入ってございましたけれども、策定委員にこのラベンダーハイツのそうしたものを検討していただくというのは荷が大き過ぎるような気がするのですが、その点はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

この策定委員の皆さんにラベンダーハイツの問題を 100% 検討してもらうということではございません。ただ、その三つのパターンによって高齢者、受益者の方がいろいろ影響を受けますので、その辺の影響はやはり計画を立てる上で委員の御意見を賜わないといけないと考えておりますので、それを受けて我々もどれが現実的なのかというのをしっかりと判断していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 策定委員の皆さんは役場でつくった計画書を見ていろいろな立場で御意見を述べられると思いますが、その中でこのラベンダーハイツも含めてというとな本当に重責を担うような気がしますけれども、そこまで重責をお願い

していいのかなというのがあります。できれば私たち議会にもそういうものを、そういうものというのは介護保険計画とかそういうものではございませんけれども、ラベンダーハイツのことについて議会にもこれから、現在も四半期ごとに収支状況報告もいただいていますので、ぜひ引き続き私たち議会にもそういういろいろな角度での情報提供をお願いしたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。議会の皆さんに対する情報提供というのは、これまで以上に気をつけて、この策定委員にはもちろんこういう投げかけもしますが、それ以上に町民の代表の皆様には、これ以外のことも含めて、ハイツに関わらず介護医療院とかいろいろ関わってきますので、その辺の情報共有はしっかりとさせてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） これから先というのは高齢者人口の減少の局面に入っていくというふうにもう今言われて、それを推計するというのは本当に至難の業だなというふうに私も考えますが、だからといってそれを時代が時代がで検討検討では申し送りというのはできないというふうには私自身は思いますし、今のラベンダーハイツというところで行っている四つの事業についても、いろいろな課題がある中でも進んでいかなければならないというのは、もう町長も言わずにも承知している部分であると思います。であれば、先ほどの町立病院、保健福祉課、ラベンダーハイツ、それだけにとどまらず、財政的な面、修繕は難しいと先ほど言われたので、そこで建て替えなのか、いろいろ難しいかもしれませんが、企画サイドとか、そういう面も入れた庁舎内プロジェクトという形で銘を打ってでもいいので、ぜひラベンダーハイツの再整備運営基本方針という形でもいいので、取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

保健福祉課を中心とした三つの課でやっているということは先ほど答弁させていただきましたが、おっしゃるとおり、総務課サイド、財政サイドも含めてしっかりと取り組んでおりますし、これから取り組んでいきたいと思っています。話は戻

りますが、それをプロジェクトと呼ぶかどうか、それはさておいても、我々の仕事は担当するところできちんと進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 庁舎内プロジェクトという名称にはこだわりのないもので、ぜひラベンダーハイツの再編整備基本方針なるものを、皆さんでしっかりしたものを将来に向かって考えていただければと思います。

次の2項目めのイベントの関係でございます。これも今年の3月の予算特別委員会に唐突に出てきたといいますか、町民イベント開催ということで、その時点の資料としては名称も未定だったということで、早い話、ラベンダーフェスタの間のデイイベント（日中のイベント）を暑いから取りやめたいとのことでございました。中身がほとんど何も決まっていないう中で、本当に質問していても質問にもならない、何か審議にもならないようなものとしてずっと私の中にはあったのですけれども、その間でもここまで3か月来た中で、町民向けの新しいイベントについてということで、先ほど町長の答弁の中では8月8日土曜日に現時点では決まっているというふうにお答えがありました。逆に言えば7月のデイイベントがなくなったのを皆さんは知っているのかなという面もあるのですけれども、もう一度確認しますけれども、町長は予算特別委員会でもお話ししましたけれども、猛暑、酷暑で出店者の皆さん、運営団体の方たちの暑さ対策が大きな要因だということで、デイイベントの延期というのでしょうか、そういうことを決めたということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

実行委員会でやっておりますので、私の権能で決めたわけではございませんので、重ねてその辺は申し上げたいと思います。実行委員会で、やはり暑さ、担い手不足、そして特に去年のイベントでは渋滞です。5万人を超える方が、1日ではありませんけれども、1週間以上にわたって来た場合、去年は平日も相当近隣の住民の方には御迷惑をおかけいたしました。渋滞は特に去年はひどかったのですが、それ以前からやはり暑さと担い手というのがあって、どうしたらいいのかということは実行委員会の中でも課題として検討してもらった結果、予算委員会的时候はまだ検討中で具体的なことは皆さんに、私がトップダウンで決め

られるものでもございませんので、予算委員会的时候は私の答弁を聞いていてなかなか決まっていないうことが多かったの理解はなかなか難しかったのかなというふうにも思いますが、今の段階では、先ほど答弁したように、デイイベントは8月に、それまでやっていた盆踊りも含めて、そして町民から多くの声を寄せられていた花火大会も含めて、デイといいますか夕方からといいますか、それを計画しております。

あと、広報の仕方は、7月のラベンダーのライトアップはライトアップだけになってしまいますので、その辺は周知はしっかりと今後、7月のイベントもそうですが、8月8日のイベントもししっかりと進めていかなければならないのかなというふうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 四季彩まつり実行委員会の委員長は町長ということですか。ちょっと分からないのが、すみません、答弁書をいただけるだけであらうなと思ひながら読み返して思ひのですけれども、8月8日のイベント名は何というのですか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6 番林議員の御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、三つのイベント全体の委員長ということで四季彩まつり実行委員会の委員長は町長が務めております。それぞれに運営委員会がぶら下がっておりまして、その運営委員会には町長は入っていないので、その運営委員会に入っています私から答弁させていただくということで御理解を賜りたいと思います。

私はラベンダーフェスタの運営委員会の副委員長ということでございまして、委員長は観光協会の会長にいただいているような状況でございます。新しいイベントですので新たなイベントの運営委員会というのはまだございませんので、今ありますラベンダーフェスタの運営委員会の中でずっと協議を続けてきたということでございまして、それは話が大体方向性が見えてきたことで、今年度の予算でこうしたらいいのではないのかと。その前から特に花火のことは議会でもぜひ町民の希望なのでやってほしいというお声もたくさんいただいていたので、運営委員の皆さん、各団体の皆さんにいろいろ御協議をしていただいたということでございます。

今月の委員会が始まった途中の6月10日ぐらいにラベンダーフェスタの運営委員会を開いておりまして、その場で基本的に新しいイベントの8

月8日という部分と、それから名称について、運営委員会での決定がありましたので、運営委員会で非常にシンプルに、上富良野夏祭りという名称で分かりやすくやっていいのではないかなということで、今後広報がされるというふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今の副町長のお話でいくと、名称は上富良野夏祭りということで、8月8日です。これは、今年度は試験的なものになって、来年度は分からないということなのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 申し訳ございません。6番林議員の御質問にお答えします。

名称も決まりましたけれども、まだまだどのような出店になるのかというのもこれからしっかり煮詰めながらやっていきたいと思っていますし、当然、議員御指摘のとおり、初めてやることから、いろいろな試行錯誤を繰り返しながら、どういうふうにして花火のフィナーレに持っていくのか、いろいろな部分で参加されている団体の方から意見をいただきながら、よりよいものをこれからつくっていく段階ということで御理解を賜りたいと思っています。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 副委員長への質問になってきてしまって私は本意ではないのだけれども、答えている人が副委員長ということで、本来は実行委員長がそのようなことは掌握しているような気もするのですけれども。今回のこのイベントの1点目の答えにあったのですけれども、町民に主体を置いたイベント云々ということで、町民の皆様が観客参加者として心から楽しめるということで考えていますと。これは町長の考えではないのかな。運営委員会の考えなのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

私の意見でもありますし、皆さんの御意見でもあります。運営委員会の一致した意見、目標といえますか、そういうものであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長の思いも入っているということで、すごく安心したという言葉がいいのか分かりませんが、見直しをされて、8月8日ということで、私なんかはこういう紙を頂いたら8月第1週が固定になってしまったら来年

は選挙だとか、そのようなときに職員の皆さんの支援はどうなるのかなとか、本当はそういう時期も含めた中で検討していくものではないかなというふうに思います。先ほどの新イベントの名称を聞いたのは、ラベンダーフェスタの期間は今回7月4日から7月10日までということで、そこから除かれる上富良野の夏祭りということで、もうラベンダーフェスタは名称は出てこないというふうに理解させていただいていいのかなというふうに思っています。

その中で今回8月8日出店する地元事業者や何かの、今までのことが負担になっていたということでございますけれども、負担になっていたのかなという点が私もよく分からないのですけれども、実際出店していた地元の事業者が暑くて準備も大変だというお話が運営委員会で反省の中で出て、それを実行委員会で話されてという形になったのかも確認させていただきたいなと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現場の声として、暑さだけではございません。答弁もさせていただきました人手の不足ですとか会員の方の高齢の問題、いろいろそういう現場の声は出ておりました。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） それでは、これは町長が答えづらいかなと、副町長かなと思いますけれども、準備負担が軽くなるということで、どのように軽くなるのか教えていただけますか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えします。

準備することは当然同じですけれども、結局、時間帯が短くなることによって身体の部分の負担が軽くなりますし、それから準備する物品自体も、長時間しかも酷暑の中でそれを維持するということになるといろいろな、冷蔵庫の関係では特に一昨年では35℃ぐらいになったときには冷蔵庫自体が壊れて肉が腐りそうになったとか、そういうような実態もありまして、それから、それくらいになると当然お客さんも日陰の全くない公園に来ると非常にロッジの日陰にすし詰め状態で涼を求めるような、そのような状況も発生していた実態をしっかりと事業者の方も見ていて、あまりにも暑くなるとかき氷も何も売れないのです。そういった食べ物も売れない、それから冷蔵庫も壊れるというような、いろいろなことも事業者の方か

ら運営委員会としては伺っておりまして、そういったことも一つ酷暑の弊害もあったということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 今まで出店していただいている事業者からもいろいろな声をいただいたということでございます。準備負担軽減にはならないけれども、逆に言えば開催時間が短くなる、日にちも短くなるということであれば、売上にも影響もするけれども、それよりもやはり酷暑、働いている人たちの健康管理を第一に考えたということで理解させていただきたいと思います。

この中で2点目に、夜空を彩る打ち上げ花火を行うということで、今年の3月の予算特別委員会のときにも財源の話も聞いたときに、役場で寄附を集めるというお話がありました。これから8月8日に向けて、物すごく時間がない中でも職員が本当に一丸となって寄附を集めるというのは、予算特別委員会のときでも大変ではないのかというお話を私はしましたけれども、そういう財源は当初予算には当然なかったというふうにお聞きしておりますので、出店者のことも考えれば、そういうことも大切だとは思うのだけれども、できればラベンダーフェスタのデイイベントのときの時間を短縮するとか、そういう取組をしてはどうでしょうか。

あと花火についても、町の予算の提案がああいう形の提案でございましたので、それを云々言うことも今この時点ではございませんけれども、もう少しそういう点も配慮した、せっかくそういう出店者の皆さんの酷暑対策がメイン、売上のことについては次に置いてでも健康第一ということも分からないわけではございませんので、その点はこれから町長が、一丸となって職員にもまたお話もされると思いますけれども、ぜひ町民に親しまれる上富良野夏祭りを行っていただきたいと思いますけれども、町長その点はいかがでしょう。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員を御質問にお答えしたいと思います。

酷暑の中、時間を短縮して、短縮すれば売上に影響するかもしれませんが、それでも健康を第一に優先したのは、私が率先してこうしてくださいと言ったわけではございませんが、会員の皆さんでそれでもやはりということで決めたことですので、それに長として皆さんの健康がとか……もちろん健康もありますが、皆さんで決めたことですので、それは誤解ないように答弁させていただきたいと思います。

それと、役場で寄附を集めるということは答弁していません。役場で寄附は集めません。実行委員会では集めるかもしれませんが、役場では予算の既存のイベントの予算の中で実行委員会が都合をつけて花火のお金を捻出しますので、そういうことであります。

それらの誤解を解くような答弁をさせていただきましたが、それらを含めて、この8月8日、これは先ほどの選挙の話も、バッティングしてどうするのかという、8月8日第1週、第2週で固定した開催期間として決まったわけではございませんので、それらは柔軟に、もし今後2回目、3回目と続くときには、スケジュール的なものは柔軟に対応していくのだろうと考えております。

それらも含めて、やはり花火とか、ここ近年打ち上げておりませんでしたので、そういうものも含めて、町民の方が夏のお祭り、盆踊りも含めて楽しんでいただけるイベントということは非常に大切なことだと考えておりますので、ぜひうまく成功して、部分的な微調整はあるかもしれませんが、末長くこの花火、盆踊りをそれぞれ町民のイベントとして続けていけるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 町長が決めたわけではないということを再三言われておりますので、そうだったのだなというふうに私も今考えました。寄附については実行委員会が集めるということで、予算特別委員会のときに私は言ったなと思ったのですけれども、会議録を今見てもいないので言い切ることはできませんけれども、大変だなという話をして終わったなと思ったのですけれども、実行委員会が寄附を集める、もうあと2か月を切った時間の中ですので、大変かと思えますけれども、実行委員会の皆さんも暑い中の寄附のあれかもしれませんが、ぜひ頑張っていたいただきたいというのはございます。

ちょっと分からないのが、今はまだ細かいのが決まっていないということを再三言われておりましたけれども、答弁では一応お話をされています。音楽活動の発表の場を設けたり、すごくいろいろなことも考えているのだなと。町民の皆様が自ら参加して楽しめるプログラムを計画している。ラベンダーフェスタ運営委員会の皆さんも本当に大変だなというふうに思いますけれども、町を挙げて町のラベンダーフェスタのデイイベントをやめてでもこれに取り組むという、町長の思いではないみたいなので何とも言えないのですけれ

ども、いずれにしても今年やるものを期待したい
と思いますので、ぜひ広報や何かで細かく私たち
町民にそういう状況を広報していただきたいと思
いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお
答えしたいと思います。

新たなデイベントを 8 月 8 日に決めたのは皆
さんで決めましたし、私の思いでもあります。私
が命令してという誤解を与えたら困りますので、
そういう意味ではございません。例年、去年も言
われたとおり、花火ですとか渋滞ですとか酷暑と
かいろいろありましたので、そういうものも含め
て何かということは思いは持っておりましたの
で、私の思いも実行委員会の皆さんの思いもある
点で一致したので実現できたというふうに、皆
さんのおかげでできるのだなというふうに考えて
おります。

これらを含めて、内容については、音楽などに
ついてはまだ決定ではございません、声をかけて
いるということで、町民参加の在り方、今後さら
に決まっていくのかと思いますが、いずれにし
ても町民の皆さんが楽しめるようなイベントに
ぜひしていきたいと、そういうふうに私も思っ
てますし、実行委員会の皆様もそういうふう
に思っていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） 事故なく成功に終わるこ
とを望むのですけれども、最後の 3 点目のお答
えにもありましたけれども、7 月の観光シーズ
ン、この時期からはデイベントがもうなくなっ
てしまっ、ラベンダーフェスタはライトアップ
だけということなのかなというふうに思いま
すけれども、7 月の観光シーズンは静かにラ
ベンダーと景観を楽しんでいただく質の高
い観光としてラベンダーフェスタを開催し
ていくということでございました。町長が思
っているこのラベンダーフェスタの期間とい
うのは、私が今言いましたラベンダーのライ
トアップとラベンダーの花を見てもらうとい
うことに尽きるのかどうかを確認させてくだ
さい。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお
答えしたいと思います。

ラベンダーフェスタのライトアップは、今年
からデイベントが別の日ということで、ラ
ベンダーの花を見るライトアップですけれ
ども、特殊な演出効果がほかでは見られ
ないラベンダー園で

すので、それでも静かにとは言いつつも、
去年もトータル 5 万人を超える方が夜来
ていましたので、そこからデイベントの分
は幾らか減るのかもしれませんが、それ
でも順調に来場者が増えれば 5 万人は、
また今年もラベンダーを見るだけでも
多くの方が来てくれるのかなというふう
に考えておりますし、期待しております。

当然、見るだけではなくて、いろいろ経済効果
も期待しておりますが、何といたってもやはりラ
ベンダーの町、発祥の地というブランドイメ
ージといいますか、そういうのはやはりし
っかりと受け継いでいって、ラベンダーを
中心とした観光というのはなくすわけに
はいかないと考えておりますので、そ
ういう意味ではもう何十年も続いている
ラベンダー祭りから続いているラベンダー
を中心とした観光というのは、形を変
えるかもしれませんが、引き続き長く盛
大になるように、企画、運営、開催して
いかなければならないと考えておりま
す。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6 番林敬永君。

○6 番（林 敬永君） ラベンダー畑のラ
ベンダー自体のライトアップということで、
先ほどの法人の報告にもありました、ラ
ベンダーフェスタ期間 5 万 5,000 人が、
町民も含めて、観光客の皆さん、イン
バウンドも含めてということで、多く
の皆さんが上富良野にやってきていた
で、これからはそのラベンダーフェスタ
のライトアップ期間中には、夕方です
か、駐車場も有料にされるということで、
その財源を持ていろいろなことでもこ
れからも取り組んでいかれるのだらう
なというふうには思いますけれども、せ
っかくまた一つの転機なのかなと思いま
すし、町長の答弁書にもありましたけれ
ども、シビック・プライド。シビック・
プライドとは何なのだろうかと、私自
身英語が堪能ではありませんので思
いました。そのシビック・プライドとい
うのは、町民が実際に自分の町に入
って声を出すというまちづくりみた
いなふうに私自身は解釈しました。ぜ
ひ上富良野の夏祭り、ラベンダー
フェスタ運営委員会だけではなく、今
年はもう無理でしょうけれども、今
やっているのか分からなくて聞いたら
あれですけども、ぜひそういう町民
の皆さんの声もいただく機会を設け
ていくことが必要ではないかとい
うふうには私は思いますけれども、
町長はどう思いますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番林議員の御質問にお
答えしたいと思います。

町民の声をちゃんと聞かなければならないのではないかという御意見だと思いますが、実際に運営のことを決めているのは四季彩まつり委員会だったりイベントごとの実行委員会ではありますが、委員長ではなくても首長としても花火がなくなっただけで寂しいという声はしっかりと届いておりますので、そういうことが各委員にも町民の声というのはある程度は届いていると考えておりまして、その声を持ち寄って計画をつくっていると考えておりますので、もちろん、明確な形で委員に入れるとか、いろいろ方法はあるかもしれませんが、十分町民の方の要望ですとかニーズとかそういうことは気を配りながら、イベントはつくっていかねばならないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、町長に言われたとおり、今はもうSNSがありますから、声を聞く手段というのはもう本当にいろいろな手法があるので、私でもSNSを使うくらいの時代になって、65歳になってこういうことをやるのだなと自分で思いますけれども、ぜひ町民の皆さんが楽しめるプログラムをつくるのだったらそういう場を設けて、若干お金はかかるかもしれませんが。発信して、声を生かしてそれを反映するというのは大変なことでもあるし、今年からはそういうものがまた様変わりする中でもありますけれども、ぜひ町の未来を考えたら変革は必要だと思います。ただ、変革は必要なだけでも、突然暑いからやめた、ということだけは……これからはぜひ町民の声も聞いた中でこういうふうにしていこうかなという指針を町長には考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

形を変えながらやっておりまして、一つの形を継続していくということも大切ですし、上富良野でいえばラベンダーというこのストーリーを維持していく、エッセンスを維持していくということも非常に大切だと思います。そのような中で突然のことというのはないほうがいいのですが、暑さに関して言えば、やはりここ近年の暑さでもうずっと皆さんは大変でしたし、来場する方も結構大変だったのかもしれませんが、出店されている方もいろいろ大変でした。本当に年々暑くなってきました、学校にエアコンが必要にもなってきた、ということと根っこは同じなのかなと思います。

ますので、やはり突然感はあるかもしれませんが、それまでは耐えてきた時間も水面下にあるということで暑さに関しては御理解いただきたいと思います。

それ以外についてもしっかりと、町民の方を楽しんでもらえるためには、いろいろプログラムの微調整、トライ・アンド・エラーをしながらいろいろ微調整はしていかなければならないとは思っておりますが、町民の方が楽しんでもらう、思い出を残してもらう、長く続けられるというのが非常に大切なことだと思いますので、夏祭りに関してはそういうことで、7月のラベンダーのイベントについても、ラベンダーを前面に押し出して、末長く続けていけるように頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6番林敬永君の一般質問を終了いたします。

次に、11番北條隆男君の発言を許します。

○11番（北條隆男君） 私は、防災対策について町長に伺いたいと思います。

東日本大震災以降、地震による災害や異常気象による大雨、集中豪雨などによる水害などが全国各地で多発している。また、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウトで電力の大切さが身にしみて感じたところである。

今後の災害時における電力確保等について、以下2項目について町長に伺う。

1項目め、上富良野町泉町1丁目に北海道電力の変電所があり、十勝岳の噴火や泥流による災害や富良野川とコルコニウシュベツ川の合流地点の付近にあり、災害や水害が起こったときの電力供給に対する考えを伺う。

1点目、大正泥流の発生の際の変電所付近の最大水位は。また、当時と現在の水位の変化はあるのか伺う。

2点目、北海道電力と町の変電所に対する洪水対策については。また、最近の異常気象による対応を伺いたいと思います。

3点目、コルコニウシュベツ川の雑木、雑草が見られるが、これらの管理状況を伺う。

2項目め、避難所について。

災害の発生は、平日の日中だけではなく、土日、祝日、夜間に発生することもあり得る。災害発生の際の避難所の開設について伺いたい。

1点目、避難所の鍵の管理、取扱いは誰が行うのか伺う。

2点目、住民会や町内会にどのように周知して

いるのか伺う。

以上、2項目5点について、町長の考えを伺いたい。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの防災対策についての3点の御質問にお答えいたします。

近年多発する大規模地震や集中豪雨などの自然災害に加え、本町が十勝岳大正泥流被災100年の節目を迎えた今、防災意識のさらなる向上と対策の強化は極めて重要であると認識しております。

まず、1点目の大正泥流発生時における変電所付近の最大水位の変化についてであります。当時の当該地点の水位につきましては、北海道大学がまとめた文献情報からおおむね1メートルから3メートルの水位に達していたものと推察されております。

一方で、町が令和6年3月に改訂した洪水ハザードマップにおいても、当該地域は想定浸水深3メートルの区域に設定しております。

このことから、大正泥流当時の被災状況と、現在のハザードマップが示す想定最大水位は、同等のものであると認識しております。

次に、2点目の変電所の水害及び気象災害対策についてであります。北海道電力におきましても、現行の施設敷地が町のハザードマップにより最大3メートルの想定浸水域にあることを正確に把握している旨を確認しております。同社からは、全道ブラックアウトの教訓や、十勝岳の噴火災害への備えとして、当該施設において既に必要な減災対策を講じているとの説明を受けているところであります。

町といたしましても、電力は生活や産業を支える重要インフラの一つと考えております。今後とも北海道電力とも緊密な連携の下、異常気象をはじめとする有事の際にも電力の安定供給が図られるよう、地域の減災対策に万全を期してまいります。

次に、3点目のコルコニウシュベツ川の管理状況についてであります。当該河川は、北海道旭川建設管理部で管理している一級河川であります。当該河川については平成30年に雑木処理を

行ってまいりましたが、伐採から8年が経過し、樹木の再繁茂による流下能力への影響や危険性が懸念されていることから、本年2月に、富良野川及びコルコニウシュベツ川の雑木処理及び土砂上げの適切な維持管理措置を講じるよう、北海道に対して社会資本整備の要望を行ったところであります。

今後も北海道の対応状況を注視し、連携を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの避難所についての2点の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、災害は時と場所を選ばず発生するものであり、特に職員が庁舎に不在となる閉庁時間帯や夜間における迅速な避難所の開設、そして町民の皆様の安全な避難誘導の確保は、本町の危機管理における極めて重要な課題の一つであると認識しています。

まず、1点目の避難所の鍵の管理についてであります。平時の施設管理につきましては、各施設管理者が行っており、地域に点在する自治会館につきましては、各自治会が行っているところであります。

災害などの有事における避難所等の開設、運営につきましても、避難所運営マニュアルに基づき、町職員による後方支援を行いつつ、地域住民で組織された自主防災組織が中心となって対応することとしております。これらに備え、毎年2月には住民参加型の防災訓練を実施し、有事の際の避難所開設準備等を含めた実践的な連携強化を図っております。

次に、2点目の住民会や町内会への周知についてであります。町のホームページに加え、令和6年3月に改訂いたしました防災ガイドブックを活用し、有事への備えや具体的な対応について周知を進めているところであります。

また、1点目の答弁とも重複しますが、毎年2月の住民参加型の防災訓練も重要な周知の機会と捉えており、有事の際の避難所開設準備や、各警戒レベルにおいて取るべき避難行動等について、実践を通じて町内会への周知、浸透、協働への理解を進めており、引き続き、地域と一体となった協働の防災体制の構築に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、若干早いのですが、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時です。

午前11時48分 休憩

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

再質問はございますか。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 先ほどの質問の中で最初に伺いたいのは、北海道電力との防災についての話し合いはやっているのか、やっていないのかを聞かせてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

変電所に関わる情報機能・能力含めて災害時にどうなのかという情報はいただいております。それに基づいていろいろ調整はさせてもらっております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） それでは、変電所の能力なのですが、例えば水害が出ました、そしたら水は何センチメートルとか何メートルまで耐えられるとかという北電からの情報はあるのでしょうか。そこを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野の変電所には送電線と変電装置がございます。こちらの装置は1メートルまで耐えられるということです。送電線については3メートルまで大丈夫ということは北電から伺っております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 1メートルぐらいなら耐えられるということであれば、3メートルは異常ですからこれはまた話は別だと思うのですが、1メートルもしくは1メートル50センチぐらいの水が来ても耐えられるぐらいの、例えば壁とか側に何かパネルを入れるとか、そういうことは北電との中で話は出ているかどうかを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

装置は1メートルまでですので、それまでは何をしているかということもお聞きいたしました。土のうの備蓄と排水ポンプを用意しているということらしいです。それ以上になると装置がもたないということですので、それを越える場合はどうするかというと、移動式の変電所車というのが、

それは常備されておりませんが、北電は持っておりますので、それを用意して、それは送電線が3メートルまで耐えられますので、1メートルを超えて変電装置が駄目なときは、移動式の変電所車というのを用意して変電をするというふうに聞いております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今ので分かりましたけれども、そうであれば、1メートル50センチとか、今は2メートルでもいいですけれども、何か壁を考えればその電力が切断されるということはちょっと考えられないと思うので、そこら辺を考えた北電との話し合いとか、例えば防災対策の中で国から補助金をもらうとか何かとかは、そういうことはできないのかなと思うのです。そこら辺はどうなっていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

どういう対策をするかというのは、北海道電力で十分検討しているということです。ただ、変電所の数が上富良野以外にもたくさんあって、順次ということで、その方法については何がいいのか、何が効果的なのか、経済的なのかも含めて十分検討しているというふうに話を伺っております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の話でいくと、そういうことは北電との話し合いの中では今のところ考えていないということで、今後そういう検討を町でする気があるかどうかというのは、どういうふうに考えているかを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

北電の設備ですので、北電が壁を作ったりということは現時点では具体的なものは持っていないということで、常にどうするかというのは一般的には考えておりますが、具体的にでは上富良野のということは今のところ持っていません。策がないというわけではございません。土のうですとか排水ポンプですとか移動式の変電所車というのは現在ありますので、当面はそれで対応ということで、今後、施設の耐用年数とかでいろいろ変えたりするときは考慮するということだと考えております。

では町としてどうするのかということなのですが、もちろん電源が喪失したら困りますので、壁を作ってほしいとか、そういう具体的な案を示し

ているわけではございませんが、電源の確保ということで、一般論ではありますけれども、それには十分注力してくださいということが防災対策としては必要ですので、それは常日頃から電源の確保などは重要課題ですので、北電とは常々それは協議しております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 話の上では分かるのですけれども、なぜそういうことをしつこく言うかという、変電所は変電所車が来れば何ともないと。だけれども、あそこへ1メートル以上の水がつかったときに車が行けるかどうかという問題もあります。だから、なったときよりもなる前のことをもっと考えなかったら町として対応できないのではないかなと思って、そして、答弁書にもありますように、上富良野の産業、畜産関係ですけれども、やはり何時間の停電は耐えられると思うのですけれども、そのような何日もたってしまったら、水が引かなかったらどうしようもないことだから、そういうことを考えると、そういう対策も産業を考えると必要でないかと思うのですけれども、町はそういうことは考えていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

町は電源喪失したら大変だということが分かっておりますので、常日頃よりその確保は北電にお願いしているところです。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） お願いしているのであれば、やはりその補助金を、あるかないかも分からないけれども、防衛でも何でも、防災でも、そういうことを活用できるような方法を考えてでも、全額北電に出せたといってもこれは無理があると思うのです。町も協力するからやってくれと。そしたら電源確保も、2メートル以上というのは考えにくいから、そこら辺は検討する余地があるのではないかと思うのですけれども、町はそういうことをこれからやっていくという気持ちはあるかどうかを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

どういう補助金があるのかということは当然、北電もいろいろ調べていると思います。あと、町がどこまで負担すべきかというのは、いろいろ考えがあると思います。もちろん公共のインフラではありますけれども、民間の企業ですので、しか

もそれをちゃんとしっかり国民に電気を送るということも会社の生業ですので、その辺がどうなのかということは我々も税金を電力会社に投入すべきかどうかというのは、いろいろ考えていかなければならないと思いますし、現時点では町がどうのこうの、補助も国のメニューがあればあれなのですけれども、単費でということは無理なのかなと考えております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 分かりました。町としては今のところそういうことは考えていないということですか。

そしたら、3番目のコルコニウシュベツ川ですが、この雑木、雑草などの管理は、見たところ合流するところがひどいのではないかなと思っていて、ということは一番水のたまって多いところがひどいので、これには8年前にやってもらったと書いてありますけれども、そしたら8年間今まで黙っていてやっていたのか、それとも今まで何回も要望しているけれどもやってくれないのか、そこら辺を聞かせてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

8年前には伐採を行っておりますので、伐採を行ったすぐはそのような雑木は繁茂していませんが、やはり議員のおっしゃるとおり、最近著しくそういう立木が目立っておりますので、北海道に対応を要望したところです。ですので、8年間ずっとしてきたのかというと、そうではなくて、やはり伐採した後はそれなりの期間は通常どりの河川の堤防敷地でしたが、年月がたつとともにやはり立木の成長に合わせて支障があると判断すれば、我々も北海道に要望してまいります。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） ということは、8年にこだわっていないと。伸びればやるという町の考え方なのですか。それで6年でも4年でも早めにやっていくという考え方と理解していいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

8年間が経過しておりますが、北海道の都合といたしますか、予算の状況とか、そういう都合があるのかと思います。ですから、年限にこだわっているわけではなくて、やはり繁茂、立木の状況等に合わせて我々としてはしっかりと伐採してほしいということは伝えております。なるべく早く、

北海道においても予算に限りはありますが、おっしゃるとおり流量に相当影響しますので、そうすると流域の人たちは危険にさらされますので、ある程度立木が育ってきて支障になった段階で我々としては北海道に声を出しているという状況です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） そうであれば、8年でもなくもっと早くなぜしなかったのかと、現在見たところ、そのような1年や2年で伸びたような木には見えないのですけれども。だから、やはりこれからはもっと早くやってくれるという、そういうことを言うてくれなかったら、ただ時期が来たからやりますからでは、水もやはり年々増えていくかもしれないのだから、そこら辺を考えて、どういうふうにするかを教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

時期が来たからという時期というのは年限ではなくて、先ほどから答弁させてもらっていますとおり立木の生育・繁茂状況に応じて我々はしっかり道に伝えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 分かりました。

それでは、次の避難所の件ですが、これは地震、水害とかに対して、例えば地震であれば震度幾らから避難所を開けるとか、水害であれば1時間何ミリメートルという降水量が出たときに考えるとか、何かそういう基準が町であるなら教えてください。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害の種類というのはあまり関係なく、有事の際といった形でお聞きいただければと思いますが、基本的には気象庁。つい最近、5月28日も危険警報というのを新たに追加しましたというのは報道でも出たかと思います。そういった部分で気象情報というのを気象庁は必ず出すようなことになっていまして、それと町民の皆さんが取っていただく行動というのがリンクしているような形になってございます。それで、その警戒レベルというのが設定されていまして、その気象庁が出す情報が今皆さんがどういった行動をしなければいけないかということを町では逐次皆さんに情報提供しながら避難行動をしていくといった形になります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 地震も同じですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

地震の場合は、起きてしまってからといった形になりますので、起きてしまってからどういった行動をしなければならないかというのを皆さんに情報提供させていただくというのが行動になります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） ということは、地震も水害もそうなのですか、町としては基準はないということですか。例えば、職員が集まる基準とか、町民を避難させるための避難所を開ける準備とかというのは、どの時点から始めるのですか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長。

○総務課長（上村正人君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の説明が分かりにくくて大変恐縮なのですが、国で言うと気象庁です。気象庁で決めている基準というのは、全国の各市町村におきまして防災計画等で全部共通の認識をするような形になってございます。それによって例えば避難準備をするとか、避難所を開設するとか、直ちに逃げていただくとか、そういう基準が全部決められていますので、それを防災計画に搭載させていただき、また、そのレベルに応じまして避難所の開設のマニュアルに沿って行っていくといった形でマニュアル化されているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 言っていることは分かりますけれども、そしたら町民はどこで判断して避難所に行くとか行かないかというのを、町任せで町民は自宅で待機してなさいということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長。

○総務課長（上村正人君） 11番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

この中にはもちろんよく報道の中でも台風とか洪水でほかの地域の部分でも触れられることがよくあるかと思います。そういった場合に、心配な方は避難所が開設されていますので自主的に避難をしてくださいといったようなことも耳にしたことがあるかと思います。

そういった部分が、例えば要支援者の方などに

つきましては、健常者と呼ばれる方たちよりも避難するのに時間が要したりしますので、そういった時間帯を利用して避難所にまずは避難するか、そういう部分も決まっておりますので、そこも逐次町から情報は発信するようになりますし、また、町長からも答弁がありました、ハンドブックにはそちらも掲載させていただいているところですので、皆さんはその中身を見ながら行動していただきたいというふうに思っているところです。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） いや、私が聞きたいのは、町民がどの時点で避難しなくてはならないから準備するとか、そういうことを考えなくてはならないので、町は起きてから考えるとか、そこら辺のニュアンスが違うと思うのです。地震であれば、上富良野はこの防災ガイドブックには震度5から震度6と書いてあります。そこまで書いてあるのであれば、震度4を超えたらやはり心の準備は必要ですとか、何もしないでただ町がどういうふうにするかというのは町が発信してくれるまで町民は待てということだと考えていいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

町とはいいですか、町民の方は、地震は分けて考えないと駄目だと思っています。まず地震以外の火山とか雨、台風、雪も含めてですが、これは観測が相当発達しておりまして、予測もかなり精度が高いものですので、事前の開設から、しっかり気象台、気象庁と連携して避難準備、町民の方が自主避難したいと思ったときにはもう開設されている状態と考えてもらって構わないです。

ただ、地震は予測できません。大きな地震でも小さな地震でもあくまでも起きてからどうするかということですので、事前とか当然ないのですが、その地震によって起きた被害の状況によって、一番近い経験でブラックアウトがあったのですが、そういう状況であればすぐ町は避難所を開設いたしますので、それはもちろんマスコミを通じてテロップで流したり、町でいえば防災無線等でお知らせして、町民の方がもう危険を感じて自主避難を始めたときから、地震でいえばその直後から、そういう方がおられれば必ず避難するところがあるように、防災計画ではそういうふうになっておりますので、あとは我々がしっかりやれば町民の方は大丈夫だというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 言っていることは分かるのですが、だから私は初めに言ったとおり、普段の生活では夜間も土日祭日も含まれます。その中で夜間に地震、水害でもいいですが、起きた場合に、朝方だったらみんな寝ています。だから、そこを町はどの時間に管理職あたりが集まって相談してとかというのがあろうと思うのです。

それからでなかったら発表も何もできないと思うから、そこら辺の順番的なものというのはどういうふうになっているのか、そこら辺をお聞きしたくて、我々も町民が避難所へ行くのに、これは夏であればいいです。寒くもないし、避難所に行っても外で待っています。秋とか冬とか春の寒いときであれば、そのようなところで1時間も待たされたらどうしようもないです。自主避難というのは、やはり自分が危険だと感じるからそこへ行くのだから、そこに対して町はどういうふうを考えているかというのは、今の答弁では分かりにくいのですが、起きてからやることは分かります。だけれども、町民がどうやって考えて行動を取っていいのかというのが分かりにくいので、それは人それぞれ逃げる度合いも違うと思うのです。だからやはりどこで避難所へ行けるのかというのは、ある程度その基準がないと分かりにくいと思うのですが、これは昼間なら全然問題ないと思います。やはり祭日とか夜間については心配があると思うのですが、そこら辺は町民はみんな理解していると思っていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の方が事細かく基準というのは、ハンドブックを見れば分かるかとは思いますが、そういうことはなかなか一人ひとりが暗記しているというのは難しいかと思っています。ただ、これもブラックアウトとは別に、その何年か前に上富良野で雨が降ったときは、自主避難することが考えられるので、あらかじめ草分防災センターとかを開設いたしました。

我々の考え方としては、夜中に移動するというのはおっしゃるとおり難しいので、できればその夜に大雨が予想されるのであれば、その日の夕方までには避難所を自主避難できるように開設して、明るいうちにしてもらおうというのが基本だと考えております。そういう意味でこれは前回実例もありました。もう10年ぐらい前だと思います。

が、それもやはり夜暗くなるまでに避難所を開設して、それをお知らせして、建っている家の条件も違いますので、あとは町民の方が判断されることだとは思いますが、危険を感じたときには避難所に行けるように、その開設には努めて、しかも明るいうちにやるというのが原則だと思っております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） その辺は分かりましたけれども、そうであればあとは周知の問題です。ただ防災ガイドブックに書いてあるから皆さん分かっていると思うのはちょっと間違いがあると思うので、そして、これは言いにくいだけでも、町民から要望があれば町としたら幾らでも出向いて懇談もしますと言っていますけれども、町からそういうことを住民会とか町内会ですか、そういうところへ町から出向くという考え方は要望がなければいけないという考え方でいいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

要望がなければいけないというわけではございません。要望があれば必ず行きます。あと、やはり見れば分かるのですけれども、空で暗記して行動するというのはなかなか難しいので、実際に避難所を事前避難のために開設した場合は、前は防災無線か何かだったと思うのですけれども、何らかの確実な手段で地区の住民の方にはその都度お知らせしております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） そうであれば、町長、この避難訓練です。火山の訓練は毎年やっているのはもう承知していますけれども、地震とか洪水に対しても、毎年やったらいいとは言えないけれども、何年に1回ぐらいはそこら辺も、全町一斉でなくてもブロック分けにしてもいいからそういうことはやったほうが、町民もやれば何となく雰囲気がつかめて分かるだろうけれども、ただこの防災ガイドブックに書いてあることを皆さん分かっていなさいというのはちょっと難しいのではないかなと思って、そのために避難訓練はどこでもやっています。町はそういうことは考えてないのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難訓練はどここの市町村でも必ず、大体防災の日とか秋口に多いのかもかもしれませんが、我々も基

本的には町民の方がそういう避難訓練が必要だということは認識しております。ただ、特殊事情と申しますか、十勝岳を持っている町ですので、通常、防災の日などにやるのを2月にやっておりますので、その十勝岳の避難訓練は洪水なども含めて一番条件の悪いときにやっておりますので、それはそれなりに意味があるのかと思います。あと、おっしゃるとおり、防災、洪水なども含めてやったらいいのではということで、住民会にある各自主防災組織が自主的にやってくれたりしているところもありますし、町としてもそういうことを啓発したり、また、秋口に泥流の避難訓練とは別にやったらいいとか、そういう御意見もあろうかと思いますが、いろいろ考えながら、何がいいのかというのはこれからも継続して考えていきたいと思っております。貴重な御意見だと承りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 町長の言うとおりで、訓練はやらないと、いざというときに行動に移せないものなのですから、やはりそこら辺を含めて、毎年やらなくてもいいから、3年か遅くても5年に1回ぐらいは地震と水害も兼ねてやらなかったら、なぜ言うかという、住民会も町内会も役員が替わっていくのです。そうしたら、その訓練をやるときもその方が中心になってくるから、替わったらまたゼロなのです。だからこそ何年に1回かやっていけば、ある程度周知されてくるのではないかなと思うのですけれども、やはりそこは町長、これからはっきりと3年に1回ぐらいはやってもらうとか、そういう発言が欲しいのですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難訓練ですので、水害も噴火も基本的に避難所に逃げるということですので、十勝岳の防災訓練にしっかり皆さん参加してくれば、結構それなりに皆さんの防災への啓蒙といえますか、そういうのが継続していけるのかなと思いますが、現状、十勝岳の避難訓練も皆様忙しいので、なかなか参加率も落ちてきている状況ですので、まず上富良野が考えなければならぬのは十勝岳の防災訓練を皆さん、町民の方がもちろん参加してもらったほうがいいのですけれども、防災意識を醸成していくにはどうしたらいいのかということから考えて、プラスアルファで洪水とかも、地震などはどういう現象が起きるのか分からないので、それは本当に我々の防災力というのは試されると

と思いますが、訓練については第一にしっかりやらなければならないのは十勝岳の防災訓練だと思っておりますし、その幅出しとしては今おっしゃったようなことも十分検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 分かりました。そのためには全てこの文章で読むよりも、やはり経験したことが一番大事だから、町長の言うとおり、やはり別立てでこれから考えてもらって、そういう訓練を大切にしてもらって、避難所をいつ開くかというの、いろいろな検討があると思うのです。だから、そういうことも含めて、やはり早くても来なくても問題はないと思うのです。けれども、遅くて誰かがもう外に立っていたとかというのが一番大変なのです。だから、そういうことを考えてもらって、やはりその両側をきちんと考えてもらうように町としてはこれからやっていただきたいと思うので、そこら辺をよろしく願いたいのですけれども、その辺のことを最後に。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

噴火ですとか豪雨につきましては本当にある程度予測できるものは事前避難が基本だと思っておりますので、そのときには自主避難されてくる方が来たときに鍵が開いていないということがないように、しっかりと努めてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、11番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、10番井村悦丈君の発言を許します。

○10番（井村悦丈君） 私は、さきに通告した2項目5点を町長、教育長に伺います。

まず1項目めですが、持続可能な農業に向けての施策についてです。

現在、物価高騰は、コロナ禍からの経済回復による需要増に加え、現在も続くロシアのウクライナ侵攻による資源・エネルギー価格の高騰や円安、人手不足による人件費の増加が重なり、さらには中東情勢からのイランによるホルムズ海峡の海上封鎖宣言から3か月あまり、その影響が次々に露呈する中、営農に及ぶ影響が日ごとに顕著化してきているのが現状であります。

燃料に関しては、政府が価格の高騰を抑えるため、石油元売会社への補助金を支給し激変緩和措置を実施しているところですが、ナフサは原油から精製されるため中東依存率が高く、ビニールや

ポリエチレンなどの暮らしを支える様々な製品に代わることから、農業に使う被覆資材、梱包資材も同様で、ハウス用ビニールやマルチといった被覆資材、米袋やフレコンなど、梱包資材の値上げや出荷制限が相次いでいて、出荷しようにも梱包資材がないというようなことにもなりかねないです。

次いで肥料は、肥料価格が14%から15%に上がる見込みであります。リン、カリウムも軒並み上昇、特に尿素は世界的に中東依存が高く、国際相場の高騰と円安で日本の調達価格を引き上げています。

このような情勢下、若手の担い手は不足しており、さらに高齢化による離農が加速するおそれがあることから、次の3点を町長に伺います。

一つ目、町長は町の基幹産業である農業を継続させていくために、今後の振興策をどう描いているのか。

二つ目、農家が生き残り意欲的に再生産に向けた営農をしていくための施策をどう考えられているのか。

3点目、肥料価格高騰対策を早急に実施するべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、2項目めの上富良野町運動公園の大会開催時の駐車場について伺います。

学校部活動は、週末に大会、遠征試合などに出かけることが多く、それぞれの家庭で送迎や応援に行くことが多いです。先に部活動の遠征バスによる事故報道があり、事故責任を問われる場合もあるため乗り合いを控え、家庭ごとに自家用車で会場に乗りつけていくことにより一層車両台数が多くなると考えられます。

上富良野町運動公園には、野球場、テニスコート側には駐車場が、台数に限りがありますが、数台あります。サッカー場付近には駐車場がなく、駐車禁止帯でないことから路上駐車でいっぱいになり、近隣住民に迷惑をかけている事象が見られることから、次の2点について教育長に伺います。

1点目、施設利用者に対して、駐車場に関する注意喚起等のお知らせは、現状どのようになされているのか。また、社会教育総合センターなどの駐車場を利用するよう、分かりやすく促しているのか。

二つ目、近隣する学校給食センターの駐車場を週末などに開放してはどうか、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の1項目めの持続可能な農業に向けての施策についての3

点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業の継続のための振興策についてであります。町としては、主に所得の向上に向けたコストの削減、担い手確保、農地の保全による農家戸数の維持、各種制度による仕組みづくりの三つが大きな柱になると考えております。

現在、町の第9次農業振興計画の中間年であり、その計画を踏まえつつ、現状に沿った振興策を展開しているところであります。

具体的な取組として、まずコストの削減につきましては、所得の向上のためにも経費削減も重要なことであり、現在の価格高騰に対して、国のみどりの食料システム戦略に連動した環境配慮型農業の推進や、環境保全型農業直接支払交付金の活用による化学肥料や化学農薬の低減を進めてまいります。

これによりコスト削減を図るとともに、スマート農業、ICT技術の導入による作業員の省力化も推進したいと考えております。

また、地元農畜産物の地産地消は、輸送コストの低減、地域経済の循環などの効果があるとともに、ブランド化、6次化による付加価値は直接的に所得の向上に寄与するものと考えております。

次に、農家戸数の維持につきましては、従来の親元就農の経営移譲のみに頼らず、現在進めている地域おこし協力隊の枠組みや北海道農業公社の事業などを活用した担い手の確保と農家戸数の維持、農地の保全に努めてまいります。

最後に、仕組みづくりにつきましては、昨年から始まった地域計画を具現化するため、農業関係機関とも協力し、農地の集積を進めたいと考えております。

また、物価高騰による農業機械の価格上昇は、農業者の皆様に大きな負担となっていると認識しております。そのため、機械の共同利用や作業受委託の仕組みを確立し、高齢層の負担軽減や作業の効率化を進めることが必要であると考えております。

しかしながら、いずれの振興策についても町単独で実施できるものではなく、農業者の皆様の協力が必要となりますので、御理解をいただきながら、共に町の基幹産業である農業を守り進めてまいります。

次に、2点目の今後の営農の施策についてであります。各経営体の営農スタイルが違うことから、どのような政策が求められ、何が必要なのかについては、今後も継続して研究、検討が必要であると考えています。

また、近年の農作物の高温障害など、過去に経

験のない気候変動への対応も重要であり、その局面において最も効果的な施策を迅速に進めることが肝要であると認識しております。

結果として、収益を上げ、経費を抑え、収支を好転させることが目に見える成果であるとも考えておりますので、引き続き現行の施策を推進しつつ、状況に応じて必要な施策を講じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の肥料価格高騰対策についてであります。議員の御質問のとおり、現在の物価高騰の中で、秋肥の価格が14.5%値上げする見込みであると聞き及んでおります。

肥料価格高騰対策につきましては、ホクレンでも価格抑制対策も実施されており、国においても高騰対策として国内肥料資源利用拡大対策事業を既に実施しております。1点目の御質問でもお答えしたとおり、町としても化学肥料等の軽減など、現行の施策を活用しながら対応しております。

肥料の高騰等への対策については、非常に大きな財源が必要であることを、一時的な補助金等での対策では解決しないものと考えておりますので、国や道の制度等の対応について求め、今後の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の2項目めの上富良野町運動公園の大会開催時の駐車場についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の施設利用者に対しての駐車場利用に関する注意喚起についてであります。富原運動公園を利用される方々の駐車場につきましては、テニスコートと野球場の間に55台の専用駐車場が整備され、サッカー場を利用する場合の駐車場においても、専用駐車場もしくは社会教育総合センター駐車場に止めていただくよう、申込みの段階で利用者に対し周知していただけますようお願いしておりますが、駐車場へ誘導する案内看板は設置していない状況であります。

運動公園サッカー場の利用につきましては、上富良野中学校サッカー部による練習及び練習試合として利用していただいております。また、圏域外の団体も利用することもありますので、引き続き、近隣にお住まいの皆様のお迷惑とならないよう、駐車場への誘導につきまして、今後、案内看板等の設置を検討してまいります。

次に、2点目の学校給食センターの駐車場の開放についてであります。現在、学校給食センターは区画線による駐車スペースも少なく、ごみ

投棄など管理上の懸念から開放はしていない状況にあります。

今後につきましても、運動公園駐車場と社会教育総合センター駐車場を利用いただけますよう、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問はございますか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 持続可能な農業の定義と上富良野の第9次農業振興計画書に基づいた御答弁だと思いますけれども、御答弁ありがとうございます。確かに国の政策によるものだというような認識ではありますが、今答弁いただいた中でキーワードから一つずつ質問させていただきたいと思います。

国のみどりの食料システム戦略に連動した環境配慮型農業の推進や環境保全型農業直接支払交付金の活用による化学肥料や化学農薬の低減を進めてまいりますということでしたけれども、なかなか減らす取組というのは難しいといえますか、有機農法とかクリーン農業になればそうなりますけれども、今この町でこのみどりの食料システム戦略への取組はどのような状況になっているのかお答えいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

町におきましては、国のみどりの食料システム戦略に連動した活動を単独でやっている部分というのはございません。経営安定事業の中で同じような仕組みの肥料の低減の対策を進めている状況となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） そしたら、町では有機農法とかを推進しているというわけではないのですか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

基本的には有機農業を推進しているということではございませんが、先ほど御質問にあったとおり化学肥料等の高騰がありますので、できる限り化学肥料の低減に努めるということは計画の中には盛り込んでおります。100%有機農業を求めているわけではございませんが、規模等もございますので、現行の農業スタイルというのもございますので、全部が全部そういうわけではございませんが、できるだけ化学肥料の低減に努めて、それに対する補助金もございますので、それを活用

していただきたいということで進めております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 化学肥料などを減らす取組という中で、緑肥とか景観作物とか様々ありますけれども、今、上富良野でどれだけの人がそういう取組をされているのか、よろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

すみません、懸案のほうはまだ受付中なので把握しておりませんが、環境保全型農業直接支払につきましては、それも今同時に受け付けしている最中ですが、昨年度に27名の方が活動をしていただいているという状況です。恐らくその数は年々増えていっていますので、その数以上になっていくのかなというふうには思っております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 分かりました。

また、答弁の中に地元農畜産物の地産地消とありますけれども、これは今、上富良野町でやっているような直売所はなくて、軽トラ市とかスーパーに陳列したりという団体はありますけれども、学校給食とかで地産地消というところでどれだけ利用されているのかなということをお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

正確なところは教育委員会になるので、正確なところは把握しておりませんが、基本的にはその日その日の食材をある程度メニュー化をして、給食センターで利用していると。例えばスポットで言えばメロンの時期にメロンを入れて給食に入れていくとか。残念ながら給食センターはストックヤードがございませんので、農家の方は1袋くれと言っても1袋ってどれだけだというレベルなので、それがいっぱいストックできるようになれば、いろいろな食材をまた使っていけるのかなというふうに考えておりますが、今のところその日その日のものをできる限り町のものを使うということで対応していただいていると認識しております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 地産地消ということで学校給食などに利用されているということですが、6次化への取組も当然この持続可能な農業の中の定義としてありますけれども、そのような中で、農産物加工場とかで多分いろいろ試作さ

れたり、町の方が利用して農産物を加工して例えば豆腐とかパンとかを作っていると思うのですけれども、あの施設がもうちょっと利用しやすくないのかなと、結構時間にとらわれて、短時間で結構利用料が高いという、外れているかもしれませんが、そういう意見がある中で、もうちょっと利用しやすいような施設にはならないのかなと思っておって質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 井村議員に申し上げます。振興策についてということで、その農産物加工場や何かのことについては入ってきていないので通告外ということで、違った質問をお願いいたします。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） すみませんでした。

そしたら、担い手の確保ということで、農家戸数の維持、農地の保全に努めてまいりますということですが、どうしても今は国の政策としては法人化とか組合とかのそういったほうに行っているのかなという中で、2項目めの質問にあった農家が生き残りを懸けて再生産するというので、これは1項目めの中でもそういうようなことに触れて答えていると思うので、2項目めの質問は、答弁はこの後はないのですけれども、法人化を進めていくという中で今後、個人の農家が、小さい農家が生き残るための何かそういう手助けとか施策というのがもうちょっとあってもいいのかなと思うのですけれども、収益向上などの補助はありますけれども、なかなかそれも担い手といえますか、人がいないとできないことですので、それで、小さな農家でも継続して一つの経営体としてやっていくような、そういう施策というのが欲しいと思うのですけれども、何か今後、推進計画ですから、計画書は計画書なのですけれども、随時見直しもするような内容になっていますので、何か考えていただけないかなというふうに思いますけれども。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

農地の集積化が進んで、一つの経営体の面積が相当広がってきていますので、法人化はその次の段階でという流れだと思います。担い手も確保しながら大きくしていくというのは、スケールメリットを出すということで、そちらの方向に今は向かっているのかなというふうに思っております。

一方で、条件の形状として、沢地であったり、圃場が四角でなかったりいろいろあって、そうい

うところでも、これも計画どおり、高収益の作物は当然そういう大規模な農家形態から比べると初期投資が小さく始められるというメリットもございますし、収益もそれなりにしっかりとしたものがあると聞いておりますので、何種類かミニトマトですとかいろいろ高収益のものを推奨しておりますが、引き続きそちらも推進していきます。

ただ、そのメニューで、農作物はいろいろありますし、気候も変わってきてサツマイモができたり落花生ができたりといろいろ変わってきていますので、何を高収益に入れるかということは我々だけではなかなか分からない部分もありますので、その辺は審議員の皆さんはもちろんですが、農業に携わっている皆さんといろいろ情報を交換しながら、何を高収益作物にして、どういふうにというのは、いろいろ相談してもらいながら今後も進めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 2点目の質問に対して、近年の農作物の高温障害、また、過去に経験のない気候変動への対応ということですが、どうしてもこの上富良野は中山間地域で条件不利地ということで、雨が降ると流れるという、そして土砂流出した後、毎回臨機に手だてしていただいているのですけれども、これはもうちょっと何というかこう、例えば過去に層厚したところでも、過去の設計とは全く違うような、最近読めない大雨が降ります。そういうことを考えて、徐々に排水路の改修とか、そういうことはできていかないのかなというふうにも思っているところなのですけれども、外れていますか。前こういう答弁があったので、合っていると思うのですけれども。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 10番井村議員の御質問にお答えします。

昨年、東中地区の経営体の整備が終わりまして、今また島津と東中との間の富島地区に取りかかっております。その後、草分地区という予定と、あとパイロット事業になった畑作地帯、日新・清富・日の出・草分地区の畑地帯についても、現在、今年の3月に事業に入っていくかどうかというヒアリングを農家の方々とさせていただいているところでございます。さすがにうちの町も一気に農地造成事業を行うことはなかなか難しいところでございますので、計画的と、あと皆さんの御要望があるものに対しては、国や道に要望

しながら事業を進めていきたいと現在のところ考えておりますので、そちらを御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 確かにその事業は、参加してもまた支払いとか、過去にあるようなふうにならないような施策であればいいなというふうに思っていますけれども。

次に、3点目の肥料高騰対策についてですけれども、先日15日早朝、ホルムズ海峡開放に向けた合意が19日にでも完全合意になれば開放されるということですけれども、なかなか上がったものが下がらないという中で、ほかの府県では既に春から圃場対策とかをされているところもあるみたいですけれども、多分町長が言われるにはこれは国の動向を見てというような返答だと思うのですけれども、そうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

3点目については井村議員も言及していましたが、中東の危機が最近合意が結ばれて回避できるのではないかということです。今度海峡が開放されたら下がるかということは、市場はどうなるかというのは全く分かりませんが、一応それは価格を下げるほうのプラスの要因なのかなというふうに思っております。

あと、国の動向に注力していきたいというのは、過去にももう5年ぐらい前ですか、肥料が高騰したときも、やはり国と道が動いて、ホクレンとかもあのときは確か動いたと思うのですけれども、やはり上富良野の圃場の経営体の数で使う肥料とか飼料、そして消毒などもそうなのですけれども、経済の総量が全然、井村議員は御存じかと思いますが、町の予算でカバーできるような量ではございませんので、当然これは中東の影響は受けておりますので、やはりそういう全国的な影響を受けているもの、上富良野の特殊事情ではございませんので、これはしっかりと国が主導して、肥料と飼料の高騰対策はやってほしいなという、もちろん声は出していきますけれども、前例はそうなのですが、それに乗る形で道と町がそれぞれ前は補助いたしました。基本的には、何回も繰り返しになりますが、国の農政の方向次第なのだろうというふうに考えておりますので、私どもも皆さんの声を代議員等を通じて要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） やはり減肥をすると収量に影響するということで、所得にも影響することですので、ぜひとも上京したときには強く訴えていただきたいというふうに思います。

次に公園の路上駐車の問題なのですが、特に混雑するのはサッカーの遠征試合とかだと思うのです。サッカーは11人選手がいますから、補欠を入れたらもしかしたら11台、12台、13台、一家族が乗ってきたらですが、それで2チームで二十数台ですか、そして控えているチームがあったりしたらまだまだあるということで、あの近所の方に、駐車禁止帯でないので止めるのは別に法律に何の影響もないのですけれども、ときには警察が来て相談しているけれども、警察も取り締まりはできないという状況の中で、フェンスのところに何かお願いの看板を立てたらどうなのかなと思うのですけれども、例えば社会教育総合センターの駐車場に誘導するようなお願いといいですか、できないのかなと、今までなかったということで、それか、利用申込みがあるときにそのような文章をつけるとか、ぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 10番井村議員の、上富良野町運動公園の大会時における駐車等の関係について、御近所の方からもそのような御意見をいただいているということでの御質問に対してお答えさせていただきます。

私どもも御近所の方とは少しコミュニケーションを取れるような場面もあったのですが、直接教育委員会にそのような苦情はこれまで受けてはなかったのですが、なかなか言いづらかったのか、たまたま井村議員からも御質問いただいたので、今回確認させていただきまして、確かに年間で2,000人ほどサッカー場だけで利用する、また、サッカーだけではなくてあそこはランニングコースになっていますし、皆さんの散歩コースにもなっています。そういう方々は車では来ないでしょうけれども。サッカー場の利用については、年間で約13団体、これは上中サッカー部以外に高校サッカーも来て、うちの芝は大変良好ということで大変人気の会場になっています。井村議員のおっしゃったように11人の選手、待機も入れると約20人、2チーム来たら40人。そこで何チームか練習試合するとなったらかなりの数来ているのではないだろうかという御質問かと思いますが、実は、その関係も確認しましたら、あそこで車を降りて子どもを降ろすのですけれども、家族の方はそこから駐車場へ社会教育総

合センターのほうにも移動して、そこから徒歩で移動して、テントを立てたり、皆さん暑いので、やはり皆さん応援するために移動してくれているというのは確認させていただいておりますので、もしかしたらかなりの数の車が駐停車しているのを見て、かなり御近所の方としては心配なさっていただいているのではないかとということで、私どももやはりこれはきちんと町の人だけではなく駐車場の御案内は必要だというふうに私も今回現場を見て確認しましたので、早速、議員のおっしゃっていただいた場所になるかどうかは別なのですけれども、駐車場への御利用の誘導看板は検討して、早急に設置したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 早急に対応していただいて、運用をよろしく願いいたします。対応していただけたという認識で、以上で終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、10番井村悦丈君の一般質問を終わります。

次に、1番佐藤大輔君の発言を許します。

○1番（佐藤大輔君） 質問に入る前に、この場をお借りして一言申し上げます。その詳細につきましては申し上げませんが、現在、先日の参議院決算委員会における、ある国会議員の発言が物議を醸しております。いかなる立場の方であっても、その職業を理由として不当に扱われたり尊厳を傷つけられたりするような発言は、極めて残念なものであります。

とりわけ本町は、陸上自衛隊上富良野駐屯地と共に歩んできた町であります。自衛隊員の皆様は、国防という崇高な任務に加え、災害派遣や地域行事への協力など、日頃から地域社会を支えてくださっています。また、その御家族を含め、多くの方々が上富良野町の発展に大きく貢献されております。駐屯地を抱える上富良野町の議会議員の一人として、自衛隊員並びにその御家族の皆様は改めて深く敬意と感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

私は、さきに通告しておりました、防災拠点となる庁舎等の耐震化と公共施設の将来構想について、町長にお伺いします。

近年、全国各地で大規模地震や豪雨災害などの自然災害が頻発しております。加えて本年は十勝岳泥流被災100年という節目の年であり、改めて火山災害をはじめとする自然災害リスクを再認識しなければならないと考えるものであります。

そのような中、自治体庁舎は単なる事務施設で

はなく、災害時には災害対策本部として機能し、住民の生命と財産を守る中枢的役割を担う極めて重要な施設です。特に消防本部は、救急・消火・救助活動の拠点であり、災害発生時に最後まで機能を維持しなければならない防災の要であります。

本町が策定した上富良野町公共施設等総合管理計画においても、公共施設は防災上、住民にとって身近な存在であり、生命と財産を守る上で大きな役割を果たすとしています。また、同計画では、旧耐震基準により建設された公共施設のうち、耐震改修が完了していない施設として、役場庁舎、消防庁舎、旧東中中学校校舎の3施設を挙げており、特に役場庁舎及び消防庁舎については、行政の中心的役割を担う施設として、早急な耐震対策が求められていると明記されています。さらに、同計画では、役場庁舎及び消防庁舎について、災害時の拠点となる施設であることから、町民の安全、安心につながるよう、耐震化へ向けた検討を優先的に行うとの方針も示されているところです。

しかしながら、現時点において具体的な方向性や整備時期が明確に示されている状況にはなく、住民の間にも不安や懸念の声があります。

そこで、以下2点について、町長にお伺いします。

1点目、現庁舎及び消防本部の耐震性や老朽化について、現在どのような認識を持っているのでしょうか。また、大規模災害発生時に行政機能や消防機能が維持できなくなるリスクについて、どのように考えておられるのでしょうか。

2点目です。今後、公民館、給食センター、特別養護老人ホームなどの公共施設が更新時期を迎えますが、人口減少や財政制約が続く中で、個別対応ではなく、公共施設全体を見据えた長期的な再編・更新計画が必要だと考えます。今後、統廃合や複合化の可能性も含め、中長期的な公共施設マネジメントをどのような考え方で進めていくのでしょうか。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の、防災拠点となる庁舎等の耐震化と公共施設の将来構想についての2点の御質問にお答えいたします。

本年は十勝岳大正泥流被災100年という節目の年であり、防災拠点となる公共施設の在り方、そして今後の持続可能な行財政運営を見据えた公共施設マネジメントは、本町にとって極めて重要な課題であると認識しております。

つきましては、令和7年3月改定の上富良野町公共施設個別施設計画に基づき、行政としての現在の認識と考え方を申し上げます。

まず、1点目の現庁舎及び消防本部の老朽化と大規模災害時のリスクについてであります。町としても非常に強い危機感を持っております。

施設の現状と老朽化の認識として、役場庁舎及び消防庁舎はともに昭和42年に建築されており、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設に該当します。役場庁舎においては、屋上防水の劣化や3階一部での天井漏水など、外被性能や室内性能の劣化が顕著に表れております。消防庁舎におきましても、指令室玄関タイルの剥がれ、正面玄関の老朽化などが確認されているほか、暖房ボイラー等の機械設備の経年劣化が進んでおります。これらを踏まえた機能維持のリスクと今後の対応につきまして、当該計画の優先順位の考え方において、安全性が損なわれている施設や機能性が著しく低下している施設については、優先的に改修等を実施するとの方針を定めております。現在は、定期的な点検を行い、不具合や劣化箇所に対し必要な対策を講じて長寿命化を図る方針を取っておりますが、災害対策の拠点となる両施設において、大規模災害時に行政機能や消防機能が損なわれるリスクは看過できるものではありません。役場庁舎については、計画に今後の方向性について検討すると計画にも明記しているとおり、抜本的な安全確保に向けた検討を進めていく必要があると認識しております。

次に、2点目の中長期的な公共施設マネジメントと再編・更新計画の考え方についてであります。公民館、給食センター、ラベンダーハイツなどの大規模施設が更新時期を迎える中、人口減少や厳しい財政状況を踏まえると、これまでの施設をそのまま維持・更新していくことは困難であると認識しております。

今後の公共マネジメントにつきましては、引き続き、次の考え方で進めていきます。

本町の公共施設は、築30年以上の施設が全体の50%強を占めております。これらの施設を全て従来の機能的耐用年数で建て替えることは財政制約上困難であるため、計画的な保全整備を行い、鉄筋コンクリート造等であれば80年という物理的耐用年数にできる限り近づけることで、ライフサイクルコストを低減することを目指してまいります。

また、長寿命化によるコスト削減を図る一方で、今後のまちづくりの方向性を踏まえ、施設の大規模改修や建て替えが必要な時期には、その施

設の方向性を総合的に検討してまいります。

地域における施設の重要性や利用状況を改めて評価し、施設の集約化、廃止を進めるとともに、建て替えに当たっては他の施設との集約化、複合化等を積極的に検討していく所存です。

これにより、人口や財政規模に応じた質、量ともに適正な公共施設の配置を実現し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は14時30分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩に引き続き、会議を再開いたします。

再質問はございますか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） それでは、1点目、2点目、一括して再質問に入らせていただきます。

町長は、防災拠点である役場庁舎及び消防庁舎について強い危機感を持っていると答弁されました。また、施設の更新に当たっては、集約化や複合化も含め、総合的に検討することとございました。私も、役場庁舎だけを切り離して議論するのではなく、消防庁舎はもちろん、公民館、先ほどお昼休みにおいしい給食を試食させていただきました給食センター、そして先ほど同僚議員からも質問がございましたラベンダーハイツなど、この役場庁舎、更新時期を迎える施設を含めて、公共施設全体の将来像を整理する必要があると考えております。

そこでお伺いしますが、防災拠点施設を含めた公共施設全体の在り方について、今後どのようなプロセスで検討を進め、その方向性をいつ頃までに議会または町民へ示していくお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

防災拠点であります庁舎、消防庁舎もそうですが、そのほか、避難所としては公民館ですとか、ラベンダーハイツも高齢者の指定避難所になっているはずです。それらも含めてどういうふうな、長寿命化というのはマネジメントでも示されておりますが、建て替えについての優先順位ははまだ決まっておりません。大きな問題は、答弁にもさ

せていただきましたが、財政的な問題をクリアしないと、なかなかこれらを更新していくのは難しい。一つひとつ更新していくのか、複合施設とするのか、いろいろ案はあると思いますが、肝心なのは財政的な問題だと思っております。それら財政的な問題を無視して順番を決めていって、最初に優先順位が高いものを、いや、それ一つだけ順番を守るためにやってしまったら、その後が続かなくなるわけで、やはりトータルとしてこれはマネジメントといいますか、将来像も含めて考えていかなければならない問題と捉えております。

ですから、やはりその財政的な問題、これらをクリアできたものから建て替えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。人によっては役場庁舎、消防が大切だと。それも大切です、公民館が大切だというのも、あそこも普段は町民の方の文化振興のために相当使われておりますし、いざというときの避難所でもありますので、それぞれ切り口といいますか、重要度、優先順位を決めるに当たっては、いろいろな点を考慮して決めなければならないのかなというふうに思っておりますし、ただ、先ほどの繰り返しになりますが、優先順位だけを決めても財政的なものが伴わなければ、その計画を立ててしまった後、計画を守るために行って後が続かなくなったりということを回避しなければなりませんので、質問の答えにはなっていないのかもしれませんが、優先順位をつけた将来像というのは、なかなか皆さんに時期を明示して示し難いというのが現状かと思っております。

ただ、長寿命化等、支障が出るものについては、修繕等で必ず対応していきますし、長寿命化を図ったとしても、その施設が永遠に使えるわけではございませんので、財政の裏づけなるものをしっかりと探して立てて、一つひとつこのインフラ、公共施設というのを更新していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 今、町長がおっしゃった財政的な問題をクリアしながら、耐用年数的な優先順位というのが、あくまでそれらが優先されるべきものではなくて、複合的に勘案して進めていくということに関しては、私もそのとおりだなと思っております。

では問題は、今後の時期的なものです。この検討をいつからということに関してはなかなか言及が難しいということでございましたが、先ほど同僚議員も質問の中で触れておられました、今は第

6 次総合計画であります、令和 11 年度から始まる第 7 次総合計画の策定に向けて、先般、今年度からその策定に向けて着手されるということで説明を受けております。

先ほど来お話ししておりますこの防災拠点施設を含めた公共施設全体の在り方についても、この次期総合計画の策定に向けたタイミングで検討に着手して、その後、その検討結果を次期総合計画に反映させていくということを目指すお気持ちがあるのかどうか、確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

次期総合計画に向けていろいろ名前が挙がっています、質問にもあります、庁舎等を含めてどのように計画に乗せていくのかということなのですが、さきの議員の質問にありましたラベンダーハイツについては、今もう検討の準備にもう、コンサルの結果が出ましたので、それらを受けて、まさに今年度から検討していかなければなりませんし、給食センターにつきましては、教育委員会で給食センターの給食の在り方については既に検討しております。ただ、庁舎、消防庁舎も含めて、公民館もそうなのですが、これは、メンテナンスはもちろん支障があればするのですが、建て替えについては全くめどが立ってございませんので、次の総合計画は、検討はもちろんしますが、いついつに向けてとか時期を明示するのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

ですので、今、全体的な計画、優先順位はなかなか難しく、個別の対応になろうかと思えます。ラベンダーハイツについても給食センターについても個別の対応で、次期の総合計画に乗せられるように、それぞれこれは取りかかっていると思います。

補足になりますが、ハイツや給食センターについては耐用年数は役場庁舎よりは比較的新しいのですが、やはりもう現状でサービスを受けている方がハイツにしても給食センターにしてもいますので、やはり耐用年数だけではなかなか優先順位、この順番を決めていくのは難しいのかなというふうに思っております。やはりそういう住民の方のサービスも考慮しながら建て替えと改修も含めてなのですが、どうあるべきか、複合施設にするのかも含めていろいろ検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1 番佐藤大輔君。

○1 番（佐藤大輔君） 今回質問するに当たって

は、先ほどから申し上げております公共施設等総合管理計画、またあわせて、国土強靱化計画にも防災拠点施設の整備に関してうたっています。これらはお示しいただいているのはあくまで行政側のことでございますので、やはりそういったことを示されている行政、また、町長として、そちらの示した以上、目を背けていないのかというような疑義が私にございましたので、そういった町長の思いの確認の意味で、このたびの質問に当たらせていただいたところでございます。

強い危機感を持っているであったり、先ほど申し上げたように集約化、複合化も含め、総合的に検討するという答弁をいただいておりますので、町長の思いそのものは受け止めさせていただいたところであります。本来でしたら、後ろに今、民生児童委員の方がおられますので、けんけんがくがくやりたいところでございますが、ラベンダーハイツの計画においてもまだまだ検討段階にも至っていないということからも、これ以上この話題に関する議論は深まらないなというふうに考えております。

最後に確認の意味でもう一度伺いますけれども、やはり先ほどから申し上げている防災拠点ということからすると、優先順位はその財政的なものを考えるとなかなか前にならないという理屈は分かるものの、やはりそれは矛盾する部分もあるわけで、町長も当然お気持ち的にはあるということは確認しましたので、最後にもう一度、せめて私は、ここで約束を取りつけるのはあまり好きではないのですけれども、次期総合計画の策定に向けての検討段階の中で、やはりこの防災拠点、役場庁舎、消防庁舎の施設整備に関しては、これはもう目を背けずに直視しなければならない、それが町長としての責任ではないのかなというふうに私は考えますけれども、その辺りの町長の見解をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

防災拠点としての役場庁舎、消防庁舎、そのほか公民館等もございます。それらを防災拠点として、住民の安心、安全に直結しますので、これを維持していくというのは非常に重要なことです。幸いにしてハザードマップには例えば役場庁舎ですとか消防は洪水とか泥流でその機能が失われるというリスクはそれほど高くないと認識しております。

ですから、それよりはやはり耐用年数のほうがリスクとしては高いのかなと思います。耐用年数

というのは、建物があるとかだけではなくて、機能として、今当然この時代に備えているエアコンとかインターネット、通信の環境とか、そういうのも含めて経済的な耐用年数といえますか、そういうもののほうがやはりリスクとしてはあるのかなというふうに思っております。

ですから、今この役場庁舎がそういう災害、ブラックアウトとかのほうが高いかもしれませんが、なるべく災害に遭っても、御存じのとおりデータは別のところに保管しておりますので、できることは既にやっておりますので、それらも含めて、役場庁舎の機能が失われないように、もしくは公民館とか、住民の方が避難する場合に重要な拠点の機能が失われないように、当面の間はしっかりと機能を維持するためのメンテナンスは必要だと思っております。

その先には、どのような形になるかは分かりませんが、更新というのを必ず財源を見つけてやらない限りは本当に駄目になってしまいますので、それはそう遠くない将来までには財源をしっかりと見つけて、道筋を立てて皆さんにお示ししなければ、この順番はアットランダムになるかもしれませんけれども、しっかりと皆さんに情報を提供して、皆様とお話を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1 番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、1 2 番小林啓太君の発言を許します。

○1 2 番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた観光振興について、町長に対し1 項目4 点質問させていただきます。

上富良野町の基幹産業の一つである観光業に関して、観光の振興がもたらす経済効果を最大化しつつ、それが町民生活の安心や利便性向上へと還元される調和の姿勢が今、強く求められております。

本年4 月から北海道の宿泊税が開始され、隣接する富良野市等でも独自の宿泊税が導入された今、本町における自治体版宿泊税の必要性も含めた検討状況や今後の展望を明確にし、具体的な導入のロードマップを構築することは、地域間の財源格差を生まないためにも急務であると考えております。

同時に、旅行者の受入れ態勢の充実を図るとともに、地域住民が観光振興の恩恵を実感できるような税の使い道を示すことが不可欠であります。また、国の補助金を有利に呼び込む原資としての財源戦略、富良野・美瑛圏域の広域連携によるス

ケールメリットの最大化など、本町は今、持続可能な観光行政への大きな転換期を迎えていると確信しております。

同時に、近年の十勝岳バックカントリースキーの人気は、本町の認知度を世界的に高める好機である一方、山岳事故の懸念や路上駐車問題など新たな課題も浮き彫りにしています。この来訪を一時的なものにせず、安全対策の推進と、何よりも町外ガイドへの依存という構造的課題を打破し、町内での消費を促し地域にお金が落ちる仕組みづくりが不可欠であると考えております。

そこで町長に対して、以下4点に関して所感をお伺いいたします。

一つ目、現時点上富良野町の観光行政における課題と、これからの展望をどのように考えているかお伺いします。

二つ目、自治体版宿泊税の導入について、その必要性及び独自の宿泊税を導入する場合の具体的な徴収開始のめどや検討スケジュールについて、どのように考えているか、また、想定される税収の見込みと、その用途について現時点の考えをお伺いいたします。

3点目、近隣市町村と広域的な観光推進を行うことに関して、スケールメリットを生かすことで自治体単体では取り組むことが難しい事業、例えば観光二次交通の利便性向上などを展開できる可能性があり、我が町の観光振興や住民の暮らしやすさの向上にも大きな恩恵があると考えておりますが、広域連携の意義について、町長の認識をお伺いいたします。

4点目、国では、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業などの強力なインフラ補助金があり、道や観光機構、労働局が指導する人材育成・調査支援メニューも存在します。これらを戦略的に組み合わせることで、町の一般財源の負担を極限まで抑えつつ、雪山の安全対策や、地元の公認ガイドの育成、また、将来的に地域経済の司令塔となる民間DMOなどの受け皿づくりを進め、地元にお金が落ちる構造改革を描くことができると考えますが、これらの財政・政策スキームの活用に向けた町長の所感をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の観光振興についての4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の本町観光行政における課題と展望についてですが、現在の最大の課題は、トップシーズンへの過度な偏りと通過型観光からの脱却、そして近年急増している十勝岳エリアでのバックカントリースキーにおける安全対策と地

域経済への還元不足であります。

これからの展望といたしましては、単に来訪客数を追う量的な観光から、滞在時間を延ばし、地域での消費を促す質的な観光への転換を図らなければならないと考えております。

また、観光の恩恵が一部の事業者にとどまらず、交通網の維持やインフラ整備、ひいては住民の皆様の暮らしやすさの向上へと還元される三方よしの観光地域づくりを進めてまいります。

次に、2点目の本町における自治体版宿泊税の必要性、スケジュール及び用途についてですが、本年4月より北海道宿泊税が導入され、隣接する富良野市等におきましても独自の宿泊税が導入されたことは重々承知しており、地域間の財源格差を生み出さないためにも、本町における独自の宿泊税導入は避けて通れない極めて重要な財政戦略であると認識しております。

検討スケジュールと導入時期についてですが、独自の税制を導入するに当たっては、総務大臣との協議や条例の制定はもとより、町内の宿泊業者の皆様の事務負担を軽減するためのシステム改修や、丁寧な合意形成の期間が不可欠であります。また、先行して導入された北海道や、他の自治体の運用状況や課題を検証し、本町にとって最も実効性の高い制度設計を行うため、現在は令和10年度の徴収開始を最短の目標として掲げ、具体的な検討を進めている段階であります。

税収の見込みと用途についてですが、想定される税収の規模につきましては、現在、本町の観光動向や宿泊実態を踏まえ、税率等を含め慎重にシミュレーションを重ねております。本町におきましては、一般的なホテル、旅館だけでなく、近年、多様化する簡易宿泊所や民泊などが増加傾向にあります。これら全ての事業者が適正に申告納付を行える環境を整備すること、そして一部の事業者だけに事務負担や課税が偏ることがない公平、公正な課税ネットワークを構築することが、制度設計の大前提であると考えております。

令和10年度の導入に向けた準備期間において、まずは民泊等も含めた正確な宿泊実態の把握と体制整備が必要だと考えております。

次に、想定される用途についてですが、宿泊税は、観光振興の経費に充てるための法定外目的税であることから、一般的には観光プロモーションや景観維持、環境美化、公衆トイレ等のインフラ整備などが考えられます。これらに加え、観光客の増加に伴う地域課題の解決や、観光二次交通の維持・拡充など、観光の推進と町民生活の安心が調和する事業への活用を関係機関や観光事

業者の皆様の御意見などを伺いながら検討していきたいと考えております。

次に、3点目の広域連携によるスケールメリットの最大化についてであります。議員御質問のとおり、富良野・美瑛圏域という世界的なブランド力を持つエリアにおいて、本町単体で取り組むには限界がある事業、特に観光二次交通の利便性向上などにおいては、広域連携こそが有効であると考えております。

旅行者は行政区画を意識して移動するわけではありません。近隣市町村と手を取り合い、シームレスな交通ネットワーク、例えば周遊バスの運行やデジタル定額乗車券の導入などを構築することは、観光客の利便性を高めるだけでなく、少子高齢化が進む本町の地域住民の移動手段の確保、拡充にも直結するものであると考えております。

次に、4点目の国の補助金や民間DMO等の受け皿づくりに関する財政・政策スキームの活用についてであります。町の一般財源の負担を極限まで抑えながら構造改革を進めるアプローチは、今後の財政運営において極めて重要であります。

現在、十勝岳のバックカントリースキーは、世界的な評価を得る一方で、山岳事故の懸念や路上駐車問題、さらには町外ガイドへの依存による地域経済への還元不足という構造的課題に直面しております。これを打破するため、国が主導する国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業をはじめ、北海道の人材育成支援メニュー等を戦略的に組み合わせることで、雪山の安全対策インフラの整備や、地元発の公認ガイドの育成、組織化を進めてまいります。

あわせて、こうした取組を持続可能なものとし、地域に経済波及効果を生む仕組みを統括するDMOなどの受け皿（プラットフォーム）づくりにつきましても、本年度実施しております、ふるさと再生事業を活用し、関係団体と知恵を絞りながら、戦略的にその具現化について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問はございますか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） それでは、まず1点目の課題と今後の展望に関する再質問をさせていただきます。

町長の観光行政における現状認識、特に観光の恩恵を一部の事業者のみにとどめず、住民の皆様の交通網の維持やインフラ整備へと還元する三方よしの観光地域づくりを進めるという基本姿勢に対し、深く敬意を表したいと思っております。そこで、

このすばらしい理念を今後の具体的な施策の大前提として共有させていただいた上で、以降の各論について具体的に伺っていききたいと思います。

早速、2点目の宿泊税についてに入りたいと思います。町長は、上富良野町が自分で集める新しい宿泊税のスタート時期について、令和10年度を最短の目標にすると答弁されました。私は、これから条例をつくるスケジュールや宿泊事業者の方々などと丁寧な話し合いをするためには、このスケジュールは現実的であると理解しております。ただ、私自身、宿泊事業者としての本音を言えば、事務負担の軽減の意味でも、もっと早くから話し合いを始めて、北海道の徴収が始まるタイミングと合わせてくれればよかったのという思いもあります。ですが、決まった以上は、この2年間で徹底的に質の高い準備を進めていただきたいという思いでございます。

その上で、まずは宿泊税で幾らお金が集まるのかについてお伺いいたします。町の第3次観光振興計画を見ると、上富良野町に泊まる人の数は令和4年の時点で国内外合わせて年間でおよそ6万3,000人弱というデータが記載されております。宿泊税の使い道をあらかじめ議論する上で、その金額が100万円なのか1,000万円なのかによって中身は大きく異なると感じております。だからこそ事前のシミュレーションは極めて重要であります。

そこでお伺いいたしますが、現時点のシミュレーションにおいて、仮に北海道と同じぐらいの宿泊税を頂くとした場合、町としては最終的に年間で幾らぐらいの税収が入ってくると考えているのか、もしくは幾らくらいになるように徴収したいと考えているのか、現時点での想定をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

もし上富良野町が宿泊税を導入した場合、幾らぐらいの税収になるのかというのは、道と同じ税率、基本的に100円だとすると6万3,000人掛ける100円ということで600万円ぐらいだと思いますが、その統計の幅もあると思いますので、実際は道のほうがスタートしておりますので、道の状況を見る。それだけではないのです。やはり道の税を先に入れて、そこでいろいろ見えてくる問題があると思います。手間ですとか、いろいろな事業者の負担なども含めて、解決しなければならない課題とかが見えてくると思っていますので、それらも併せて我々が導入するときは、道と

同じ定額であれば、事業者の方は手間はかかると思いますが、掛ける2ではないと思っておりませんので、やはり事業者の方の事務的な負担ということを十分気をつけながら進めていかなければならないと思っておりますし、税金についても、600万円ぐらいなのかなというふうに統計の数値からは読めますが、道の税金が実際はどうかというのを検証しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） おおよその金額は道の宿泊税が1年間たったところでかなり正確なものが見えてくるのかなと思っております。これは本題から少しそれてしまうかもしれませんが、今その事業者の負担の話が出てきたので、先日私も初めて道の宿泊税の納入をさせていただきましたが、インターネットのみで完結しようとしたところ、非常に苦労しました。そのための設備もしなければなりませんので、どこに何が書いてあるのかを探すだけでもかなりの時間を要したことを記憶しておりますので、もし町が一括で徴収するという仕組みを取るのであれば、逆にその納入のしやすさを検討して、改善していただければという要望をさらにお伝えさせていただければと思います。

そこで、ただいま、まだ具体的な金額は詳細にはつかめないというお話でしたが、ただ、町のあらゆる観光の課題に対応するものとしては、決して大きなものではないと思われます。それだけで本町の観光行政における全ての課題を解決するのは極めて困難であります。だからといって、この貴重なお金を町の観光パンフレット作りやプロモーションといった、どこに消えたのが町民の皆さんに分からないような使い方をしてしまっては、とてももったいないとも感じております。入ってくるお金が限られているからこそ、これに使うのだという選択と集中が必要であると考えております。

この宿泊税のポイントとしては、町に泊まる人が増えれば増えるほど入ってくる財源も増えていくという点だと感じております。仮にこのお金の使い道を交通網の整備や、例えばライドシェアの導入など、観光客と町民の暮らしをともに便利にすることに集中させた場合、観光客がたくさん来て町に泊まってくれば、その分町民の暮らしを支えるお金が増えるということにつながってくると考えております。そうすれば、町民の皆様も、観光客が増えたおかげで自分たちの暮らしも豊か

になっていると、観光の恩恵を肌で感じるができるはずで。そうして上富良野町全体に観光客を歓迎するムードが生まれれば、町を応援してくれる関係人口を拡大させると同時に、宿泊税を集める負担を負う宿泊事業者の皆様も町内で誇りを持って事業に取り組むことができるのではないかと考えております。

町長が言われた三方よしの理想を形にするために、この限られた予算を何に一点集中して使うべきだと考えているのか、町長が最も大切にしたい選択と集中のポイントを教えていただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

この使途をどうするのか設定するのは非常に重要なことだと、これは前々から機会があるたびに皆さんに非常に重要な問題ですということは言わせていただきました。本当に明確な目的がなければそもそも課税の必要がないというのは、法定外の目的税ですので、目的をどこに設定するのかというのは非常に重要なことだと思っております。

小林議員のおっしゃるとおり、観光のプロモーション、ひいては三方よしと言われましたけれども、町のプロモーションにもつながるような使い方、それはひょっとすると観光公害の防止なども含むのかもしれませんが、渋滞が起きたり、いろいろ観光地では問題になっておりますので、お客さんの利便性だけではなくて、やはり住んでいる住民の方も含めて、町のプロモーションに使われるような使い方をしっかりと立てていかなければならないのかなというふうに思っております。

これは補足になりますが、目的税ですので、特定財源だから予算書の何に使われたかというのはなかなか予算書……すごく事務的な話になってしまうのですが、特定財源だと、補助金とかいろいろあるのですが、目的税はやはり解けてしまうのです。ほかの税金とです。ひもづけというのなかなか難しいのかとは思いますが、そのような中でも新たにこれをやりますというふうにしっかりと、追跡が難しいがゆえに我々がアナウンスするときはしっかりとPRしていかないと、なかなか理解が難しいのかなというふうにも思っておりますので、そこのところはしっかりと進めていきたいと思っておりますし、事業者の皆様とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの答弁では、この選択と集中のポイントというところについては明確な答弁が得られていないのかなという印象を、すみませんが受けました。改めてその点をお伺いする上でも、この選択と集中について、町長の思いが何より大切であるとする理由としては、これから先、関係者の方々と意見交換をしていく際に、誰を関係者と定義するのが大きく関わってくると考えているからであります。

もちろん三方よしは理想ではございますが、関係者を広く集め過ぎて、限られた財源をみんなで広く薄く使うのであれば、まさに集められた宿泊税がどういうことに使われたのかというのが非常に町民からも事業者からもぼやけてしまうのではないかと感じております。一方で、観光事業者だけで話を進められてしまえば、町全体への恩恵という観点は損なわれてしまうのではないかなという点も心配しております。

そこで、現時点で、宿泊税の使い道を話し合う際の間口、つまり関係者についてはどのようなイメージをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

選択と集中については、どれを選択してどれを集中というのは、まだそこまではやはりしっかりと目標目的を立てるまではなかなか明言できないのかなというふうに思っております。それと、関係者は誰が関係者なのか。一般的に税金ですので、納税義務者と申告される方と町との関係だと思っております。ただ、そうなると宿泊業者なのですけれども、では宿泊業者の方と調整してそれが100%全てなのかといったら、やはり町としては町に住んでいる住民の方もおりますので、全部が全部その関係者と町の間で決めるのか。町は当然行政として町民の負託を受けておりますので、そこがメインな関係者と徴収者になるとは思いますが、そこはしっかりと町は町として守るべきもの、目的はしっかりと持って、納税義務者の理解を得ることに努めて、しっかりと町の振興に資するような、そういう財源に充てていかなければならないのかというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この宿泊税の徴収に関しては、これまで今話し合ってきたような点も考慮しながら、ぜひ十分な話し合い、検討または他の好事例などを参考にしながら、スケジュールの目指す令和10年スタートに向けて着々と準備を進めていただければと感じますが、私も一宿泊事業

者として、これは当然全ての宿泊事業者を代表する意見ではございませんが、あくまでこの宿泊税を徴収するというのは、宿泊事業者が一番集めやすいポジションにいるからだという程度に考えております。それは、観光客の皆様が上富良野にある様々な観光資源であり自然資源を楽しまれたけれども、決してお金を落とすところがないところを、宿泊事業者である我々が一番お金を集めやすいという立場にいるのかなと考えておりますので、これは宿泊に対する対価というよりかは、上富良野町の観光資源を活用したものに對する対価のようなものだと考えておりますので、ぜひ町長が最初に掲げた理念である三方よしになるような使い方という理念を持ってしていれば、自ずと何に利用するというのは、皆さんと共通認識が育まれていくのかなと考えておりますので、その点も考慮して、ぜひ丁寧な話し合いを進めていただければと考えております。

続いて、3点目の広域観光の最大化について再質問させていただきます。

町長は、上富良野町だけで取り組むには限界があること、特に観光二次交通、これは観光地を巡るバスや移動手段のことを指しますが、これをよくするには広域連携こそが有効であるとお答えいただきました。町長とこの町単独では限界があるという課題意識を共有できたことはとても有意義だと感じております。そこでまず現時点での観光分野における広域連携の評価に関して、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

広域の連携は現在も富良野・美瑛とかあるので、まだまだ限られた分野の広域ですので、もっともっとやれる……もちろん我々一人の広域の富良野・美瑛ではありませんので、相手もいますので、皆さんの合意が必要なのですが、もうちょっと富良野・美瑛で我々も一緒に圏域として一体となって、事業をするにしても、プロモーションのいろいろな営業に行くにしても、一体として行ったほうが効果的な部分もあるのではないかな、例えばそういうことなのですけれども、それに限ったことでありません。いろいろなアイデアをそれぞれの方はお持ちだと思いますが、もちろん単独でやらなければならないこともあります。広域でやったほうがいいスケールメリットも、小林議員もおっしゃるとおり、旅行者の方は行政区域とかを意識して来ているわけではございませんので、この辺一体を意識して来られている

と思いますので、それを受けて我々もエリアとして動くところはエリアでしっかり動いたほうが効果的なのではないかなという部分はございます。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私も現在進行している事業に関して否定するものではございませんが、町長もまだまだできることがあるとお感じになられているという点を確認させていただき、思いを共有させていただいたところでございます。

町では、令和8年度の予算においても、広域観光事業費として約166万円の予算を計上しており、その多くは富良野・美瑛広域観光推奨協議会の負担金140万円が占められております。かみふらの十勝岳観光協会運営補助の予算が約3,000万円であることと比較すると、広域で取り組む観光振興の予算は決して大きな数字ではないと理解しております。

現在、広域観光行政として取り組んでいる、この富良野・美瑛広域観光推進協議会について、事務局のある富良野で担当者の方にお話を伺ったところ、構成市町村からの負担金の合計は約1,200万円であり、これを原資に国からの助成を1,200万円ほど受けており、その合計が年間の事業予算であることと、月に一度程度の集まりの中で様々な議論が交わされ、サイクリング事業など広域にわたる観光施策に取り組んでいることを伺いました。

担当の方の実感としても、広域で取り組むことに対する国からの助成メニューは多く、構成市町村の立場からしても負担金として集まった予算をほぼ倍額として運用できるこの協議会はとても投資対効果が高い使い方であるような印象を受けました。そこで、構成市町村の首長とも手を取り合い、この協議会に集める原資を増やしてもいいのではないかと思います、町長の所感をお伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

原資を増やして収入を増やして何をするかということに係ってくるかと思います。あともう一つ、広域行政の予算がこの程度でひょっとしたらそのほかの市町、富良野ですとか美瑛の町や市の観光協会の予算がどうなっているのか、その辺のバランスは分かりませんので、我々も広域連携、広域行政、広域観光もしっかりと進めなければなりませんし、地元の観光、行政、後は関係機関になりますけれども、それらの地元もしっかりしていかなければならないという、両方を考えており

ます。どちらが先というわけではありませんが、同時なのかもしれませんけれども、ですので、広域行政だけしっかりお金を出してやれば上富良野がしっかり発展していくかという、やはり地元を受け皿もしっかりしていかなければならないのかなと今のところ、根拠は全くあれなのですけれども、そういうふうに感じますし、そういうふう

に思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 広域で観光推進をしていくことのメリットは町長も感じられているというのは確認させていただきましたし、ただ、これ以上のことを望むのであれば、やはりお財布となる予算がなければ新しいことに取り組むことはできないのかというふうに考えております。

今回、私がこの広域での取組というのに関心を持った理由としては、この宿泊税の使い道を考えていった際に、一つその先進的な事例としても、広域で宿泊税の一部を皆でプールして、それを広域の観光行政に活用するという使い方もアイデアもあるということを勉強した際に、もしかしたら、我々のようなこういうエリアでもそういった考えは一つ選択肢としてあるのかなと思った際に、では今、現在地の富良野広域での観光推進に関してはどうなっているのかなという関心を持ったという点でございます。

ここで、上川管内観光入込客数調査に掲載されている観光データを参考に、本町の決定的な特徴について触れたいと思います。データを見ると、上富良野町は近隣の市町村と比べても泊まっていく人に比べて日帰り立ち寄り人の割合が圧倒的に高いという結果が出ております。もちろん、宿泊施設のキャパシティーなどの課題があることは理解いたしますが、これはつまり多くの観光客がお隣の美瑛町や富良野市にホテルを取って泊っており、上富良野町には日中に景色を見に来たり登山をしたりするのに、結果、夜はよその町に帰ってしまっているという悔しい現状を示しているものだと感じました。ただ、一見するとこれは本町の弱みにも見えますが、私は広域連携を進める上での意味チャンスでもあるのかというふうに感じました。なぜなら、すぐお隣の町には毎日たくさんの観光客が泊まっているのが現状だからです。上富良野町にお金を落としてくれるかもしれない未来のお客様が既に何万人という実績なのかなと考えております。

だからこそ、本町が周りの市町村と手をつなぎ、行政の壁を超えて、町長が言われた周遊バスやデジタル定額乗車券などといった便利な交通網

をしっかりつなぎ、公共交通だけでも宿泊を含めて上富良野を楽しめるようにすることで、さらなる経済的な観光行政の恩恵を受けることが本町が広域連携に取り組む大きなメリットではないでしょうか。

さらに言えば、この広域の乗り物が便利になれば、富良野・美瑛エリア全体の魅力がさらに高まり、この地域にやって来る観光客そのものがもっと増えていくというシナリオも見えてまいります。エリア全体が盛り上がり、観光のお客が増えれば、結果として上富良野町が受け取ることができる観光のメリットも今よりずっと大きくなるという好循環が生まれるのではないかというのが私の意見でございます。

そこでお伺いいたしますが、町長が言われたこれからの新しい交通の仕組みなどは、これまでの緩やかな協力の延長線上にあるものなのか、それとも、この日帰り客が多いという現状を打破するためにも、富良野・美瑛圏域全体で一つの強力なチームとなり、予算やデータを共有しながら、本気で新しいネットワークを拡充していくお考えがあるかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野は統計のとおりだと思っております。入込みのお客さんの数はそこそこ、やはりラベンダーの過去は影響があったのだと思います。それに比べて宿泊数が少ないというのは、もう単純にベッド数がやはりないというのが決定的な原因だと思っております。お隣の富良野ですとか旭川、やはり旭川とかになりますとホテルがあって、結局そこに泊まって来ているのかなというふうに思っております。

ただ、やはり簡易宿泊所ですとか民泊も含めて上富良野のベッド数はここ近年は昔から比べると増えておりますので、やはり日帰りですってコンビニでジュースを買うよりは御飯を食べていってもらったほうがいいですし、泊まってくれたほうが経済効果は落としてくれるお金が格段に違うわけですから、ベッド数が増えたということは、基本的な問題解決に一步近づいたのかなというふうに思っております。増え過ぎたらどうかという問題もありますが、基本的にはベッドの数だと思っております。ただ、ベッド数を増やすことなく広域バスが走っても、結局泊まっているところから広域バスで上富良野に来てまた泊まっているところに帰ってしまうので、やはり潜在的なそういうお金を落としてもらうようなシステムというのを上富

良野で構築しようと思うなら、やはり基本ある程度ベッド数がないと駄目なのかなというふうに思っておりますし、どのくらいのベッド数が適正なのかというのは私も分かりませんし、いろいろな意見を聞きながら、苦情とか公害が起きればあれですし、増え過ぎて空き部屋ができるようだと、またそれも供給能が過剰なのかとかいろいろありますけれども、その辺を考慮に入れても、やはり問題解決の根本的な一番大切なところは宿泊先なのかなというふうに考えておりますし、もしバスの事業がというのであれば、やはりその次、そのベッドを確保した上での広域バスなのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの町長の考えを聞いた私の感想ではございますが、もちろんベッド数が増えることが我が町に落ちるお金が増えるきっかけにはなるというのは理解しております。ただ、私自身、郊外で宿を営んでいることもあり、基本的にはレンタカーを活用しているお客様しか受け入れられないような状況ではございますし、また、仮に上富良野町の様々な観光資源、すてきな場所をいろいろ訪れながら上富良野に泊まるというプランを考えた際にも、現状では恐らくレンタカーがなければそこまで満足のいく旅行を楽しめるとも思っておりません。なので、この周遊バスという発想は、町長から出てきたものではありますが、もちろん地域間をつなぐという意味でも重要だと思いますし、上富良野町の様々な魅力的な場所を周遊するという意味でも様々な可能性を秘めているのかなと考えております。

ですから、ベッド数が増えるというのは、これはもう行政の努力でできることも限られておりますし、それが増えるまで手をこまねいていても時間がもったいないとも思いますので、ぜひその間にもできることを、まさに先ほど町長がおっしゃったような、三方よしになるような理念を掲げて、町民のためにも観光振興が活かされるような方策を、令和10年には宿泊税も始める予定でもございますので、それまでにでもいろいろと構築していただければと思っております。

4点目の財政・政策スキームの活用に関して、この点もちょっと広域に係ってくる部分がございますが、再質問させていただきます。

町長から、町の一般財源の負担をできるだけ抑えながら、国の補助金や北海道のメニューを戦略的に組み合わせて構造改革を進めるという、大変心強いお答えをいただきました。雪山の安全対策

のインフラ整備や地元発の公認ガイドの組織化が現実になれば、上富良野町の魅力をさらに国際的なレベルに引き上げることが可能であると感じております。

しかし、ここで私たちが忘れてならない現実がございます。それは、幾ら国や道の強力な補助金を活用するからといって、上富良野町の持ち出しが完全にゼロになるわけではないという事実でございます。ここで、先ほどの広域連携の話とデータであった日帰り客の多さという課題がもう一度リンクしてくると考えております。

今、十勝岳のバックカントリースキーは世界的な人気を集めていますが、その一方で、山岳事故の心配や路上駐車トラブルに対応するためのコストは、国や道との連携も含めて多くを上富良野町が背負っているという印象があります。しかし、実際そこに入っているスキー客や彼らを連れてくる観光ガイドの多くは、お隣の市町村に泊まり、そこにお金を落としている日帰りの方々です。もちろん、宿泊税もそれらの自治体に納入されることになります。

つまり、誤解を恐れずに言えば、上富良野町の自然資源や安全のための苦労が、周りの市町村に日帰りですぐ使われてしまっているという見方もできるのではないかと考えております。

だからこそ、私はここで一つ町長へ提言したいと思います。この雪山の安全対策や、地元ガイドの育成、そして地域経済の司令塔となる民間DMOの設立などといった大きな事業こそ、上富良野町単独ではなく周りの市町村を巻き込んだ広域で取り組む選択肢があってもよいのではないのでしょうか。資源を一緒に使っている周りの市町村にも安全対策のコストを多少なりとも一緒に負担してもらいルールをつくる、そして広域の大きなチームで動かすことで、スケールメリットを生かし、より多くのお金を国から呼び込んだり、より強力な経済の波及効果をエリア全体に生み出すことができるはずであると考えております。

町長が言われた三方よしの理想をさらに広げ、この国や北海道の支援を活用した観光振興の構造改革を広域のチームで進めていくことについて、町長の所感を改めて伺いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか難しい問題だと思っております。おっしゃるとおり、ほかの町に泊まったお客さんが上富良野に来て楽しんで帰って、そこにリスクとか駐車とかいろいろな上富良野のものを、ただで使

われていると言ったらあれですけども、上富良野で遊んで、ほかの町で泊まる、そういうのも含めて負担を求めているということなのかもしれませんけれども、相手がある話ですので、相手が良としてくれればもちろん簡単に行くのかもしれませんが、なかなかそこは難しいのかなというふうに思っておりますが、結局、そういうすばらしいところが上富良野にある。チャンスは上富良野の町内にも平等にあると思っております。ただ、チャンスを今つかんでいるのは町外、利用しているのが町外ですので、そういう構図になっているのだろーと思っております。

国のお金を使っているいろいろ近年やりました。昨シーズン、年で言えば去年の冬ですけども、観光庁の伴走型の実証実験でいろいろな観光のポテンシャルを試してもらったり、今年からはふるさと再生事業で観光の起爆剤となるようにいろいろやっておりますが、このふるさと再生事業は我々の持ち出しもちょっとありますが、その前の実証実験は100%国からのお金ですので、そういうのも含めてうまく活用しながら、やはりほかの人が上富良野の魅力を使うのを有料にしたりというのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういうことよりも、やはりそういう人たちが上富良野で事業をできるというチャンスといいますかインフラといいますか、そういうことを上富良野で整えていったほうが、地元の業者、既存の業者も含めて、新規参入も含めて、上富良野の中で事業をやってもらおうほうが王道なのかといいますか、私が行政としてそういうふうに考えるのが普通なのかもしれませんが、そちらの方向で行くというのも一つの方法なのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私は昨日から町長に対するこの質問をいろいろ考えている中で、やはりこれが一番私の伝えたいことであるというふうに感じました。というのは、近隣の市町村に泊まれる方が上富良野町の様々な観光資源を利用されるということは、私も決して悪いことであるとは思っておりません。ただ、この上川の観光入込みのデータを見ると非常に悔しい気持ちになったのが、本当に上富良野町の周りの市町村はどれも日帰りですぐ来られている方が上富良野町より圧倒的にその町に泊まられているという事実でございます。町長が先ほどおっしゃった滞在時間を延ばす仕組み等は、当然富良野圏域に旅行に来られる方の満足度を引き上げるかもしれませんが、結局はその人たちがまたほかの市町村に戻って泊まって

いくのであれば、上富良野に与える経済効果は限定的なものであるのではないかなと考えております。だからこそ、この広域での枠組みを利用して、富良野圏域の仲間たちと手を携えて上富良野の観光の魅力化に資するような、この雪山の安全対策であったり、この駐車場対策であったり、ここを協力して解決していくということは、斉藤町長が声を上げなければ誰も声を上げないことであると確信しております。

というのは、あのデータを見ると、私は周りの自治体のことを悪く言いたいわけではございませんが、現状もし上富良野が単費を使ってその安全対策を頑張ってくれるのであれば、当然周りの自治体はラッキーと思ってそれを傍観してくれるのであると感じておりますが、町長がこの雪山の安全対策は、この近隣市町村の皆様のところ泊まっているお客様に対しても非常に大事なことであるからということ声を上げて説得していかなければ、広域で予算を多く国から持ってきて、かつそれを有効に利用するということができないのではないかなということを感じておりますが、再度、町長に、その今上富良野が負担している分を、皆と手を取り合ってこのエリア圏域全体で魅力を向上させていくような、そういう地域づくりに発展させるお考えないのかお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

上川の統計は私も最新のものを見ました。宿泊客が多いのは富良野、占冠、そして美瑛は白金があります。そして旭川です。やはり物理的なベッド数が、その魅力とは別に、泊まる施設があるというのが最大の原因だと思っております。ですから、逆に言えば、同じ上川でもほかに市町村がありますけれども、上川南部のほうにもありますけれども、やはり宿泊数が突出しているところはホテルとかベッド数が多いのです。ですから、それはもう物理的に解決していく、もうベッドはそこにあるのですから、それはなかなか難しいのかなと、一朝一夕には解決できないのかなと、先ほど言ったように、上富良野の我が町もベッド数を増やして泊まっていくお客様のそういう施設が増えていく以外はないのかなというふうに考えております。統計的な数字ですから、それが正解なのかなというふうに思っております。

あと、ではほかの町のお客様が上富良野に来て協力金というのは、本当になかなかそういうふうにみんなでタッグを組んで問題解決していけばハッピーエンドかもしれませんが、なか

なか現実には、例えば隣の町の美瑛の観光問題にしても、ではみんなあそこに何々の木を見に来ての人が全部に美瑛に泊まっているかといったら、やはりほかの町に泊まっている人が結構あそこに来たりしているのかなというふうに思っておりますので、そういう問題はいろいろな町で起きておりますし、その町にある道路というのはその自治体が管理していくというのが基本ですので、そこにお客さんが来て大変だというのは、実情はそうかもしれませんが、ではそのお客さんがどこに泊まっているのかまで追跡していくというのは、なかなかそうすると上川管内の人たちが集まって、その問題を上富良野のために、ただ使われている、公害が起きているようなところのためにというのは、私には、すみません、想像がつかないと言ったらあれなのですけども、なかなかイージーではないなという感想なのです。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 当然、私も簡単なことを言っているとは思っておりません。それが非常に難しいことであるからこそ、これまで上富良野町が素通りされるという、そして上富良野町にお金が落ちず、そのために上富良野がそういったインフラや安全対策で使えるお金を、原資を獲得できないという現状が続いてきたと理解しております。だからこそ、町長が声を上げなければ誰も声を上げないという、この状況を客観的に見た上で、それでも町長にこれに声を上げてほしいという思いで、今回、最後、この質問を締めくくらせていただいております。

何もこれは上富良野町の発展のみではなく、当然エリア全ての圏域の自治体に利益のあることであるからこそ、皆で負担をするべきだというふうに考えております。先ほど町長が言ったベッド数の多さというのは、当然私も理解しておりますし、これに対応するすべというのは行政が持ち合わせているには、かなり限りがあると思っております。

ただ、私が着目したのは、そのベッド数の多さではなく、日帰りで訪れている人がその町に泊まっている割合の話でございます。ですから、当然、富良野市には多くの日帰り客が来ていますが、その多くがその市に泊まっているというデータでした。それが上富良野町では日帰りで来ている方が多いが、泊まっている人は少ないというデータであったということで、なので、より一層この圏域で泊まっている方々が上富良野町のいろいろな資源を活用しているという現状も鑑み、町長がこれに声を上げれば、まさにこれは周りの近

隣の市町村の首長にとってもぐうの音も出ない正論ではないのかなということで今回、最後にこういう発言をさせていただいております。

そこで最後に、駄目かもしれませんが、そこに風穴を開けるべく、ぜひ町長がそこでリーダーシップを発揮していただけないものかと期待して、町長に所感をお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員の言っていることは分かります。それも正論です。ただ、正論を言えば通るかというのと、正論を言って通るのだったらガリレオは宗教裁判にかけられなかったのです。ですから、正しいことが実現するというのが最終目標であれば、もうちょっと何か奥の手といいますか、したたかさを持って、声を出すだけが全てではないと思いますので、いろいろなことを考えながら、やはりしたたかにやっていく必要というのはあるのではないかなと思っています。

ですから、小林議員が言っていることは全く理解できないというわけではなくて、通過型というのはもう言われていますので、それを打破するには、迷惑がかかっているというのも、山の冬とか、夏もそうです、駐車場がいっぱいで、ああいうのを見ていれば、近隣の市町村から山にのぼりに来ているのだらうと思いますけれども、それで迷惑がかかっている……道道だからうちのインフラとは言えないのかもしれませんが、うちの町を使って通過型になって不便がかかっているのはうちのだけれども、それを打破したいというのはありますし、ストレートにそれをほかの町村に求めたりというのはなかなか難しいのかもしれませんが、うまく逆転といいますか、実利を得るようなシステムを我々がちゃんとしっかりつくっていくというのが、やはり確実な、今私の頭の中にある考えとしては、声を出すよりはまずしっかり実力をつけていくというのが近いのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、12番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、3番湯川千悦子君の発言を許します。

○3番（湯川千悦子君） 皆様、お疲れだと思いますが、もう少しお付き合いください。

私は、さきに通告いたしました2項目4点について、教育長に一般質問させていただきます。

1項目め、町内学校施設への防犯カメラの設置についてです。

近年、全国では学校への不審者侵入や、子ども

たちが巻き込まれる痛ましい事件などが報道され、多くの保護者の皆様が不安なお気持ちになっていることと思います。

子どもたちは地域の宝であり、未来そのものです。毎日元気に登校し、安心して学校生活を送ることができる環境を整えていくことは、私たち大人の大切な責任であると感じております。本町におきましても、先生方をはじめ、地域の見守り隊の皆様や保護者の方々など、多くの皆様の御協力によって子どもたちの安全が守られておりますことに、心より感謝を申し上げます。その一方で、万が一の事態に備え、より安心できる環境づくりを進めていくことも必要ではないでしょうか。

防犯カメラの設置は、犯罪やトラブルの抑止効果が期待されるだけではなく、緊急時の状況確認や迅速な対応にも役立つものと考えます。特に校門周辺、児童生徒の出入口、駐車場付近、人目が届きにくい場所などへの設置は、子どもたちや教職員の皆様の安全確保につながるだけではなく、保護者の安心感にもつながるのではないかと思います。

そこで、以下の2点について教育長に伺います。

1点目、現在、本町の学校施設における防犯対策の現状、また、防犯カメラの設置はどのようなになっているか伺います。

2点目、学校施設への今後の防犯カメラ設置について、教育長の考えを伺います。

2項目め、ラベンダーの苗を子どもたちの手です。

上富良野町は、ラベンダー発祥の地として、多くの観光客の皆様に親しまれ、町の大きな魅力の一つとなっています。特に日の出公園のラベンダー畑は、町民にとっても誇りであり、美しい景観は多くの人々に感動を与えています。

近年はラベンダーの植え替えに関する予算も計上され、今後、植え替え作業が進められていくことと思われます。そのような中、私はぜひ、未来を担う子どもたちにも、このラベンダー植栽に関わっていただける機会をつくれないかと考えております。

自分たちの手で苗を植え、成長を見守る経験は、ふるさとへの愛着や誇りを育む貴重な学びになるのではないのでしょうか。また、自分たちが植えたラベンダーが町の観光を支えているという実感は、郷土教育としても大変意義深いものになると感じています。ラベンダーの香りや土に触れながら、上富良野町の歴史や魅力を学ぶことは、子どもたちの心にも深く残る体験になると思いま

す。

そこで、以下２点について教育長に伺います。

１点目、日の出公園のラベンダー植え替え作業に子どもたちが参加できる取組を実施する考えはあるか。

２点目、今後、ラベンダーを活用した郷土愛を育む学びを推進していく考えはあるか。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） ３番湯川議員の２項目の御質問にお答えいたします。

まず、１項目めの町内学校施設への防犯カメラ設置についての２点の御質問にお答えいたします。

１点目の学校施設における防犯対策の現状等についてであります。来校者に対する通用口の一本化、見通しのよい校舎の環境整備、施錠の強化など、児童生徒の安全確保のための防犯対策を講じているところであります。

また、児童生徒の登下校における敷地内での安全確認を含む防犯カメラにつきましては、校門から玄関までの敷地内や児童生徒が行き交う玄関周辺等を投影し、かつ録画機能を備えたカメラは現在のところ整備していない状況であります。

次に、２点目の学校施設への防犯カメラの設置についての考えについてであります。昨今、学校登下校において児童生徒の安全を脅かす事件等が報道されており、議員御質問のとおり防犯カメラにつきましては、犯罪やトラブルの抑制、そして緊急時の状況把握に大きな役割を果たすものと考えられますことから、必要性について今後十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、２項目めのラベンダーの苗を子どもたちの手についての２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の日の出公園のラベンダーの植え替え作業に子どもたちが参加する取組についてであります。これから開花の時期を迎えますラベンダーにつきましては、町内外を問わず多くの方に楽しんでいただける町の大切な資源や魅力であり、子どもたちにとりましても、色鮮やかに咲き誇るラベンダーの美しい景観を待ち遠しく思っているところであります。

議員御質問の日の出公園のラベンダー植え替え作業に子どもたちが参加できる取組についてですが、これまで日の出公園のラベンダー植え替えに子どもたちが授業を通じて取り組んできた経過はないものと把握しております。

今後につきましては、まずは子どもたちが通う

それぞれの学校において、町花であるラベンダーを植栽する機会について校長会等と協議してまいります。

次に、２点目のラベンダーを活用した郷土愛を育む学びの推進についてであります。本町は、ラベンダーのみならず多くの資源、文化、産業を先人より引き継がれ、今日の郷土が形成されており、郷土を誇りに思い、郷土に思いを寄せるなどの学びの推進は、子どもたち自らが調べ、考える探究心の育成、将来への社会活動の参画、人材の育成につながるものであります。

郷土愛を育む学びにつきましては、ふるさと教育として掲げ、地域の特色、産業、自然環境など正しく理解する学びを総合学習の中で取り組んでいるところであり、特に小学校三、四年生向けの社会科副読本を、ふるさとを学ぶための補助教材として活用しており、議員御質問のラベンダーを活用した学びにつきましても、この社会科副読本を活用し、ラベンダーの歴史やイベントについて学んでいるところであります。

今後につきましても、ラベンダーを活用した学びは、ふるさと教育として学習活動を通じて推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問はございますか。

３番湯川千悦子君。

○３番（湯川千悦子君） 再質問させていただきます。

１項目め、１点目ですけれども、現状の取組については分かりましたが、聞き及んでいるところ、上富良野小学校についてはカメラの設置はあるものの、うまく機能されていない状況とのことで、その間、問題はなかったのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） ３番湯川議員の御質問にお答えします。

上富良野小学校におきましては、町内で最新鋭の新築されている小学校でございます。既に正面玄関、駐車場、裏玄関にカメラは設置されておりますが、録画機能はついていないという形になっております。現在、職員室にモニターはついておりますが、そのモニターにおいては、そのモニターを誰か職員が一人がついていないと、そのモニターに録画がついていないので、リアルに確認することはできないことから、各先生方からの現場からは、必ず玄関から入ったら各教室で児童につきましましては全員の登校については確認していると聞いております。

問題についてはなかったかという御質問につい

てですが、上富良野小学校におきましてはその防犯カメラの有無についての課題はないというふうに考えておりますが、他の学校で、子どもが家を出たけれども学校に到着していないという事例はございまして、どこにいるのかというふうに探したときに、実は学校に到着していなかった。ではどこにいるのかということで実は搜索した事案はこれまでで上富良野町においてもございます。

私は、課題としては、各学校の課題ではなくて町の課題として、この防犯カメラ、学校に来てからのカメラではなくて、やはり学校の敷地内、玄関からしっかりと学校に通学されたかどうか、これはしっかりと子どもの安心、安全を、登校を確保するためには必要ではないかということで私は現在認識しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 今お聞きしましたら、ちょっと驚いたようなこともあったと思われすけれども、教育長はその録画機能はないカメラを設置していることについて、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の、録画機能がついていないカメラの設置状況につきましては、実は、多分湯川議員も御存じかと思うのですが、うちの町は大変地域の見守りが充実しております、校門玄関前に必ず地域の指導員が声をかけて子どもたちの登下校を見守っている実態はございます。ですから、ある程度玄関の、その当時の学校へのカメラの設置のときには多分、玄関内からが学校の管理上で必要だというふうに設置されたのではないかというふうに私は現在認知しております。ただ、学校と道教委にも確認したところ、登下校は保護者の責務と学校の責務でもあり、まして学校の敷地から玄関に入るまでも学校の責務でありますので、やはり玄関から通用門のところを確認するカメラは必要性がありますし、昨今、他の町で起きた事件などを確認しますと、そのときにやはりカメラというのは大変重要な証拠書類にもなるというふうに聞いておりますので、道教委からも各自治体と調整しながら、この防犯カメラの設置については前向きに検討するようというふうに通知文も出されたところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 教育長の見解としては、今年度中にはつけるという感じになっている

のでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の、私の認知とこれからの予算でございますが、まず現在我が町に4校、3校の小学校と中学校1校がございまして、各学校によってカメラの設置状況が異なっております。これは多分各学校に設置した年数もあるかと思うのですが、上富良野小学校でも録画機能がついておらず、ほかの学校では実は1か所は防犯カメラ自体玄関にもついていない学校が1校ございます。ほかの2校はついているのですけれども、やはり録画はないということで、これは各4校ともそれぞれ課題が異なりますので、この辺については、現在ある機能を生かした形でのカメラの設置が可能なのか、それとも新たに設備をしなければいけないかということで、大変これについては検証をしなければいけないと考えておりますので、今年度内というのは、かなりきちんとこの辺については精査して、私としてはしっかりと理事者にも協議させていただきながら、来年度予算要求として上げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 小学校のエアコンについても整備されたように、子どもたちの健康はしっかり担保されていると思うので、防犯についても、やはりカメラの設置は必須だと思いますので、ぜひ今言われたような時期で検討をしっかりといただければいいかなと思います。

それに関して、保護者の安心感にもつながると考えるのですけれども、保護者とか学校関係者の意見をアンケートなどで聴取する予定はありますか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の御質問にお答えします。

既に今回この防犯カメラの設置状況を確認したところ、校長会を通じまして会議を開催しております。校長会としては、やはり北海道からの通知文も来ていることから、できればそのような環境を町内4校とも同じような整備をしていただくと望ましいということでの御意見はいただいております。

それで一つ、私は先ほど答弁漏れがあったのですけれども、やはりカメラの設置を保護者がどこまで御理解されているのかも確認できていないのですから、ないことも多分知らない保護者の方もいらっしゃると思うので、これについてはきち

んとPTAの役員会にもお話ししながら、町としてきちんと新たに整備するようなところにつきましても、各学校長を通じましてPTA役員会にお話ししながら、それについては十分協議した上で整備については進めていきたいと思ひます。

やはり皆さんは、カメラをつけて安心だという方と、ちょっと不安になる方もいらっしゃるかと思ひますので、それについては十分皆様の同意をいただいた上での施策ということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 教育長の思ひを聞いて私も少し安心しましたので、ぜひいろいろな意見を聞きながら進めていただけたらいいかと思ひます。

次に、2項目めに入ります。

1点目ですが、過去に日の出公園の山頂の登るところにおもてなしで町内会とか商工会とか子どもとかで花を植えていたのか置いていたのか思ひ出せないのですけれども、そういう時期があったような思ひがあります。教育長は、各学校でラベンダーを植栽する機会について校長会と協議すると御答弁されていましたが、町のシンボルである日の出公園で実際の植え替え作業に子どもたちが参加するという事について、教育委員会として関係部署と協議する考えはありますか。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の、日の出公園のラベンダーの植栽についての子どもたちへの関わりについてですが、私は今回各学校を回りまして、まずうちの町の町花であるラベンダーが植えてあるのかどうか確認しました。4校中2校は株の大きいラベンダーを植えているのですけれども、4校中2校はラベンダーも植えていないという実態が分かりました。それで、私が一番やはり考えたのは、子どもたちが日々利用するところに町花であるラベンダーが植えていないというのはどういふことだろうと。まずここから、やはりおもてなしとして、自分たちの学校のところにラベンダーの植栽をしていただきたい。これに対して、うちの施設管理業務員にも関わることで、これについては十分教育委員会内部で協議していきたくて思ひます。それがまず私としては率先で、教育行政としては学校と子どもたちの郷土愛あふれる、ふるさと教育の町花、町木アカエゾマツとうちのラベンダーをやはり推進していくための子どもたちへの教育の第一歩だと思ひます。

次に、日の出公園の花壇の植栽につきましては、大変子どもたちも遠足等で日の出公園に利用されていますし、皆さんあそこには観光でも子どもたちが訪れる場所だと思ひますが、今うちの指導要領の中でそのような時間で植栽に関わる時間を取るというのは、以前は多分そういうことも可能だったかと思ひますが、行くとなりますとバスの手配、授業の手配、そして既に学校授業の中で第一にしているのは、うちの町は実は3校とも田植え、これはCSを使ってきちんと授業を3時間取ってやっていますので、これに次ぐラベンダーの植栽かなというようにことを思ひますけれども、その辺の授業の取り合ひを、これまでもふるさと学習の中で優先してやってくる授業もありますので、今ここにラベンダーの植栽が日の出公園に移動して、子どもたちが植え込みをして、多分プレートか何かを置いて何とか学校の子どもたちが植えたものかというものが欲しいということであれば、それは日の出公園を管理するところからそのような協議があるのでしたら協議は乗りたいと思ひますが、今そのような形のお話はいただけていませんので、こちらからというのは現在私は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 教育長の言われることもすごく分かるのですけれども、ずっと今までも同僚議員からラベンダーが地域の観光にすごく役立っているという話も聞いておりましたので、上富良野は児童生徒の転入、転出などもほかの町に比べて多いことから、ジオパークにもつながると思ひますので、今言われた学校のラベンダーだけでも教育長の思ひを伝えていただければ一歩進んだかなとは思ひますので、聞くところによると去年植えたラベンダーもうまく根づけしなかったりということも聞いておりますので、子どもたちの手で植えるということとなるとまた大変なこともあるかと思ひますが、将来的にも観光の一役を子どもたちが買っているということになれば、子どもたちも将来上富良野に戻ってくるといふ教育にもなるかと思ひますので、ぜひそこら辺も考えていただきまして、ラベンダーの植え替えを教育の一環として導入されることを強く望んで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 3番湯川議員の、ラベンダーによる子どもたちのふるさと教育の充実についての御質問にお答えさせていただきます。

私も大変町花であるラベンダーは本当に、やはり栽培をしていけば株も大きく育ちますし、紫の香りが子どもたちの夏の元気につながっていると思います。植栽をされていない2校にまず優先的にラベンダーの植栽をお願いし、それで現在植栽しているところも、なかなかうまくきれいに咲いていないところもあると聞いていますので、そこもしっかりと植え替えをするなり、子どもたちと学校とも連携していきたいと思います。

私のところの社会教育総合センターも公民館も含め、やはり子どもだけではなくていろいろな公共施設もラベンダーで香る公共施設の周辺整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたします。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

明日6月18日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。

定刻までに御参集賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

午後 4時07分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年6月17日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 金 子 益 三

署 名 議 員 林 敬 永

令和 8 年第 2 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第 8 号 副町長の選任について
第 4 議案第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 5 議案第10号 農業委員会委員の任命について
第 6 議案第11号 農業委員会委員の任命について
第 7 議案第12号 農業委員会委員の任命について
第 8 議案第13号 農業委員会委員の任命について
第 9 議案第14号 農業委員会委員の任命について
第10 議案第15号 農業委員会委員の任命について
第11 議案第16号 農業委員会委員の任命について
第12 議案第17号 農業委員会委員の任命について
第13 議案第18号 農業委員会委員の任命について
第14 議案第19号 農業委員会委員の任命について
第15 議案第20号 農業委員会委員の任命について
第16 議案第21号 農業委員会委員の任命について
第17 議案第22号 農業委員会委員の任命について
第18 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
第19 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
第20 議案第 1 号 令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）
第21 議案第 2 号 令和8年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第22 議案第 3 号 令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第23 議案第 4 号 令和8年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第24 議案第 5 号 令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
第25 議案第 6 号 令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
第26 議案第 7 号 上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例
第27 議案第23号 財産の取得について（十勝岳線バス）
第28 発議案第1号 議員派遣について
第29 発議案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見について
第30 閉会中の継続調査申し出について

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 大 輔 君	2 番	荒 生 博 一 君
3 番	湯 川 千悦子 君	4 番	米 澤 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	林 敬 永 君
7 番	茶 谷 朋 弘 君	8 番	中 瀬 実 君
10 番	井 村 悦 丈 君	11 番	北 條 隆 男 君
12 番	小 林 啓 太 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	中 澤 良 隆 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君

農業委員会会長	井 村 昭 次 君
総 務 課 長	上 村 正 人 君
商 工 観 光 課 長	浦 島 啓 司 君
保 健 福 祉 課 長	三 好 正 浩 君
農業委員会事務局長	林 下 里 志 君
建設水道課上下水道担当課長	高 松 徹 君
ラベンダーハイツ所長	武 山 義 枝 君

会 計 管 理 者	甲 斐 幹 彦 君
企画政策課長	宮 下 正 美 君
町民生活課長	安 川 伸 治 君
農業振興課長	山 内 智 晴 君
建設水道課長	斉 藤 通 君
教育振興課長	上 嶋 義 勝 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君

○議会事務局出席職員

局 長	谷 口 裕 二 君
主 事	木 澤 愛 乃 君

次 長	飯 村 友 香 君
-----	-----------

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和8年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより、令和8年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第8号副町長の選任について、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第10号から議案第22号までの農業委員会委員の任命について並びに諮問第1号及び第2号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は、後ほどお配りしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 茶 谷 朋 弘 君

8番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（中澤良隆君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許しま

す。

初めに、7番茶谷朋弘君の発言を許します。

○7番（茶谷朋弘君） さきに通告しております1項目4点について、町長にお伺いします。

情報発信及びデジタル化の推進に関するこれまでの検討経過と今後の展望について。

これまで私は、一昨年に町のホームページとSNSの運用について、昨年には上富良野町公式LINE等の活用による情報発信や利便性向上について一般質問を行い、同じく昨年に同僚議員がSNSを利用した効果的な情報発信について一般質問が行われてきました。

近年、自治体における情報発信や行政サービスのデジタル化が進展している中、本町においてもホームページ、SNS、公式LINE及びxIDなどを活用とした取組が行われております。

町長もこれまでの答弁の中で、行政における情報発信の重要性について認識を示されてきたところであり、いずれの質問においても、情報発信の方法及びデジタル技術の活用について調査・研究を進めていく旨の答弁がなされてきたところで

す。しかしながら、現在においても、町民からホームページは必要な情報を探さずらく、欲しい情報へたどり着きにくいという声が上がります。

また、公式LINEについても、近隣自治体で見られるような住民サービスへの活用が十分に進んでいるとは言えません。

さらに、本町が先進的な取組として導入したxIDについても、町民への浸透や活用状況が見えにくい状況にあります。

一方で、全国に約1,700ある自治体の中で約1,500もの自治体が公式LINEを導入しており、そのうち約1,300の自治体では、単なる情報発信にとどまらず、住民サービスの窓口として活用されています。

ごみの収集日の通知、防災情報の配信、子育て支援情報の提供、各種申請や予約案内など、住民が日常的に利用するスマートフォンを活用したサービスが広がっています。

人口減少や職員不足が進む中、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と行政運営の効率化は、重要な課題であると考えます。

そこで、今回は新たな提案というよりも、これまでの議会での議論や町の答弁を踏まえ、本町が情報発信の充実に向けてどのような取組を進めてきたのか、また、今後、どのような方向性で進めていく考えなのかについてお伺いします。

1、過去の一般質問を受け、町はこれまでどのような調査研究や検討を行い、どのような改善につなげてきたのか。

2、ホームページ・SNS・公式LINE・xIDについて、現在、それぞれどのような成果と課題があると認識しているのか。

3、全国では公式LINEを活用した住民サービスの充実が進んでいるが、本町として、今後、どのような機能やサービスの充実を検討しているのか。

4、町長は本町の情報発信の現状をどのように評価しており、今後の充実に向けて、どのような計画で進めていく考えなのか

以上、4点についてお伺いします。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時20分 再開

○議長（中澤良隆君） 機材が故障しておりましたので、暫時休憩をさせていただきましたが、機械が回復いたしましたので、暫時休憩を解いて、会議を再開したいと思います。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番茶谷議員の情報発信及びデジタル化の推進に関するこれまでの検討経過と今後の展望についての4点の御質問にお答えいたします。

初めに、基本的な考えとして、スマートフォンが広く普及し、さらに生成AIの急速な普及とその利活用が社会全体で求められるなど、時代が急激に変化する中、LINEなどのSNSを活用した効果的な情報発信や住民サービスの提供の必要性については、町としてもこれまで以上に強く認識しております。

一方で、他自治体で導入されているような多機能なシステムの導入には、一定程度の構築費用や毎年の運用経費が必要となります。

町としましては、財政負担をかけない持続可能な運用とすることを第一とし、既存システムの活用や生成AI等の最新技術を有効に活用した独自のシステム開発・改修も含めて、検討を実施していく方針であります。

まず、1点目の過去に一般質問を受けた調査・研究や検討・改善についてであります。

これまで議会でもいただいた御提言を踏まえ、町では公式LINEの拡張機能、いわゆるスーパー

アプリの導入に係る費用対効果や、他自治体の先行事例、活用可能な国の交付金等について、調査・研究を進めてまいりました。

改善への具体的な取組として、本年度はスマートフォン閲覧を前提としたホームページの全面改修や、広報紙のデジタル化への移行検討と合わせたSNSでの迅速な発信を掲げ、現在、担当部署において具体的な検討を進めているところであります。

また、本年度の組織機構の見直しにより、これまで別部署にあった広報・広聴部門と情報管理部門が同じ部署に統合されたことにより、これまで以上に町の情報発信とデジタル技術の連携を、より緊密かつ迅速に図れる体制となっております。

次に、2点目のホームページ・SNS・公式LINE・xIDの成果と課題についてであります。それぞれの媒体ごとの成果と課題については、次のように認識しております。

ホームページについては、町の公式サイトとして、行政サイトのほか、移住定住ポータルサイト、ふるさと納税サイト等を通じて、町外からのアクセス増加などの成果はありますが、特に行政サイトについては、御指摘のとおり、スマートフォンでは見づらく、情報にたどり着きにくいという課題があるため、スマホ閲覧を基礎としたデザインの改修を進めることを予定しております。

各種SNSについては、新着情報や防災情報のタイムリーな発信には成果を上げておりますが、特に公式LINEについては、住民との双方向のサービス提供窓口として十分活用し切れていないことが課題と認識しております。

xIDについては、選挙におけるスマホ入場券としての活用や会議案内などの実績はできましたが、町民へのさらなる浸透と、日常的かつ幅広い行政手続での利用拡大が課題と認識しております。

次に、3点目の今後の公式LINE等を活用した住民サービスの充実の検討についてであります。

全国的に公式LINEを活用したサービスが広がっていることは承知しており、本町においてもその必要性は強く認識しております。

しかし、既製品のパッケージシステムをそのまま導入すると、高額な構築費用やランニングコストがかかるため、DX推進計画に掲げている自前でのシステム補完という考え方にに基づき、オープンソースの活用や生成AIの活用により、本町独自の開発・改修も含めて検討を行い、財政負担を

極力抑えながら、生活に関連した通知や各種案内など、利便性の高い機能の実施に向けて、現在、取組を進めている段階であります。

次に、4点目の情報発信の現状評価と今後の充実の計画についてであります。

本町の情報発信は、現在、様々な媒体を活用する過渡期にあり、一定の成果は出ているものの、町民の皆様の利便性という点では、まだまだ改善の余地があると評価しています。

今後の計画といたしましては、上富良野町DX推進計画に掲げるデジタルサービスの拡充に沿って、LINEやxID等の既存ツールの活用をさらに深めてまいります。

また、同計画の基本方針である小さく始めることを念頭に置き、まずは令和8年度中にホームページの改修や広報媒体のデジタル化の検討を着実に実行し、前述の新たな組織体制を最大限に生かして、実行可能なものから速やかに住民サービスの向上につながるよう、計画的に進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 冒頭でも述べましたように、情報発信におけるデジタル技術の活用について、これまで質問してきました。

今回の答弁では、今まで以上に前向きで具体的な方向性が示され、町がこの間、調査・研究及び検討をして、進めてきてくれたものだということが表れていて、大変喜ばしいことだと実感しております。

まず、1点お伺いしたいのですが、これだけ前向きな答弁をいただいたということは、調査・研究の段階から、今年度は実行の段階に進んだと捉えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

町では、皆様からの一般質問等を受けて、着実に調査・研究等を進めております。

皆さんが思っているようなゴールはまだまだかとは思いますが、できることから小さく始めようということで、できることから着実に令和8年度も進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 今年は進んでいくということで、期待しながら再質問させていただきます。

1項目めの中で少し確認したいのですが、町長は広報紙のデジタル化を進めたいとおっしゃっています。

現在、紙媒体とホームページで広報紙を見られるようになっているかと思いますが、紙媒体をなくすことではないと思うのですが、広報紙のデジタル化に関して、もう少し詳しく教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

さきの答弁でもさせていただきましたが、現在は過渡期であろうと思っております。ですので、いきなり紙媒体をなくすということは考えておりません。

ただ、併用して、紙媒体のほかにもデジタルで広報紙が見えるようにということで、そのうち将来的にはデジタルのほうに寄っていくのかもしれませんが、現時点で紙媒体をなくすということはありません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 私もこれまでデジタル化についてお話してきましたが、紙媒体が好ましい方も一定数いるので、そちらを併用しながら、どんどん進めていっていただきたいと思っております。

町の役場の中の体制が少し変わり、答弁にもありましたように、新しい体制になり、よりやりやすく、進めやすくなったと答弁されていましたが、具体的にどのようなことがよくなって、これから変わっていくというふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

第1回目の答弁をさせていただいたとおり、組織の広報部門とデジタル部門が近くなったということで、情報発信、特に広報に関わる部分につきましては、ホームページも含めて、いろいろなことがやりやすくなった。

同じ課でやりますので、距離が近い分、広報のデジタルもそうですし、ホームページの改修にしてもそうですし、そういうことがスムーズに意思疎通を図りながら迅速にできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） より期待感を持ちなが

ら、進んでいくことをお待ちしております。

次に、2点目のところで、ホームページ・SNS・公式LINE・xID等の課題と成果についてお答えいただいておりますが、以前の一般質問のときにもお聞きしましたが、何をもって成果を上げている、上げていないと判断しているのか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

何をもって成果か、人によっていろいろな視点があるのかもしれませんが、我々は費用対効果ということで、かかる費用と、それによって町民の方が便利になったということも、それは金銭的なものではありませんけれども、それらも考慮した上で、行政で言えば、費用をどれだけ削減できたか、時間をどれだけ削減できたかとか、いろいろな見方があると思います。

ただ、さきの答弁でも触れましたが、xIDにしても、LINEにしても、DXを使っても、IT使っても、全町民がアプリを入れるか、入れないかというのは、やはり個人の選択によるので、既存のアナログ的なものも残さなければなりません。

それが全部デジタルに置き換われれば、また評価も変わってくるのかもしれませんが。

あと、人口規模1万人から9,000人くらいの町だと、初期投資の問題も解決していかなければならないのかなという。

その二つだけではありませんけれども、いろいろなことを評価しながら、効果が出ているのか、出していないのかということ判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 私自身としては、施策が効果的であったかを判断するために、様々な基準があると思っています。

例えばホームページ・SNS等に関して言うと、数字は取っていると思うのですが、アクセス数が一つの指標になり得ると思っています。

各ほかの町の計画などを見てみると、そのアクセス数であったり、SNSの登録者数であったりに対して、数値目標のようなものが掲げられています。

それだけで全てを判断することは難しいと思いますが、そのような数値目標みたいなものは、現在、設定しているのか、もしくはこれから設定す

る考えがあるか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

ホームページであればアクセス数とか、ほかに登録者数とか、それは普及しているか、していないか、皆さんが見ているか、見ていないか、重要な判断の指標になると思っています。

現在のところ、目標は持ち合わせていませんが、重要な指標、数字であることは認識しております。

それらも含めて、ホームページは常にオープンというか、供用されていますが、それ以外のアプリなどについて、今後、そういう目標も掲げながらやっていくことは、どの町でもやっていくのが普通だと思いますので、まだ現在は持ち合わせていませんが、将来的にはそういうことも視野に入れながら、運用も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 最初のほうの答弁でも、町長は今年度が実行の年という段階で認識していると言っていたので、どこまで達成できるかはまた別として、そのような数値目標を掲げていくことで、少しずつ前に進んでいくのが形として見えていくのではないかなと思うので、今の答弁にありましたように、そういう目標等を設定していただければと思います。

2点目のところで、3点目とかぶっているのですけれども、ホームページの課題として、現在、スマートフォンに対応しておらず、見づらいという声が多いため、今年度中に新しくする方針であるという答弁をされています。

また、SNSに関しては、一定数の効果が出ていると。

逆に、LINEやxIDに関しては、LINEはまだうまく活用できていない、xIDはうまく活用できていないことに加えて、まだ浸透していないため、利用者が限られていると答弁されています。

このように課題を感じていますが、今後もLINE・xIDを活用していくという考えの認識でよろしいのか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

xIDであれば選挙の投票券、デジタルの入場

券ですとか、LINEはちょっと前のコロナのワクチンの予約ですとか、これは活用したほうがいいという事業があれば、LINE・xIDに関わらず、いいものがあれば。

そのいいものというのは、皆さんが使うかどうかにもかかってくるかと思いますが、いずれにしても、そういうSNS等を活用しながら、今後いろいろな事業を効果的にできるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 課題感は感じているものの、有効的なものだと思っており、これからうまく活用していく方針でいるという理解でいきます。

その上で、今年、ホームページを更新するという話と、広報紙のデジタル化も検討しているという考えであります。

今後、LINEやxIDに関して活用していくという話ですが、こちらも今年度中から運用とかうまく活用を考えているのか、それはまたその先になるのか、少し伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、活用しているものについては、結構、問題点、課題もあるのですが、それについては引き続きということで、新たなものについては、費用ですとか効果を十分に見極めながら、導入、活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） お聞きしたいのは、3点目のところに、オープンソースの活用や生成AIの活用により、お金をかけずに、本町独自で開発・改修を行い、検討を行っていき、財政負担を極力抑えながら、機能の実施に向けて、現在、取組を進めている段階でありますと書かれていますが、これは今年度中、もしくは近いうちに期待していいのか、もう一度、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

答弁のとおり、現在、進めている段階です。生成AI等を利用して、独自の開発・改修も含めて検討を行い、進めているところですが、将来、何かの事業に、もう既に目標があるというわけではございません。

何に使えるかは分かりませんし、どうなるかは分かりませんが、生成AIなどを活用することが、今、求められている流れですので、我々もしっかりそれらを活用しながら、何ができるのかということ併せて検討してまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） LINEに関しては、よく町民の方から早くほかの町のように使えるようにならないのかという意見も聞きますし、xIDも一部の人からもっとうまく活用したらいいのという声を聞きます。

そういう町民の方たちに関して、はっきりいつから使えるようになりますとか、いつから新しくなりますという明確な答えはできないと思いますが、今年度中とか、近いうちにうまく活用していく方向で進んでいるから期待してほしいというふうに、町民にお伝えしてもよろしいのか、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

我々も肅々と何に使えるか、検討しております。ですので、過度な期待と言いますか、将来のことですので、お約束はできない。

ただ、何かに活用するために、調査・研究とか、いろいろやっております。皆さんに御意見をいただいて、ホームページから始まって、広報とか、小さいことからやっております。

住民の方の、自分が入れているアプリで見られたらとか、そういう思いは分かりますが、それがどれだけ活用されるのかということも含めまして、十分検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 繰り返しになるかもしれませんが、聞かれた際に、まだもう少し時間がかかるのではないですかというふうなお答えをいつもするのですよね。

だけれども、今回の答弁を踏まえて、まだまだ時間がかかりそうではなく、期待していいのではないのでしょうかというようなお答えをしても大丈夫ですか。お願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

将来、活用できるかどうか、その途中で費用対効果という判断が出てきたり、その人の携帯に入っているものとは違うアプリになったりして、LINEなのか何なのか、ほかのSNSなのか、ちょっと分かりませんが、近い将来、その人の思っていることに必ずなるから期待してというのは、なかなか禁物なのではないかと。

ただ、繰り返しになりますが、どうなるか、何を使うか、何に使うかというも含めて、しっかりと検討してまいりますので、決して何もしていないわけではございませんので、自分の思ったとおりにならないかもしれませんが、そのときはぜひお許しをいただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 大まかにデジタル技術を活用した情報発信に関して、今まで以上に進んでいく方向であるのではないかと考えて、町民にもお伝えしたいと。

はっきりと何ができるようになるとかではなく、いい方向に進んでいますというようなお答えをしたいと思います。

答弁の中で、できることから小さく始めていきたいとありました。

町長の中で、全てを一気にやるということではなく、町民や町にとって利便性を感じるものから優先的に進めていくと理解しますが、具体的にどのような機能を優先的に実施していきたいと思っているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

一遍に全てというのは、全ての町民の方が満足する、全ての町民の方が使えるアプリとか、そういうシステムはなかなか難しいと思いますので、できることからということでもあります。

今、x IDで使っているような選挙の入場券はもちろんですが、各委員の通知なども、文書ですることなくx ID。

x IDであれば、そのほかに使えることがないかということを検討しながら進めてまいりますので、具体的にこの事業というのがあれば、すぐ検討して進めてまいりたいと思っております。

ただ、x IDはLINEに比べると、LINEはすごくメジャーなツールかもしれませんが、そういうツールの中でも、皆さんが携帯で見られるもの、見られないもの、それらも含めて、いろいろ判断していかなければならないのかなというふ

うに思っております。

委員になった人は特定の人ですので、通知はこれからこうしますからと頼んで、x IDを入れてもらうとか、いろいろなやり方があると思います。

それらも含めて、いろいろな事業に活用できればと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） x IDに関しては、私自身もいろいろ調べてみますと、マイナンバーとひもづけるとか、様々な有効活用がきるものだとすごく実感しております。

ただ、課題として挙げられるのは、x IDに登録している方がまだまだ少ないということで、それにつなげるために、x IDやホームページ、今後、考えているデジタル化した広報につながる窓口の一つとしても、LINEが非常に有効ではないのかと考えています。

以前から町長もおっしゃっていますが、スーパーアプリを導入して、しっかりと公式LINEアプリを作るとなると、ある程度の費用がかかることも分かっております。

小さく始めていくという答弁がありましたが、町民の方は一気に全てを望んでいるわけではなくて、一つ、二つでも新しいことができるようになるだけで、すごく喜びを感じるものと思っています。

小さいことからでもいいので、今の時点で、x IDとかより先にLINEを活用していくお考えはあるか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般的にLINEとかx IDは民間のもので、いろいろ研究させていただきましたが、さらに将来に向かって、特定のアプリ等を導入するとか、なかなかそういうことを研究するのは難しいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） はっきりと言及はしづらいということですが、LINEに登録している方が、現在二、三千人くらい、もう既にいるということで、少ない機能からでもいいので、そちらから先に活用していき、そこからx IDに登録してもらう人を増やすとか、ホームページを見てくれる人を増やすというような方向性につなげていっ

ていただけたらいいなと考えております。

L I N Eとx I Dに関しては、L I N Eは簡単に双方向のやり取りができたり、多くの方が操作性に慣れていたりすること、またx I Dは、先ほども申しましたように、マイナンバーとひもづけて行政手続が行えるなど、それぞれ得意なことが違います。

これは今すぐできることではないと思うのですが、今後、この二つのアプリを連携させる仕組みを構築していくような考えはあるのでしょうか。伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、それらも含めて検討中です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） もう最後のほうになるのですが、今回、冒頭でも述べさせていただいたように、今まで以上に具体的な方向性が示されたことは、不便さを感じている町民にとって大変喜ばしいことだと思います。

しかし、町民にとって重要なのは、計画が進んでいくことはもちろんですが、実際に便利になったと実感できることだと思っています。

そこで、町長御自身、上富良野町の情報が分かりやすくなった、行政サービスが便利になったなど、町民が実感できるような状態というのは、どのような状態だと考えているのか、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の方が便利になったと実感できることは、町民の満足度の上からも、非常に重要なことだと思っています。

ただ、それに幾ら費用をかければいいのかということは重要な要素だと思っています。

あと、満足度は個人によります。個人によって要求度は違いますが、我々は我々として、しっかり便利になったというふうな実績として語れるようなものを、しっかりと、小さくても一つ一つ、こつこつつくっていきたくて思っています。

例えば、これは町の事業ではありませんけれども、納税がQRコードでできるようになるとか、そういうのが非常に便利なのではないかなと思っています。

個人の満足度は人によって違いますし、一番高いところを目指すのか、それとも最低限必要のところを目指すのか、いろいろあります。

我々は、町民の皆さんに満足していただく、個々の要求のレベルに合わせて対応することがなかなか難しいので、ある程度、ここまでというラインを考えていかなければならないのかなと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 今の世の中は様々な情報が手に入れられるということで、上富良野町の魅力を発信していくためにも、上富良野町の方たちがより充実した生活を送れるようになるためにも、情報発信の在り方に関しては、今まで以上に、非常に重要な問題になってきていると思っています。

町はこれまで以上に前向きに進んでいくというふうにお答えいただきましたが、最後に、その実現に向けて、町長として最も力を入れて取り組みたいこと、情報発信の在り方に関してここを近いうちに目指していきたいというものがあれば、伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

実現したいものというのは、答弁の繰り返しになりますが、今年から、小さいことから始めていくということで、先ほども述べさせていただきました。

ただ、これも繰り返しになりますが、すごく便利になったから、町民の方が全部使えるのか、使うのかというのは、過渡期という問題があって、ある程度、時間が必要なのだろう、時間が解決してくれる部分もあるだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 何度も申し上げますが、今回、一般質問をして、答弁をいただいて、私個人としては非常に好印象で、好印象というか、前向きに進んでいくものだと思っています。

これまで2回質問してきて、今回で三度目になりますが、今回で終われるよう、期待しておりますので、今後も引き続き情報発信の在り方について、うまく検討・運用していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、7番茶谷朋弘君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） おはようございます。

さきに通告してあります3項目7点について町長に、そして1項目を教育長にお伺いいたします。

1項目めとして、夏以降の物価高騰に対する住民への支援策を行うことはしないか。

中東問題など、国際情勢が大変不安定な状況下で、様々な物価が高騰しております。

既に今年に入り、3,957品目が値上げされており、6月に入りまして、さらに900品目以上の値上げがなされております。

このような状況の中、町民の生活支援のために、町としての対策を講じないかをお伺いいたします。

1点目、夏の繁忙期に際し、商工会などを通じてプレミアム商品券の発行は行わないか。

2点目、限定的でも水道料金の基本料を減免するような措置を取らないか、お伺いいたします。

2項目め、町の防犯に向けた対策についてお伺いいたします。

近年、匿名・流動型犯罪、いわゆるトクリュウによります痛ましい事件をはじめとした様々な犯罪が、全国的に発生している状況です。

本来は事件が起きないことが望ましいのですが、残念ながら、発生してしまったときの犯人の特定や迅速な事件解決に大きく役に立つのが、地域における防犯カメラの映像の存在であることが取り上げられております。

もはや凶悪な事件というのは、大都会でのみ発生するものではなく、地方の小さな町においても巻き込まれる時代へと変わってまいりました。

町として、住民の安心安全を守るために、防犯について、今後、どのような方策をお持ちなのか、お伺いいたします。

1点目、現在、町の公共施設に防犯カメラの設置があるのは、保健福祉総合センターかみんと新しくできたこどもセンター及び東児童館ですが、役場庁舎、社会教育総合センター、公民館、セントラルプラザをはじめとした公共施設や西児童館、それぞれの住民会館等には設置されておられません。

今後、これらの施設に設置する考えはないか、お伺いいたします。

2点目、人口が1万人規模の町として、商店街

等に設置されている防犯カメラの台数が極めて少ない自治体として、我が町、情報がありました。

商工業者の店舗への防犯カメラ設置に対するイニシャルコストの補助を、町として考えることはされないか。

3点目、同じく住民会等で防犯カメラの導入をする計画が出されたときにおいて、設置に関する費用の補助などの規定を考えることはされないか、お伺いいたします。

3項目め、吹上温泉保養センター白銀荘の料金改正をしないか、お伺いします。

温浴施設として、町民はもとより、国内外から大変な人気で、季節を問わずに多くの観光客が訪れる吹上温泉保養センター白銀荘は、現在の入館料が条例で大人700円、中高生500円、小学生300円に定められております。

近年は毎年過去最大の収入を上げていて、昨日の発表におきましても、2月度は最大の収益を上げたと聞いております。

まさしく北の聖地としてサウナを楽しむ方や温浴を楽しむ方のほか、バックカントリーを楽しむ外国人などの追い風があり、その人気は大変大きなものであります。

管内や道内の温浴施設を見ても、その多くが町内在住の方の入館料と町外からのお客様の入館料に差をつけて、住民の健康と福祉推進に寄与している状況になります。

そこで、白銀荘の入館料について、この機に検討が必要と考えておりますが、次の点を考慮する考えはないか、お伺いいたします。

1点目、現在の入館料の見直しをして、さらに町民の健康と福祉推進に寄与するよう、町民の料金を設定する考えはないか。

2点目、現在、多くの施設において、民間の企業と提携した割引料金の設定が見受けられます。白銀荘においても、交通系や旅行雑誌系、さらに新聞系など、様々な企業とタイアップして割引料金を設定していくことを考えないか、伺います。

続きまして、教育長にお伺いいたします。

全国学力・学習状況調査（悉皆調査）C B T移行に対する対応は。

令和7年度以降、全国学力・学習状況調査、以下、全国学力テストと言いますが、において、国が令和9年4月に開催する予定の学力テストから、各小中学校に既存の冊子を用いた筆記型調査、いわゆるP B Tから、コンピューター使用型の調査C B Tへと切り替える方針を取りました。

これに伴い、既に我が町においてもG I G Aス

クール構想で1人1台のタブレット導入は終わっておりますが、各小中学校での教室内のネット環境、特にW i - F i の環境整備の対応が終わっているのかをお伺いいたします。

また、環境整備が終わっていない学校に対して、令和9年4月までにW i - F i の設置が完了する見込みはあるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの夏以降の物価高騰に対する住民への支援策は行わないのかについての2点の御質問にお答えします。

1点目の夏のプレミアム商品券の発行についてであります。現在、物価高騰対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民の皆様の生活支援と地域経済の活性化を目的とする上富良野町生活応援商品券の配布が完了し、8月末までに利用していただくことしております。

あわせて、低所得世帯への支援として、物価高騰緊急対策（生活支援）低所得者世帯給付金事業を、対象児童への支援として、物価高対応子育て応援手当支給事業を実施したところであります。

また、6月下旬からは北海道による物価高対策緊急支援事業、いわゆる道民生活応援ポイント給付事業の実施が予定されているところでありますので、これらの事業が着実に遂行されることと、まずはそれに伴う町民生活への波及効果を見極める必要があると考えております。

プレミアム商品券の販売によって住民生活の負担軽減に直接寄与することには、大きな期待ができる一方、引き続き国の物価高騰支援対策等の動きを注視しながら、また今後の物価変動による暮らしへの影響をしっかりと見極めながら、より効果的に住民の皆様暮らしを支える施策の実施に努めて参りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の水道料金の基本料金の減免措置についてであります。

町民の皆様日常生活に直結する負担軽減策の一つであると認識しておりますが、1点目の御質問でもお答えいたしましたとおり、まずは物価高騰対策として昨年度末から実施しております価格高騰緊急対策（生活支援）給付金事業、物価高対応子育て応援手当支給事業及び生活応援商品券事業の効果のしっかりと見極めた上で、本町の限ら

れた財源を有効に活用していく必要があります。

繰り返しになりますが、今後につきましては、物価高騰が町民の生活に与える影響や、国・北海道の経済対策の動向を注視するとともに、引き続き国の臨時交付金などの財源確保に強く努めてまいります。

その上で、財源や町民生活の実態を踏まえながら、水道料金の減免措置の実施の可否も含め、町民の皆様にとっての効果的な支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町の防犯に向けた対策についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の公共施設への防犯上のカメラの設置についてであります。

現在のところ、どのような施設のどのような場所に防犯カメラを設置すべきか、統一的基準や設置の計画等は持ち合わせていないところであります。

町内に多数ある公共施設について、設置の目的、管理の方法や利用者の数、利用時間など、多様な施設があり、統一的な設置基準を設けることは大変難しいものと考えております。

このことから、それぞれの管理部署ごとに管理委託をしている場合には、その受託者とも協議の上、設置の必要性について検討していくものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の商工業者の店舗への防犯カメラの設置に対するイニシャルコストの補助についてであります。

商店街をはじめとする民間店舗の防犯カメラは、町全体の監視から犯罪抑止や安全確保に有効であり、重要な役割を果たす一方、基本的には事業活動に伴う設備投資として、事業者自ら整備することが原則であると考えております。

商工業者の店舗への防犯カメラ設置に対する補助につきましては、町としてどのような支援策が可能であるか、他の自治体の取組事例等を参考にしながら、その必要性や補助の在り方について関係機関と協議しながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の住民会等において、防犯カメラの導入計画が具体化した場合の設置に関する補助規定についてであります。

地域住民が主体となって防犯活動に取り組むことは、安心安全のまちづくりを進める上で、極めて重要であると認識しております。

これまで本町では、町内会単位で生活安全灯の

設置費用を助成し、夜間の犯罪防止に努めてまいりました。

昨今では、防犯意識の高まりを受け、防犯カメラ機能つき安全灯への助成を求める声も寄せられているところです。

現時点において、防犯カメラに特化した町独自の支援について制度化されておきませんが、住民会等から具体的な計画が示された際には、設置場所の公共性や必要性、管理体制、個人情報保護への配慮等を確認し、警察等の関係機関と協議するとともに、特に道路をはじめとする公共の場所への設置に当たっては、プライバシーの保護や映像データの適切な管理が必須となることから、設置者が適正に運用できるよう、実効性のあるガイドラインの整備など、導入を後押しできる体制の構築に向け、他自治体の先進事例を参考にしながら、支援の在り方を検討すべき事案であると捉えております。

予測困難な現代の犯罪に対し、防犯カメラが持つ犯罪の抑止・解決力と、地域の方々の見回りによる防犯活動は、いずれも極めて有効な対策であります。

今後におきましても、上富良野町生活安全推進協議会や警察などの関係機関、そして地域住民の皆様との連携を一層強化し、防犯意識の向上と犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目の吹上温泉保養センター白銀荘の料金改定をしないのかについての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町民料金の設定についてであります。公の施設における料金改定に当たっては、町条例で定める上限料金の範囲内において、指定管理者が自らの経営責任に基づき、具体的な料金額を町に申請し、承認を受けるという明確な法的手続が必要となります。

その上で、町民料金と町外料金に差をつける二重価格の手法につきましては、観光振興の経済的恩恵を住民に還元できるというメリットがある反面、利用客の間で不公平感や割高感が生まれ、施設のブランドイメージを損ねかねないという懸念、いわゆる功罪の両面があるものと認識しております。

特に国内外から多くの白銀荘ファンに支えられている現状において、一見して不透明な格差を生じさせるような価格設定は、慎重に検討する必要があると考えております。

そのため、外見上の二重価格による摩擦を防ぎつつ、町民の皆様の利便性を確保する方策として、基本の入館料金は一元化しつつ、町民の皆様には優待券の発行や福祉施策としての助成を行うといったスキームが、観光客への配慮と住民福祉の増進を両立させる、非常に現実的かつ有効な手法であると考えております。

町といたしましては、他自治体の先行事例やこれらの制度的課題を踏まえ、指定管理者側から具体的な料金改定に向けた協議があった際には、単なる料金の二元化ではなく、町民優待券の活用なども含めた、利用者に疑念を抱かせない、配慮した具体的な方策について、前向きかつ慎重に協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、2点目の民間企業との提携割引についてであります。

これにつきましても、1点目と同様に、企業とのタイアップによる割引の実施や、それに伴う集客効果・利益率の変動などは、指定管理者が自らのビジネス判断として、採算性や現場のオペレーションを見極めた上で決定すべき経営判断の範疇であると考えております。

町としての認識を申し上げますと、現在、白銀荘は国内外から多くのお客様にお越しいただき、混雑緩和や施設キャパシティが課題となっている経営フェーズにあります。

このような状況下において、さらなる顧客獲得を目的とした一律の割引制度を導入することは、客単価の低下を招き、施設の収益性を圧迫する懸念もあるため、慎重な見極めが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、料金改定や割引制度の導入に関しましては、まず指定管理者が自立した経営感覚の下で、施設の価値を最大化する料金戦略をどう描くかという経営判断を見守りつつ、町としては、町民の皆様の利便性や福祉が損なわれないかという観点から適切に連携・監理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5番金子議員の4項目の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）のCBT移行に対する対応についての御質問にお答えいたします。

毎年、実施されております全国学力・学習状況調査につきましては、GIGAスクール構想に基づく端末1人1台の整備が全国的に完了することに伴い、令和9年4月から実施されます本調査の

実施方式を、これまでのPBT型（紙による試験方式）からCBT型（コンピューター入力試験方式）へ完全移行することとなります。

議員から御質問のWi-Fi環境等の整備につきましては、町としましてはGIGAスクール構想に基づく端末1人1台の整備が完了したことに併せて、児童生徒が利用する教室の通信環境を整えてきたところであります。

これら通信環境につきましては、令和6年度に児童生徒が利用する教室のネットワークアセスメント調査を実施し、文部科学省が定める基準をおおむね満たしている結果の報告を受けており、今年度においても小中学校の職員室を中心としたアセスメント調査を予定しているところであります。

これまでネットワークを活用した授業を通じて、つながりづらいなどの学校からの報告に対しましては、随時対応してきておりますが、令和9年4月の全国学力・学習状況調査実施においては、支障なくスムーズに実施できますよう、また今年度に行いますアセスメント調査の結果を踏まえ、通信環境の整備に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、10時30分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1項目めの物価高騰対策でございます。

民間の統計によると、既に6月後半に入って1,000品目を超えるほど、値上げが行われております。

ホルムズ海峡に関しては、先日、アメリカとイランで覚書が出されて、少しはよくなったのかなと思っていた矢先に、おととい、日銀が政策金利を0.75から1%に上げる決定をしました。

これは、デフレからインフレにということと、物価高騰を抑えるということをやっていると思うのですが、一方で金利が上がると、各種返済ローン、家だったり、学習だったり、車だったりがあ

がっていきますよね。

反対では、預貯金の金利も上がるとは言っているのですが、比較的預貯金の少ない現役世代、特に20代、30代の負担というのは、非常に増えることが予測されております。

加えて、キャッシュフローを持っていない中小零細企業にとっても、調達コストの上昇や設備投資の返済などで非常に苦しくなっているのが近々の状況です。

そのような中において、8月までの利用期日があります上富良野町生活応援商品券。これまでの物価高騰に対する支援ということで、国の支援を使いながらやったことは、一定の成果があると認めます。

私は、これから夏以降の話についてのことを伺っております。

町長は国からの支援対策を注視するとおっしゃられておりますが、国は国でいろいろな施策をやろうとしていると思いますけれども、町独自で、この夏以降の今すぐ必要なところに、必要な人に、支援が届くような政策というのはどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、金利が上がるのは、プラスマイナスあります。得する人、そしてローンを抱えている方は、金利の上昇があくまでも予想されるということで考えております。

民間の調査では、おっしゃるとおり、900品目以上が上がると。

この民間の調査はよく注意しなければならないと思うのですが、極端に言えば1円上がっても1品目ですし、生活に関係ない宝飾品が上がっても1品目。それをよく考えなければならない。

私がよく見ているのは、総務省統計局が発表している消費者物価指数。

まだ8年の4月までしか発表されておられません。5月分は間もなく発表されると思いますが、それにおいて、物価指数は生鮮食品を除いて1.4%、生鮮食品とエネルギーを除いて1.9%というのが現状だと思います。

それについては、年度末にプレミアム商品券等々の物価高騰対策を取りましたので、それらで今のところはカバーしていると考えております。

ただ、これからについては不測の事態等々も、将来のことですので、分からない部分もあります。

しっかりとこの辺の数字を見ながら、いかに困っている方の助けになるかというか、そういう政策を、常日頃、気に留めながら、考えていかなければならないものと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） ごめんなさい。私の聞き方が悪かったのか、これまでの政策については、私も重々に評価もしているところです。

例えば、今回、プッシュ型で全町民 9,400 人に渡しておりましたね。

そういうやり方もすばらしいと思いますが、一方で、いろいろな活動において、例えば価格転嫁のできない農業者だとか、中小・零細企業、特に生鮮食品を含めて非常に物価高騰していることで、原価が上がっても、なかなかそれを価格に転嫁できないで困っているような事業者だったりとか、年金の方だったりとか、給料が上がっても、そういった恩恵に預かれない人たちのカバーをどのような形で考えていらっしゃるのか、お伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど述べました消費者物価指数が 1.4 から、生鮮食品・エネルギーを除いても 1.9 で、働いている方は給料がそれ以上に伸びていますので、その辺の方は給料でカバーできるのかなと思っております。

ただ、おっしゃるとおり、給料以外の方、特に年金の方は、そういう給料ほど、5%とか、そういう数字で上がっておりませんので、この人たちのどうするかというのは、非常に大きな課題なのかなと思っております。

ですが、今年の年度末に行った物価高騰対策は、年単位でカバーできるくらいの額だと思っておりますので、これ以上、何か変な変動がない限り、現状の物価高騰はカバーしているのかなというふうに考えております。

あと、価格転嫁できない業者の方については、商品券と離れますし、消費者物価指数とは違う企業の物価指数というのがまたありますので、それは本題から外れますから言及しませんが、価格転嫁できない方に個別の対応ができるのか、できないのか、一つの業種に絞っても、そこでも価格転嫁できる人とできない人がいた場合、政策としてはよくよく考えないと難しいのかなというふうに思っております。

原材料が高騰したり、価格転嫁がなかなか難しかったりという方については、一般的な消費者の価格高騰対策とは全く別のものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 若干ずれてしまったら申し訳ないです。

今、私がプレミアム商品券を行ってほしいと言っている一つの大きな理由として、町長も御存じだと思いますけれども、既に 2026 年 9 月以降に新規の手形発行をなくす金融機関が多くなる。

あわせて、2027 年 3 月以降に、手形の換金は今の紙ベースがなくなると言われています。

現在、プレミアム商品券の運用については、商工会で手形によって換金しています。

それで、少し急いでこういったものやっていると、来春以降や年度末から先になっていったときに、金融機関と商工会、それと各商店とも電子化でやり取りしなくてはいけなくなった場合とかを想定すると、この夏以降、秋までの段階、春が終わるまでの対策というのが必要なのではないかなと思って、今回、プレミアム商品券という物をあえて出させていただきました。

その点について、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

手形の決済については、おっしゃるとおり、電子化ということですが、それは物価高騰とは違うのかなと思っております。

問題は問題ですが、それは物価高騰とは違って、いろいろ商工会等と協議しながら、行政として対策できることがあるのか、ないのかも含めて、検討していく問題なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 物価高騰と手形のやり取りが関係ないと言いますが、私は換金の問題があるから、これは 1 セットだと考えています。

もしそれらが今までどおりできなくなったとして、物価高騰に対する何らかの支援というのは、町長の中でどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰と手形は全く関係ないと私は思っています。それを言い出すと、電子決済全てが物価高騰に結びついてしまいますので、これは明らかに企業のコストだと思っております。ですので、物を買ったりするときの物価ではないと考えております。

そして、一般的な物価高騰対策をどうするのかということですが、それは将来に備えて統計等を十分に注意しながら見ていくと。

必要なときには必要な対策が打てるように、しっかりと準備しておくことが重要だと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） この後、同僚議員からもありますので、あまりくどくど言いませんけれども、基本的には国の施策の範疇でしか行わない考えということで理解してよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰ですので、全国的にそういう傾向があれば、当然、国は動くというふうに考えておりますし、それ以外に個別の特殊事情が上富良野町で発生しているのであれば、それにこだわる必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 分かりました。

2 点目に行きます。

水道事業会計の今後の見通しが明るいわけではないことは、私も重々承知しております。この間、値上げを行わず、施設の延命も行っていなかったのが、この先において今までどおりの収益が上らないのではないかとということも分かっております。

しかしながら、ライフラインである水道の料金です。今の厳しい時代を乗り越えるためでもありますので、夏の間の水を多く使う時期だけでも暫定的に見直すというか、基本料金の減免だけでもできないのか、お伺いいたします。

同じくライフラインの電気・ガスは、今月から若干値下げが行われております。

町で会計を持つ水道事業についても、いつまでもとは言いませんけれども、期間を限定した中

で、今を乗り越えるために、そういった考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道料金の基本料の減免についても、さきの答弁とかなり共通している部分があると思います。

実は国から交付金に来てどうしようかといったときに、水道の基本料金の減免に充てることも、一つの方法として検討いたしました。

ただ、プレミアム商品券で配れば、水道料金の軽減に充てるのか、何に充てるのか、家計のやりくりによるところが大きいのですけれども、取りあえずと言いますか、1 万円補助したということで、当然、それは水道料金も包含されるものであるということで理解しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 今後においても、そういったライフラインの限定的な減免はないということで、理解させていただきます。

続いて、2 項目めの防犯カメラの件です。

昨日の同僚議員に対する教育長の答弁は大変に明確で、次年度には学校関係の防犯カメラ設置の推進があると。すばらしい答弁だったなと認識しております。

同じように、このタイミングと合わせて、防犯カメラを設置するのがいいのではないかと私は考えます。

特に、西児童館・公民館・社教センターは、児童生徒が多く利用する場所にもなります。こういったところで、防犯の安心安全。

どのような人が出入りをしていたか、プライバシーとかの問題ではなく、不審者の侵入の予防のためにも必要なのではないかなと。

こどもセンターはこれ見よがしに防犯カメラが外へ向かって四方に設置されております。これは非常に抑止力にもつながると思います。

全ての会館に設置しろとまでは申しませんけれども、せめて児童生徒が多く利用するような公共施設は、早急に必要なのではないかなと思います。来年度、一緒に予算化することはしませんでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

監視カメラとか防犯カメラ、いろいろ呼び名はありますけれども、録画機能のついたカメラです

よね。それについては非常に効果的だと思っております。

ただ、プライバシーは別と言いましたが、プライバシーも若干関わってくるのですが、それを考慮しながら、カメラの目的は何だろうというふうに。

今、ついているところもありますし、ついていないところはおっしゃるとおりです。

カメラの目的は、施設管理の効率化。やはり管理です。広範囲な施設や複数の拠点を小人数で、大きな施設だと、人が巡回するより1人で監視していく。そういう小人数で管理する。1人とは言いませんが、小人数。

そして、人手不足の解消になりますので、施設管理のカメラというのは、そういう目的でついております。

プラス、トラブル発生時の対処、問題解決に、非常に有効だと考えておりますので、今、おっしゃられました、特にお子さんがいっぱい来るような施設は、学校に準じて考えていかなければならないものだと思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさしくおっしゃられたとおりだと私も思いますので、ぜひこれは早い段階でタイムラグなく、上富良野町の児童生徒の安心安全を進めていっていただきたいと思ひますし、そのような町長のお気持ちだったというふうに考えます。

2点目の、3点目とも一緒になるのですが、町全体の取組というところで、御答弁の中にも先進自治体の事例などを考えてとありました。

大きい町になるのですけれども、埼玉県にある大学のキャンパスの中に、いっぱいつけたのですよね。

それによって、うれしいことに女性の学生の入学が増えたとか。当然、保護者の安心もありますし、治安に心配のあるような町でしたら、それが抑止力になっているという効果もありました。

また、これも大きい町ですけれども、川崎市の商店街に100台ほど防犯カメラを設置したのですよね。

そうしたら、自転車泥棒だとか、ちょっとした犯罪が非常に減少したというデータもあります。

これはやはり、先ほどおっしゃった、少人数で施設を管理するのと同じように、そういった機械を用いることで、エリアを監視できるということが大きいですね。

もちろん、録画機能つきであれば、リレー式で

画像を、これは警察に限定されますけれども、事件が起きてしまった後の犯人の特定だったりとか、足取りの確認だったりとかができますので、私どもの町は安心安全な町だと思いますが、万が一、何か大きな事件・事故があった場合の対応、さらには今後も起きないための抑止の力として、必要なのではないかと思います。

個人情報に関するところについては、誰もが簡単に見ることができないような規約をつくりまして、あくまでも防犯に関するものは警察がしっかり監視していくということが大事だと思っております。町内会とかに対しては。

自分たちの商店街の店については、自分たちの防犯に使っていただければよろしいと思ひますけれども、そういった部分で、町の取組ですね。

全部が全部、町でお金を出せということではなく、イニシャルコストの一部だとか、防犯の取組の一環として、商店街等に設置する場合の何かしらの補助というのが、今後、考えられるかどうか、重ねて再質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

商店街における店舗の防犯カメラは、ついているところとついていないところがござひます。

ついているところは、窃盗とか、そういうものに関して、自分のエリアの、自分の財産の中ですから、自己防衛のためにつけている。

道路とかもちょっと映りますが、メインはそこなのだろうと思ひますので、そこに公費というのは、ちょっと考えなければならないのかなと思ひます。

そして、次に町内会とかのエリアを1台のカメラでというのは、さらにちょっと難しい問題があるのかなという。解決できない問題ではないのですけれども。

個々の家に防犯カメラをつけてあればいいのかもしれませんが、それを合理的にどこか1点でエリアを監視、もしくは防犯上つけばということなのですが、プライバシーの保護、個人情報の保護ではなくてプライバシーの保護というのは、憲法に関わる問題です。

個人の私生活上の自由の一つとして、承諾なしに、みだりにその容貌等を撮影されない自由があります。

これをクリアするための判例があります。施設の中ではなく、公のところにカメラを設置するには、判例から、その目的と必要性、方法、画像の

管理方法などを総合的に判断しないと、そこに住んでいる誰かにやめろと訴えられた場合、非常に困るのかなという。

そういうような事柄に公費を入れるのはどうなのか。

今、設置しているところは、多分、問題解決してついていると思います。

そういうコンセンサスが大前提になりますので、そう簡単ではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 今、自動販売機に監視カメラがついているのもありますし、いろいろなコンセンサスをクリアして、やっていただける方向に進むことを期待申し上げます。

続きまして、3 項目めの白銀荘の料金改定の問題です。

料金を現況に合わせて改定することで、燃料費の高騰等があったとしても、赤字になりにくい。現在は黒字ですけれども、物価上昇への対応もできますし、十分な収入が確保できれば、維持の改善、掃除や設備のメンテナンスの質も上げられます。

多分、ここは大事なことだと思うのですが、施設の更新を計画的に行うこともできます。

そのような中で、現在の白銀荘の利用料金の改定が望まれます。そこが大前提にあるのですけれども、そうすると、町民のメリットが失われてしまう可能性もあるので、ここは町民価格を独自にやるのが、私は非常に必要だと思います。

二重価格にすることで、利用者が不利益を被る懸念があるというのは、分からないでもないです。

基本的には、施設管理者が運営管理コストを計算した上で、町に料金改定の条例のお願いをするという御答弁でしたが、私が現場で料金を上げないのですかと聞いたら、私たちでは上げられないのですという回答をいただいたので、あえて町でイニシアチブを取った中で、料金改定が必要なのではないかなと思い、このたび質問させていただきました。

これは、白銀荘を運営する管理側から料金改定の依頼が必要ということでよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

私たちでは上げられないというのは、そういうことはないと思います。

条例も読んでいただければ、従業員の方に読めと言っているわけではございません。議員であれば、条例とかを読んでいただければ、理解できるのかなと思っております。

条例に書いている以外で、何か圧力があるのかと言うと、そういうことは全くございません。

施設管理している指定管理の側から、コストを計算して、上限は条例で決めていますので、上限の中では自由に発議してもらって構いませんし、上限を超えてほしいのであれば、条例改正が必要ですので、基本的に指定管理側から要望が出てくるというのが、この制度の姿だと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 施設管理者側から上限の中で利用料金・宿泊料金を含めた値段の提案を受けた中で、それが妥当か、どうか検討されるということですか。

今は700円が上限ですけれども、仮に1,500円にしたいという話が施設側から上がったときは、どの段階で条例改定というのが意思決定されるものなのですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

例えば今の話、1,500円にしたいという声が上がってくれば、通常の条例と同じ手続を踏みます。

もちろん、条例改正ですから、役場としての意見と言いますか、施策も絡んできますので、町民のそういうのも含めて、現場と協議しながら進めていかなければならないと思っております。

そのときには、指定管理側と町との合意が必要ですし、合意が形成された後には、普通の条例と同様に、議会に上程される流れになります。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 理解させていただきました。その流れをもって条例改定。

そして、町民の健康増進と福祉推進のための、いわゆる町民サービスの部分も、運営側の自由裁量の中で決定できるということによろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には自由裁量で決められますし、こちらから要請することもあります。要請した場合で

も、やはり経営判断が、その割引については現場の経営者側の意見が重要なのだろうと考えております。

町が福祉施策をやりたいと。それを公金で補えば別かもしれませんが、一般的な割引を委託するほうから申し述べると言いますか、そういうことはないと考えております。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 分かりました。

現場と行政側との行政手続の中で、もしかしたらそごが起きていたかもしれないので、取締役と社長がここにいらっしゃいますので、そこは内部の管理をしっかりしていただき、今後のサービス向上と施設管理・運営、それと町民の福祉、健康増進、全て網羅した中での料金というものを進めるベースをつくっていただきたいと思います。

それで、ちょっとダブるのですけれども、2 項目めになるのですが、いろいろ提携してサービスをするというのも、向こうの裁量で金額を決めてやってもいいということですよ。

オーバーキャパになっているとか、一方で売上の低下が図られるとか、そこまで値段を下げなくてもいいというのが私の考え方だったので、その裁量も向こうにあるということですよ。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5 番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

そのとおりで構いません。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） それでは、私からも伝えられますけれども、愛される施設、そして皆様に望まれる施設であって、さらに上富良野を代表する施設であるべく、白銀荘をこれからも長く運営・管理していただき、多くのお客さんが来ていただくことを期待いたします。

最後になりますけれども、教育長、今、全ての学校の教室はネット環境がいいということですよ。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5 番金子議員の御質問にお答えします。

現在、子どもたちが学び続ける各教室につきましては、全てWi-Fi 環境が整っており、答弁でも申し上げたとおり、文科省の基準にはおおむね達している状況になっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） その中で、職員室とかのネット環境は、これから調べるということですか。それとも、完全に設置されていないということなのか。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（上嶋義勝君） 5 番金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど教育長も答弁させていただいたとおり、通信環境はGIGAスクール構想の初期段階の整備として整っております。

現状、児童生徒が使用する教室につきましては、無線LANで対応させていただいております。

職員室につきましては、基本、有線で対応しておりますが、現状の使い方、運用によっては、各校によっては、職員室でも児童生徒が使う無線LANを活用して、Wi-Fi でつないでいるという学校もございますが、整えている分は有線LANの通信環境となっています。

○議長（中澤良隆君） 5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 有線は引かれていますけれども、無線については今後の整備ということですよ。

というのも、教室は大丈夫だと言うのですけれども、2030年にデジタル教科書を導入する予定ですよ。

それらに対応するのも、例えば教職員としても、無線LANでないと望ましくないのではないかと思うので、職員室についても、今後、整備予定ということですよ。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 5 番金子議員の、児童生徒が学ぶ教室と先生方が準備する職員室の環境について、今回、町内4校の学校に実態を確認したところ、4校全部が一致していないことが分かりました。

有線LANのままになっている学校も1校ございましたが、他の3校においては、有線LANの職員室においてもWi-Fi がつながるような環境で、先生方が自分たちで使っている状況がありました。

その辺の環境が混在していることが分かりましたので、今年度、アセスメントをきちんと調査して、要る機械と要らない機械、業者からは、それが災いをしている機器も一部あるような報告を既に受けていますので、これはしっかりとアセスメント調査をし、この辺の環境につきましては、来年、あとデジタル教科書に向けた環境整備に努め

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5 番金子益三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（中澤良隆君） 会議を再開いたします。

4 番米澤義英君の発言を許します。

○4 番（米澤義英君） さきに通告してありました 4 点について質問いたします。

一つ目は、物価高騰による支援対策についてであります。

今、中東情勢の悪化を背景に、梱包資材やエネルギーコストの上昇分を価格転嫁する動きが出てきています。

帝国データバンクでは、6 月の値上げを予定している飲食料品が 1,078 品目になると調査結果を発表しました。

物価高の影響で、生活の困窮している町民は生活費用を切り詰め、飲食・建設・農業者においては仕入れ原価の上昇や資材・肥料の確保が困難、医療や福祉関係では必要な物資の確保が厳しくなっているなど、大変な状況が伺えます。

町は、物価高騰で影響を受けている町民の現状を把握し、早急に支援策を講じることが必要だと考えますが、答弁を求めます。

次に、老後の在宅支援の強化について伺いたします。

町においては高齢者人口が約 3 割を超えました。高齢者は身体の状態によって、病院や介護施設などに頼らざるを得ない状況もあります。退院後、高齢者を支えるための支援体制もありますが、今後、医療と介護との連携がさらに必要になると考えています。

次の点について、答弁を求めます。

一つ目は、退院後の支援のためには医療・介護施設が持っている情報を地域の医療・介護施設などで共有できるような基盤整備が必要と考えますが、現状と今後について伺いたします。

二つ目は、病院で治療を終えた高齢者は、在宅か介護施設を望むのか、選択を迫られる状況があります。

病院にソーシャルワーカーなどの確保や、高齢者の生活を支えるための個別の協議体制が必要ではと考えますが、現状と今後の対応について伺

いたします。

三つ目は、訪問診療とリハビリ機能体制の充実がさらに必要と考えます。リハビリや機能訓練を病院や介護施設等で実施しているところもあると考えますが、現状と今後の課題について伺いたします。

次に、在宅福祉サービス支援について伺いたします。

除雪・配食サービス事業等の在宅支援サービスは、利用者からも大変喜ばれています。除雪や寝たきり者等のおむつ購入費助成は、利用者においては町民税非課税世帯などの制約がありますが、課税世帯であっても、おむつを必要とする人や虚弱体質で除雪が困難な世帯もあると考えます。

こういう人たちが利用できるような体制づくりが必要かというふうに思います。一部負担を求めながら、制度の見直しも必要と考えますが、答弁を求めます。

次に、乗合タクシーについて伺いたします。

令和 7 年度までは、町が民間のタクシー業者に委託して、乗合タクシーの運営をしておりましたが、人手不足などの要因で、この 4 月からは町が事業主体として実施されております。

利用者からは、以前のような運営体制に戻らないのかなどの意見も出されており、改善が必要と考えますが、乗合タクシーの現状と今後の対応について伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の 4 項目の御質問にお答えいたします。

まず、1 項目めの物価高騰による支援対策についてであります。

物価高騰の現状について、町の独自データなどは持ち合わせておりませんので、国の示す消費者物価指数や値上がりの品目数などの数値から、町の状況を推察するところです。

また、国内企業物価指数は、消費者物価指数よりも大きく上昇しているため、事業者への影響も少なくないと考えられます。

一方、町民税は伸びが見られ、一定の賃上げ効果が給与所得の改善になっているとも考えられます。

物価高騰対策については、これらを全体的に考慮すべき状況にあると感じております。

昨年度末から現在において、町では価格高騰緊急対策（生活支援）給付金事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、生活応援商品券給付事業、

また住宅新築費助成事業などの施策を実施しており、加えて認定こども園から上富良野高校の生徒に至るまでの給食費無償化など、昨年の国の補正予算の繰越し等も含め、物価高騰に対応する施策を行い、現在も引き続き対応している事業もあります。

また、6月下旬以降からは、物価高対策緊急支援事業（道民生活応援ポイント給付事業）の申請を予定しているところであります。

このような中で、町の限られた財源では、現在のところ、町独自の施策を早急に対応することは難しいものと考えております。

今後においても社会情勢をしっかりと注視しながら、今後、国・道などの物価高騰対策において、町の対応が必要なものに対しては遅滞なく対応していくよう、取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの老後の在宅支援の強化についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の医療と介護施設等の情報共有についてであります。

現状におきまして、退院が間近となった患者で、退院後に介護サービスが必要である場合、医師と退院後の暮らしについて相談し、要介護認定を受けるなどの事務手続を進め、患者が在宅サービスを選択した場合、デイサービスやホームヘルパー、住宅改修等の介護サービス等が受けられるよう、地域の介護支援専門員と契約し、調整を行っております。

退院後に引き続き医療的な管理が必要な場合には、訪問看護に引き継がれ、自宅で医療を受ける場合もあります。

患者が施設入所サービスを選択した場合、身体状況、経済状況、家族状況、希望する地域等を総合的に勘案しながら、患者が希望する施設に入所できるよう、調整が図られ、病院が目指す退院時期と介護保健施設の受入れ可能な時期と合わない場合、患者が希望する介護施設に移ることができないことがあります。

病院が行う退院支援において、日常から介護施設等の情報を整理し、円滑に調整できるよう、基盤整備は大変重要と認識しており、今後におきましても、医療と介護の情報ツールとして、介護サービスが必要とされる方へ、介護医療連携手帳、通称ささえあい手帳を交付し、かかりつけの医療情報や診療情報等について、患者の情報が関係機関へ伝達できるものとして御利用いただくよう、努めてまいります。

次に、2点目の退院後の生活支援の個別協議体制の現状と対応についてであります。

町立病院におきましては、看護師長及び看護師長職を経験した再任用職員を中心として、退院を控えた高齢者に対する個別相談や、関係者による退院時のカンファレンス（共同協議）などを実施し、退院調整を行っているところであります。

しかしながら、近年、単身世帯や認知症高齢者の増加に伴い、生活支援ニーズの多様化など、解決すべき課題も多々生じております。

これらの多様な課題へ対応し、他機関との連携をさらに強化するためには、メディカルソーシャルワーカーなどの専門職を配置した地域連携室の設置が必要と認識しております。

一方で、専門職の採用に当たりましては、職員定数に沿った適正配置を考慮しつつ、人件費の増加を伴うことから、経営状況を勘案し、費用対効果の検証を行い、設置の検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の訪問診療とリハビリ機能体制の現状と課題についてであります。

町立病院での訪問診療は、過去に内科医が3名体制であった頃まで実施しておりましたが、その後、対象がいなくなったことから休止し、以降、内科医が2名体制になったことや、経営的な採算性の問題などから、現在まで再開には至っておりません。

また、リハビリ体制については、現在、正職員の理学療法士1名と作業療法士1名及び会計年度任用職員の柔道整復師1名の計3名体制で業務に当たっております。

院内におきましては、外来診療でのリハビリや病棟における在宅復帰へ向けたリハビリを提供しているほか、介護医療院においても入所者の筋力低下防止のためのリハビリを行っております。

さらには、院外におきましても、訪問リハビリを実施しているところであります。

現在の患者数に対し、職員3名によるサービス提供が、経営的に最も効率的な体制となっております。

今後、患者数が増加した場合の対応につきましては、需要の動向を見極めながら、収支状況のシミュレーションを行い、事業の充実や拡大について適切に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの在宅福祉サービス支援についての御質問にお答えいたします。

まず、除雪支援についてであります。町民税非課税世帯の独居高齢者や高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯で、自力で除雪が困難な要介護認定者、虚弱高齢者及び障がい者等を対象に、日常生活の維持や救急通路の確保に必要な範囲で支援を行っており、例年約100件の御利用をいただいております。

次に、寝たきり者等おむつ購入費助成につきましては、寝たきり状態や認知症などにより、常時おむつを必要とされる町民税非課税世帯の高齢者等に対し、月額5,000円を上限に、購入費の一部を助成しております。

本事業の利用者につきましては、令和5年度以降減少傾向にありますが、これは対象者の方の施設入所や御逝去に伴うものと分析しているところであります。

本サービスは町の福祉施策として実施している事業であることから、対象者やサービス内容に一定の基準を設けることについては、他の福祉サービス同様に御理解を賜りたいと存じます。

また、今後の制度設計や対象範囲の在り方につきましては、次期介護保険事業計画の策定に向けた重要な検討課題として位置づけ、具体的な検証を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4項目めの乗合タクシーについての御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーにつきましては、平成25年より町内タクシー事業者2社へ委託により運営してまいりましたが、そのうち1社から諸般の事情により3月末をもって廃業するとの申出がありました。

残る1社においても、深刻な運転手不足等により単独での運行継続が困難であったことから、令和7年度末をもって民間事業者による運行が終了いたしました。

乗合タクシーは、町民の皆様、特に高齢者や移動手段を持たない方々の通院や買物など、日常生活を支える生命線であります。

そのため、住民の皆様の移動手段を途絶えさせないよう、令和8年4月から緊急的かつ暫定的な措置として、町が事業主体となる直営へと切り替え、運行を継続しております。

4月からの運行体制といたしましては、運転業務員として会計年度任用職員を任用し、町の集中管理車両から2台を乗合タクシー用車両として確保した上で、対応に当たっております。

議員の御質問のとおり、利用者から以前のような

運営体制に戻してほしいといった御要望や御意見が寄せられていることは、町としても真摯に受け止めております。

しかしながら、民間事業者における現状に鑑みますと、即座に以前の運用形態へ戻すことは非常に厳しい状況でございます。

今後におきましては、現在、お寄せいただいている御意見等を踏まえつつ、次年度以降の安定的かつ持続可能な運行体制の確保、さらには地域公共交通全体の再構築に向けて、あらゆる手段を視野に入れた検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 最初に、物価高騰に対する対策について伺いいたします。

同僚議員も述べておりましたが、この物価高騰は、地域の産業や暮らしにも大きな影響を及ぼしております。

ある農家の方に聞きましたら、肥料が昨年から比べても1.18倍、2倍という形になっていて、広い面積になると、従来よりも1,000万円ほど支出が増えるのではないかというような話であります。

また、来年度以降、ビニールハウス用のビニール等を確保できるかどうか分からないという情報があつて、なるべく現在使っている物を長く使うような対策も講じてほしいというような話が出されております。

先ほど同僚の議員も述べていましたが、農家というのは価格を上乗せすることがほぼできません。需給によって上下するというような、非常に不安定な部分もある形です。

また、一般の商店でも、借入れをしている方もいますし、それを価格に転嫁できるかどうかということになると、非常に難しい場合もある。

一部、価格に上乗せしている場合もありますが、そういう中で、このまま営業できるかどうか、非常に難しい状況に来ている方もいて、切羽詰まった状況になっているというのが現状です。

また、一般の方でも、生活困窮者や年金暮らしの人も、生活費の切り詰めを行っていると言われていると語られております。

この間、町では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を使い、産業や町民の生活を支えるための独自の対策もしっかり取られてきていることは十分理解しております。

しかし、今、町長がおっしゃったような、給料

も一定程度上がっている部分はあるかもしれませんが、相対的に見ましたら、年金が上がっていたとしても、物価高騰に間に合わない、追いつかない実態であります。

家族数が多ければ多いほど、こういった出費等につながって、なかなか暮らしが大変だというのが、共通した状況になっております。

当然、そういうことを理解されていると思いますが、町長の認識として、こういう実態をどのように理解されているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、農家の方です。経費が 1,000 万円上がるかもしれない。肥料等の価格は、消費者物価指数と全く桁が違うくらい、上がっているのが事実です。産業に与える影響というのは、おっしゃるとおりです。

ただ、1 戸当たり 1,000 万円とすると、上富良野で掛ける 250 として、25 億円になってしまいますので、なかなかこれを町独自に単費で補填するのは本当に至難の業。現実的には難しいのかなと思っています。

数年前にも肥料の価格が高騰したときは、国が動いて、それに道と町もプラスアルファして、肥料高騰対策を打ったことがございます。

今回も全国的に起こっている問題、スケールも違いますので、町としてぜひ国の出動を要請していきたい。

農業に限ったことではないと思います。今、いろいろとエネルギーや電気料などは国の補助金が入って、ある程度、価格が抑えられておりますが、それ以外の企業が原材料として求めている物の高騰についても、しっかり対応してほしいですし、我々首長としても声を上げていきたいと考えております。

米や野菜、生鮮食品などは、おっしゃるとおり、市場で価格が決まっております。需給環境で決まっておりますので、そういうことも鑑みて、国に強く要請していかなければならないと思っております。

あとは、一般消費者、低所得者の方。実態は生活が厳しいから低所得者、低所得者だから生活が厳しい。そういう状況にあります。家族数に応じても、いろいろ状況は異なると思っております。

ただ、交付金などは世帯に交付したものもありますし、掛ける人数で交付したものもございますので、当面のと言いますか、物価高騰対策には十

分機能したと思っております。

ただ、本当に厳しいのは分かっております。例えば失業して厳しいのか、それとも家族が多くて学費がかかるとか、いろいろ原因があって、それが本当に物価なのかどうかというのを見極めて、物価ではないとしたら、真の原因にちゃんと手当てしていかなければならないということです。

状況をしっかりと見極めると言いますか、それは常日頃から行っていかなければならないものだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 実態は町長もよく御存じだというふうに思います。

建設業界も、関連する設備業界に至っても、資材の高騰がひどい。どういうわけか、上がってくるという状況で、非常に先行きの不透明さを訴えています。

あと、塗装業者もそうですが、こういった不安というのは、経済の見通しが立たない状況の中で生まれてきているというのが根本的にあります。

中東における問題がありますし、まだまだ不安定な要素がありますので、今後、町として、こういう実態調査をさらに小まめに行って、この町の人たちや業者の人たちがどういうことを望んでいるのか、まずこういったところから踏み込んで、何が求められているのかというところをしっかりと抑えながら、今後の対策を取る必要があると思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まさに、今、言われたような業種・業界においては、先行きが不透明で不安があると思えますし、実際、物がありませんので、非常に困っているという状況にあると思えます。

これらにつきまして、問題解決はなかなか難しいのかもしれませんが、町として何ができるのかというのを、個人個人に聞くのにプラスして、業界の団体、経済団体等もありますので、商工会とか、それらも含めて、何が必要なのか、町で何ができるのか、町は国に何を要望したらいいのか、何が原因なのか、そういうのを詳しく、連絡を密にしながら、問題解決に当たらなければならないのかなと考えております。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） この間、町長もおっしゃっていましたが、肥料に対する独自策、上乘

せ策もしながら、やってきたという状況があります。

年金で暮らしている方は、この間、年金も何ぼか上がりましたが、ただ物価高騰には追いつかない中で、生活を切り詰めている状況があります。

こういった現状を踏まえて、今後の国・道の要請も踏まえながら、あるいは国・道の対応を踏まえながら、支援策を取るのも必要かと思いますが、もう既に影響を受けている人たちが現実にいるわけですから、そのことを考えたら、少なくとも、町独自のいろいろな財政を使いながら、基金だとか、そういうものを使いながら、早急に支援策を打てる部分もあると思います。

そうしながら、まちづくりを進めていかなければならないというふうに思いますが、そういうことは拒否されますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

物価高騰がベースにあります。賃金上昇もありまして、おっしゃるように、働いていない人、端的に言いますと、年金の方は賃金上昇や経済成長の恩恵を受けていないことになります。

それらについては、注視していかなければならないと考えておりますが、春に行った交付金は1世帯当たり、それと個人1人当たりがありまして、少なくとも1人世帯であれば2万円は交付してきたと思っております。

年間の物価高騰が2%だとして、生活費に幾らかかっているかの分母が分かりませんので、あれですけれども、10万円としても2,000円。それが12か月で2万4,000円。

大体、その当時、春の時点での当面の物価高騰対策はできたのだらうと考えておりますが、今後、物価もどうなるかも分かりませんので、その辺は十分注視していきたいと思っておりますし、国の制度・政策もありますので、それらも含めて、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩の時間が迫っていますが、このまま米澤議員の質問を持ち時間が終わるまで続けたいと思いますので、御了承いただきたいと思ひます。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 基金などを使った対策は拒否されていなかったかと思うのですが、拒否されているような雰囲気でもあったのですが、非常

に切羽詰まった状態ということがあります。

確かに、1人当たりの給付金・支援金等もありましたし、それは町民の方も非常に喜んでいますが、もう既にいろいろ出費が多い時期でもありましたので、そういうお金の問題だけではなくて、暮らしを支えるという点で、本当に早急に具体的な対策を取るべきだと思います。

そこで、町長、押し問答になるのかもしれませんが、ぜひ真剣に考えていただいて、早急に臨時会を開くなり何なりしながら、こういう問題の具体的な支援策を取ってほしいと思いますが、そういう現状も踏まえて、実態調査も踏まえて、この点を再度確認したいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状、春に行った交付金のプレミアム商品券等々について、効果はいまだに続いていると認識しております。

前提とする状況が大きく変わるのであれば、それはすぐにでも対応していかなければならないと思っておりますし、この状況が続くのであれば、この状況が続いていくのかどうなのか、春に配ったやつですので、その効果が未来永劫に続くとは私も思っておりませんので、その辺を見極めながら、緊急なときには臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ具体的な動きをしていただきたいというふうに思っております。

次に、老後の在宅支援の強化について伺いたします。

近年、上富良野でも高齢者人口が3割を超える状況になっております。

身近なところにも、病院から退院後の在宅をどうしたらいいのか、もしくは施設入所を考えているのだけれどもという形の中で、ここにも書かれておりますが、町の支援体制が取られて、つないでいただいている状況も確認しております。

私がここで言いたいのは、もう一つ、それぞれの事業所が、例えばAという方が病院から退院して在宅で過ごしたいとかが要求としてありますから、ここに書かれているささえあい手帳というのがあります。

このささえあい手帳を見れば、その情報が一目瞭然で、患者の情報がそれぞれの医療機関や介護機関につながるといふようなことなのかなと思ひ

ます。

時間もありますので、率直に言わせてもらいますが、これを見ましたら、情報が全く書かれていなかったりします。

一部、お薬手帳がその中にあって、どこの医療機関にかかっているのかというのは分かるのだけれども、本来でしたら、ささえあい手帳の中に履歴があって、何か月前まではどこの医療・介護施設を利用していたとか、そういった大切な履歴を記入するのが、このささえあい手帳だというふうに思っております。

ところが、実態としては、ここに必要な情報が記入されていない場合もあります。

全てではないのかもしれませんが、ここら辺の実態をきちんと抑えられているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番米澤議員のささえあい手帳の件について、お話をさせていただきます。

こちらの手帳につきましては、基本的には介護認定を受けた方に交付させていただいて、基本情報は我々が記入し、使ったサービスだとか医療のほうで、さらに追記してもらうようになっているところでございます。

こちらの在宅に向けた支援は、まずは退院する方と次の行き先についての話になってきますので、そこに必要な情報は、それぞれの機関で記入していただいたり、それに伴って、介護が必要な方には必ずケアマネジャーがついていたりしますので、基本、その方が記入すると。

対象者に記入してもらうことが難しいのは御承知の上でございます。

その上で、この手帳を御利用いただいているのが現状ですが、実態といたしまして、その先の内容がきちんと手帳に追記されているかまで我々が確認するのは、なかなか難しいところがありますので、今後においても、ケアマネジャーや関係機関等に情報を共有しながら、この手帳がきっちり活用されるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 自分で書かなければならない状況です。恐らくそういう方たちは、なかなか書けないと思うのですね。

担当の課長がおっしゃったように、ケースワーカーの人だとか、ケアマネジャーの人だと

か、病院の方だとか、それぞれ情報のやり取りはあるのかもしれませんが、ここに来て問題になっているのは、今、叫ばれている情報の一元化です。

この間の北海道新聞の中でも、名寄だとか、南空地だとか、そこら辺では、地域の病院や介護施設が一体的に情報をきちんと管理しながら、次にすぐ入所される方、Aというところを利用される方、事前に病院履歴はどうだったのかということが見られて、素早くITという形での情報が、いわゆるデジタルを駆使して、一元化して、このAという人に対する支援をどのようにしたらいいのかということも含めて、情報がきちんと取れるような仕組みなのです。

ここで言っている、地域連携室というのがあると思います。

この地域連携室がこれに当たるかは分かりませんが、恐らくこういった類の中で、地域の情報を一元化して、在宅支援に結びつけたり、施設入所に結びつけたりするような支援体制が、上富良野町でも必要だと思います。

今、見ていましたら、それぞれ全くやっていないということではありません。

介護施設や、ケアマネジャーの方、いろいろなところで情報を集めながら、各支援につなげていっていることは、十分承知しておりますが、同時にIT技術を利用しながら、在宅支援に結びつけていく。

イメージとしては、今まで介護計画で言えば、こういう流れが示されています。

ここに、医療が中核にあって、病院が中核にあって、その下に、介護施設だとか各部署と一体となって、情報提供を行いながら、在宅支援する状況になっているのですね。

町もこういった情報体制をつくって、より在宅支援を密に、密にやっていないという語弊が生まれるかもしれませんが、そうではなくて、より充実した支援体制を取る必要があるというふうに思います。

町長、ここで担当の方に任せず、町長がしっかりとそういう情報を聞きながら、在宅支援の在り方というのを見直す必要があるのではないかと思います。お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

情報の一元化、IT、デジタルを用いた、マイナンバーカードを用いるのかもしれませんが、そ

れらを含めて一元化。

町立病院は町立ですけれども、福祉施設は町立のものもありますが、民間のものもあります。それらを含めて、一元化するというのは、現代社会において当たり前のことなのかもしれません。

民間も端末とかを置いたりして、ひょっとしたら負担もあるかもしれませんが、先進事例もよく研究しながら、今後はそういうふうに遅かれ早かれ、早いほうがもちろんいいのですが、向かっていくのだらうなというふうに、今、米澤議員のお話を聞きながら、そういう所感を持ったところでは。

町としても、デジタルにするか、ITにするかは別として、受益者と言いますか、利用者の利便性が第一に来るかと思しますので、それを改善できるのであれば、それに向けてしっかりと調査・研究、また努力を進めていかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） さらに、こういう例があります。リハビリを受けている方がいて、デイサービスだとかを利用しに富良野まで行っている。町にそういった施設があれば、もっと利用したいという方もいらっしゃると思います。

確かに、機能的には、介護医療院に入所していれば、そういった体制を受けることができるかと思いますが、それ以外はリハビリ機能という形で、訪問介護・看護を受けながら、支援対策を受けることもできるかもしれません。

ただ、これからの在宅支援や介護の問題を考えた場合に、一定程度の人がいれば、町立病院でも体制という形で。その部分的な部分だと思うのですね。

制度は分かりませんが、一般の介護制度を利用している方が、病院に行って受けるとなると、恐らく難しいのか、ちょっと分かりませんが、そこら辺はどのようになりますか。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 4 番米澤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど米澤議員がおっしゃっていた、介護認定者に係りますリハビリにつきましては、現在の介護保険制度でありますと、その人が行ってリハビリを受ける通所リハ、そして病院でもやっています訪問をしてリハを受ける訪問リハ等がございますけれども、町立病院といたしましては、先ほどの答弁にも書かせていただいたとおり、現状の人

数では、病院側のリハビリ、介護医療院のリハビリ、そして訪問リハビリにつきましては件数が少ないというか、現在、1 件にとどまっていますけれども、そちらの余力がないというような状況になっています。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） そういう形の中で、医師の確保だとか、いろいろ課題はあります。

ただ、そういう課題も含めて、乗り越えていかなければならない局面に来ていると考えております。

さらに長期的な展望の中で、そういう体制を考えていただきたいというふうに思います。

再度確認したいのですが、この地域連携室というのは、どういう目的、内容になっているのか、お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 4 番米澤議員の御質問にお答えいたします。

こちらに書かれています地域連携室は、病院で言いますと、先ほど来から説明していました退院の後の調整がメインの業務だと認識しています。

地域連携というのは、ここに書いてあるとおり、病院からそれぞれの各関係機関と連絡を取り合って、スムーズな退院を目指すというものが設置の目的かと思っています。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） そういう意味では、非常に大切な部署になるわけです。

高齢で介護されている方の実態は、非常に大変な状況があります。自分自身が虚弱体質で、考える力とかが弱くなるとか、そういう状況があります。

どちらか片方が、いつとき元気に動いていても、何かの要因でちょっと体が弱くなり、お互い支援することもできなくなると。

そういうときに、介護を支援する側の体制がしっかり整わないと、在宅といっても成り立たない大きな問題が、僕自身、ちょっと見えております。

そういうものも含めて、地域の連携の在り方を再度考える必要があると思っております。

今後、リハビリ機能やそういったものを構築する上で、どういう体制で、そういう人たちの支援ができるのかという体制づくりが非常に重要だと思っておりますので、町長にこの点をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、体制づくりが重要であるというのであれば、そうだと思いますし、民間の介護施設等も含めての話になると思います。が、しっかりと問題意識を持って、地域の医療・福祉の問題は、それ以外にもいろいろありますが、それらの課題の一つに取り上げて、将来、解決できるように、一步一步、もしくは機会があれば、そのときには解決できるように、しっかりと課題を持ちながら、業務や経営に当たるとというのが、我々の姿だろうと思っております。

これからも、その辺の意識を持ちながら、しっかりと業務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） いろいろな課題もたくさんあるかと思いますが、問題点をきっちりと明らかにすることが何よりも大事だと思います。

その体制づくりのために、いろいろな角度から検証する必要がまだまだあるかと思っています。

全く職員の方が頑張っていないとか、そのようなことを言っているのではありませんので、それだけ申し添えて、次は在宅支援サービスについてお伺いいたします。

寝たきり等の方や、あるいは普通に生活していても、おむつというのは非常に重要です。

寝たきりの方を介護していたら、尿がパンパンになって、すぐおむつを取り替えなければならないという状況もあります。

また、介護施設を利用していても、動くものですから、すぐに尿漏れを起こすとか、そういうふうになって、おむつを利用する頻度も結構あると思います。

今、町では非課税世帯だけが対象でありますけれども、除雪サービスにしても、おむつにしても、課税対象の方にも広げる必要があるのではないかと考えておりますが、この点について、どのようにお考えなのか。

今後の介護計画等の策定において検討するというふうになっておりますが、この点をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の福祉施策としてのサービスでありますので、回答のとおり、次期介護保険事業計画の策定に向けてということになります。

繰り返しになりますが、福祉施策として実施しておりますので、一般町民対象のサービスではないというのは御理解いただけたと思います。

その辺は限りある人的リソースを確保して、本当に困っている方のみというふうに、ある程度の条件をつけてサービスを提供していくということです。

やむを得ないと言いますか、合理的な判断かと思っておりますので、その辺は次期の介護保険の事業計画の中でも、しっかりと必要な人に必要なサービスが行き届くようにするには、ある程度の制限は必要なのだろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） 非課税でなく、課税対象の方でも、介護認定になっている方がいます。そのことを言っているのですよ。

除雪サービスについても、除雪は若干違うところもあるのですが、虚弱で、除雪がなかなか難しい方もいます。

そういう方も含めて、この制度の見直しが必要だということを言っています。

もう一度、そういうことを考えれば、制度の見直しが絶対に必要だと思うのですが、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険の認定になったということは、決して普通のことではない、非常に家族の負担もかかることですが、そのみが判定の基準ではないと考えております。

本人も含めて、その世帯の収入がどうなのかというのは重要です。除雪などは、健康な方、普通の方であれば、自力でするのが基本ですし、自力でできない方は民間に頼んでおります。

そういうことを鑑みますと、ただ一義的に介護保険の認定を受けたからどうのこうの、そういう部分も必要ではありますが、このサービスについて、所得なども考慮しながら判定していくというのは、特に不合理ではないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） ぜひ実態を知っていただきたいと思います。

介護認定を受けておりながらも、あるいは町民税課税世帯であっても、おむつが必要な方々はいるので、そういったところにもちょっと配慮する

必要があると思います。

時間もありますので、この除雪サービスも含めて、ここに書かれているように、介護計画策定の折には、ぜひ検討していただきたいと思います。

恐らく、これは真摯にきちんと対応してくれるものかなというふうに思います。

次に、乗合タクシーについてお伺いいたします。

現行の乗合タクシーについて、行政にもいろいろ相談の電話だとかがあると思います。

ある利用者は、従来、8時だとか、1時間前だとか、前日に予約すれば対処できたのですが、町ですから、勤務時間があります。

そうすると、その勤務時間の範囲で運営しなければならないので、5時を過ぎたとしても8時前に電話しようとしても、なかなかつながらない状況があります。

そういった状況は、職員の働き方という点で、どうするかという課題もあると思います。

そういうことも含めた課題解決のために、住民が利用するように、土曜日だとか、祝祭日だとか、できれば土曜日だけだとか、いろいろな体制があると思います。

これを見ましたら、一気にそこまで行くことは大変難しいというふうに書かれておりますけれども、一つでも、二つでも、住民の要望に応えるような支援体制、民間の委託が駄目であれば、町が直営で何とかしなければならないと思います。

これは普通のことですよ。町民の方、利用者の方が、虚弱体質で運転できず、今までも利用してきたわけですから、その人たちの行動範囲を狭めてしまうのは、社会的にも非常に大きな問題だと思います。

町長、改善の努力、また改善の方向を早急に検討すべきだと思いますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

急な話で直営になりまして、住民の皆様には大変な御不便をおかけしているというふうに認識しております。

受付にしても、おっしゃるとおり、我々の勤務時間があります。

前は民間の業務時間が長かったので、その中でいろいろ対応できましたが、全く違う勤務体系の中で、今、我々是对応できていない部分があります。

土日の運行にしても、ドライバーの数が根本的に足りていない。台数がないという問題があります。

まずは人なのだろうと。ドライバーの数等々を含めて、そういうことをすぐやらなければならないことなのかもしれませんが、サービスを受ける受益者の皆さんの不便に……。

公共の交通機関の一つですので、しっかりとそれは努力してまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 友達とサークル活動をしていたのだけれども、これを使うと、なかなかその時間帯に間に合わない。それで、行くのをやめた、あるいは回数を減らしているというような、切実な声が寄せられています。

社会生活を広げて、そういった交流ができるような、出かけていって、自分が自分であることへの存在感、また、地域の人たちと交流することによって、個人の尊厳というか、そういうものも含めて、そこで確かめられる。

そういうために、従来、この制度はつくってきたわけですから、その根本をしっかりと抑えなければ。

こういうことをどうするのか、再度確認いたしますが、早急にこういった問題の対策、年度内に取られますか。今年中です。ちょっとお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

サークル活動も含めた地域での活動も、健康的で文化的な生活を営む権利として重要なことだと思っております。

行政としては、優先順位をつけるわけではございませんが、命に関わる通院とかも重要なものですから、それを優先しているわけではございませんが、やはりそちらも非常に重要な要素だと思っておりますので、できればそちらも従来どおり利用していただきたいという思いがございます。

ただ、今年度中にできるかというのは、やりたいです。これは財政的な問題ではなくて、ドライバーがいるのか、車の台数の問題になってきますので、我々もしっかりとリクルートするなり、努力はしますが、相手あつてのことというのが非常にネックであります。

その中でも、しっかりとドライバー、台数を確保できれば、全部が解決するわけではないと思いますが、一つ一つ解決していけるのかなというふ

うに考えております。

ドライバーの確保以外にもしっかりと努力は続けていきたいと思っております。

年度内にどうなるかという約束は、なかなか相手がいることなので、できませんが、今も努力していますし、明日からもずっとやります。

年度が終わっても、当然、この問題が解決されるまでは、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。

13時30分を再開といたしたいと思います。

午後0時18分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（中澤良隆君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開します。

次に、2番荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） さきに通告しております2項目について、斉藤町長にお伺いいたします。

まず、1項目め、物価高騰に伴う町独自の生活支援策についてお伺いいたします。

中東情勢の緊迫化や円安の長期化を背景に、ガソリン価格や電気、ガス料金、食料品価格の上昇が続いており、物価高騰が町民の暮らしを直撃しております。

これに対し、国では年収540万円以下の中・低所得者を対象とした新たな現金給付（所得連動型給付）の検討を始めるなど、新たな動きも見られます。

しかしながら、家庭用を中心とした飲食料品の値上げは今なお続いており、6月には1,078品目の値上げが決まっており、所得の低い世帯ほど生活必需品への支出割合が高いため、日々の生活に深刻な影響を受けているのが現状であります。

国の制度設計や実際の給付を待っているのは、現在の困窮には間に合いません。よって、町民に寄り添った町独自の早急な支援策が必要不可欠であると考えます。

そこで、以下の4点について、町長の見解をお伺いいたします。

1点目、現在の物価高騰が町民生活及び町内経済に与えている影響について、町長はどのような現状認識を持たれているのか、お伺いいたしま

す。

2点目、8月末までを使用期間として発行されている上富良野町生活応援商品券については、多くの町民が既にこれを使用済みであり、さらなる継続的な支援を求める切実な声が寄せられております。

これまでの事業の効果検証と今後の追加支援の必要性について、町長の認識をお伺いいたします。

3点目、町民の生活困窮を救うための具体的な追加支援策として、町はどのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

また、特に影響の大きい所得の低い世帯に対する町独自の支援を早急に講じるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目、これら町独自の追加支援策を展開するに当たり、最も重要となる財源の確保について伺います。

国からの各種交付金の活用はもちろんのこと、事態の緊急性に鑑み、財政調整基金の取崩しや予備費の充当なども含め、どのような財源措置を考えているのか、お伺いいたします。

次に、2項目め、行政のペーパーレス化について。

デジタル庁が推し進める自治体DXにおいて、ペーパーレス化は単なる紙の削減にとどまらず、行政の生産性を根本から変える重要な柱であります。

総務省のデータでも、約4分の3の市町村が重点取組に掲げており、もはや避けては通れない先進自治体のスタンダードとなっております。

なかでも、議会資料のデジタル化と職員及び議員へのタブレット端末1人1台の配備は、行政全体のペーパーレス化を象徴する第一歩であります。

これまで定例会や委員会のたびに、事務局職員が膨大な資料の印刷、製本、そして急な修正による差し替え作業に追われていた時間を、より住民福祉に直結するコアな業務へとシフトさせることが可能となります。

また、我々議員や理事者側にとっても、重い資料を持ち歩くことなく、過去の議事録や予算書を一瞬で検索できる環境を整えることは、審議のスピードアップと議論の質の向上に直結いたします。

これは単なる経費削減ではなく、将来への大変費用対効果の高い投資であると私は考えます。

本町においては、DX推進班の設置から2年が

経過し、これまでの準備期間を経て、いよいよ具体的な成果を出す次のフェーズへと移行すべき重要な時期を迎えております。

そこで、この議会関連を端緒とした行政事務のペーパーレス化及びタブレット端末の導入に向けての町長の具体的な見解をお伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの物価高騰に伴う町独自の生活支援策についての4点のご質問に答えいたします。

1点目の現状認識については、国の示す消費者物価指数や値上がりの品目数等の数値を注視しているところでありますが、町独自の調査などを行っていないことから、国等の示した数値から町の状況を推察するところです。

一方、町民税は伸びが見られ、一定の賃上げ効果が給与所得の改善になっていることも考えられます。

また、国内企業物価指数は、消費者物価指数より大きく上昇しているため、町内事業者への影響もあると考えられますので、これらを全体的に考慮すべき状況にあると感じております。

次に、2点目の上富良野町生活応援商品券についてであります。

既に多くの皆様に御活用いただいていると承知してございますが、利用期間を8月末としておりますことから、最終的な利用率、利用先などの集計は今後の対応となりますけれども、5月末において99.3%の配布率となり、ほとんどの対象者のお手元に届けることができましたことから、申請や購入を伴わないプッシュ型の商品券配布事業としましては、大きな成果があったものと認識しております。

プレミアム商品券の販売、あるいはプッシュ型の商品券配布等による追加支援につきましては、大きな物価高騰対策効果があるものと認識しておりますが、その実施につきましては、今後の物価動向、そして国の物価高騰支援対策等の動きを注視しながら、より効果的に町民の皆様の暮らしを支える施策の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の所得の低い世帯に対する支援についてであります。町では価格高騰緊急対策（生活支援）給付金事業を実施し対応してきたところです。

低所得者限定ではありませんが、子育て世帯へ

の物価高対応子育て応援手当支給事業や、認定こども園から上富良野高校の生徒に至るまでの給食費の無償化など、現在も引き続き実施している事業もあります。

このような中で、町の限られた財源では、現在のところ、独自の施策を早急に対応することは難しいものと考えております。

今後においても、社会情勢をしっかりと注視しながら、今後の国・道などの物価高騰対策において、町の対応が必要なものに対しては遅滞なく対応していくよう、取り組んでまいります。

次に、4点目の財源措置についてであります。まずは国の令和8年度の一般会計補正予算に計上された重点支援地方交付金を活用することを念頭に、対応を行ってまいります。

また、町独自の施策を行う際は、限られた財源を有効に活用するよう、検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの行政のペーパーレス化についての御質問にお答えいたします。

初めに、基本的な考え方として、時代が急激に変化し、デジタル技術の活用が社会の前提となる中、ペーパーレス化による業務スピードの飛躍的な向上や場所を選ばない柔軟な働き方の実現といった必要性については、町としてもこれまで以上に強く認識しております。

一方で、ペーパーレス化の推進に当たっては、単純に紙をなくすこと自体を目的化してしまうと、かえって現場の業務量が増加するなどの失敗を招くおそれがあります。

そのため、デジタルとアナログの両面の実情を総合的に勘案し、必要なところから着実に手をつけていくことを基本方針としております。

まず、ペーパーレス化推進における両面の視点と対応方針についてであります。ペーパーレス化にはキーワード検索によるアクセスの容易さや、保管スペースなどの物理コスト削減など、物理的な制約を排除し、情報の価値を最大化できるという大きな利点があります。

しかし、同時にデジタル化は万能ではなく、システム障害時の脆弱性や情報漏えいリスクへの備えが必要となります。

また、複数の資料を並べて俯瞰するなど、人間の直感的な理解を助ける紙の視認性が求められる場面も確実に存在していると認識しております。

他自治体や民間企業の事例を見ても、現場のITリテラシーを軽視して一律にデジタル化を強制した結果、事務作業の付け替えなどの入力やデー

タ管理の新たな手間が生じたり、システムと紙の二重管理が発生したりと、かえって生産性を落とすケースが散見されます。

本町におきましては、こうした現場の行動心理や運用の設計ミスによる失敗を避けるため、上富良野町DX推進計画に掲げる小さく始めることを念頭に置き、目的を明確にした上で、実効性の高い業務から順次デジタル化への移行を進めていくことが望ましいと考えております。

次に、行政事務のペーパーレス化とタブレット端末の導入についてであります。

町における具体的な取組といたしましては、これまでの紙を中心とした事務に対する職員や関係事業者の意識改革を一つの目的として、まずは令和5年度から電子契約システムの導入を進めてまいりました。

その取組の延長として、令和7年度には文書管理システムを導入し、内部事務のペーパーレス化や出張先での決裁など、テレワーク等の柔軟な働き方への対応を進めてきたところであります。

今後は、本年3月に策定いたしました上富良野町DX推進計画における行政業務のデジタル化に基づき、さらなる業務効率化を図ってまいります。

また、御提案のタブレット端末の1人1台配備につきましては、持ち運びの利便性がある一方で、通常の事務作業においては、大きな画面とキーボードを備えたパソコンのほうが効率的であるという実情もあります。

閲覧環境の投資不足によって、かえって作業ミスを誘発することがないように、導入経費（コスト）と業務効率化（効果）のバランスを慎重に見極める必要があります。

そのため、まず出先での業務や特定の会議など、明確に業務改善に直結する分野での導入・活用を検討し、段階的に進めていきたいと考えております。

次に、議会におけるペーパーレス化・タブレット化の推進についてであります。

議会資料のデジタル化や議員の皆様へのタブレット端末の配備につきましては、資料印刷や差し替え作業といった事務負担の大幅な軽減、並びに審議のスピードアップにつながる有効な手段の一つであると認識しております。

しかしながら、議会におけるペーパーレス化の在り方やタブレットの活用については、議会運営の根幹や円滑な審議の進行に直接関わる重要な事柄であります。

したがいまして、町側から導入を求める性質のものではなく、まずは議会内におきまして導入の是非や運用ルール等について、十分な議論と御検討を進めていただきたいと考えております。

町といたしましては、議会での御議論の結果を踏まえ、適切に協力して対応してまいる所存であります。

今後におきましても、情報の流動性と確実性のバランスを取りながら、町民サービスの向上と行政運営の効率化に真につながるペーパーレス化を推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

2 番荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） まず、1 点目の町長の認識について、再質問させていただきます。

ただいま町民税の伸びや賃上げの効果について言及がありましたが、それは一部の企業や現役世代の話ではないでしょうか。

当町には年金受給者世帯や賃上げの恩恵が及びにくい非正規雇用の世帯、また育児費用がかさむ多子世帯など、所得は増えないのに、支出だけが激増している世帯が多数存在しております。

一見、統計上の数字はよくても、足元の生活現場では悲鳴が上がっております。

こうした賃上げの恩恵から取り残された真に困窮する町民に対し、町独自の生活支援を行う必要性については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2 番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民税の伸びは上がっております。統計と言いますか、事実としてそうです。

実際に給与所得の方が何人いるか、今は数字が頭になく、いわゆる年金所得の方と比べてどうか、町民9,000人のうち、どれだけかという正確な数字は申し上げられませんが、かなりの割合です。ですので、統計どおりの数字だと思っております。

それ以外の各家庭の事情、子どもが多いとか、いろいろな事情はあろうかと思いますが、事実として給与所得が上がっているのは間違いございません。

○議長（中澤良隆君） 2 番荒生博一君。

○2 番（荒生博一君） 国内企業物価指数が消費者物価指数を大きく上回っていて、地元の小規模事業者や農林業者がコスト高を価格に転嫁できず、自腹を切って耐え忍んでいる限界の状態であ

ると、私は認識しております。

事業者の体力が奪われれば、今後、賃上げどころか、雇用の維持すら危うくなり、結果として、町民の生活破綻に直結します。

全体的に考慮すべき状況との認識にとどまらず、価格転嫁が困難な町内事業者に対するエネルギー・原材料費の町独自補助などを一刻も早く具体化すべき局面だと考えますが、町長はいつまでにどのような検討をなさるお考えか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

価格転嫁の難しい業種があるというのは事実です。そして、企業の物価指数が上がっているのも事実です。

ただ、価格転嫁が難しいところが赤字かと言うと、それはそうとも限りませんので、ここの事象を勘案しないと答えは出てこないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） それでは、2点目の生活応援商品券についてお伺いいたします。

ただいまの御答弁で、商品券の販売やプッシュ型商品券の配布について、大きな物価高騰対策効果があるものと認識しているとありました。非常に前向きな見解をいただきました。効果を認めておられる点については、大変心強く思います。

しかし、今後の動向を注視しながらとのことでありますが、町民や町内の事業者が悲鳴を上げているのは、まさに今であります。

生活費の上昇は現在進行形であり、国や道の動きを待っている間にも、住民の生活は削られていきます。

効果があると認識されているのであれば、ただ注視するだけでなく、例えば秋の需要期に向けて今から準備を進めるとか、補正予算の編成を視野に入れるといった具体的なアクションを今すぐ起こすべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活費が上昇しているというのは、どの数字、どの統計からそう語られているのか、私は想像でしか分かりませんが、少なくとも物価上昇はしていると考えられます。

ただ、そのほか、生活費が上昇しているのは、

それ以外の要因も多々あるのではないのでしょうか。

例えば子育ての学習塾ですとか、クラブ活動とか、いろいろ個々の、例えば低所得の世帯であれば、たまたま病気で病院にかかるコストの上昇、そういうこともありますので、一概にそれが全部物価の上昇に帰結する問題ではない。

いろいろな要因が絡まっておりますので、なかなか難しいかもしれませんが、その原因を探る。

少なくとも物価上昇に関しては、この春に給付金・交付金を皆さんに交付いたしましたので、その効果は少なからず間違いなくあると思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 先ほど同僚の議員の質問に対しての御答弁で、この春に実施いたしました商品券事業は、まだ効果検証を行っていないということでしたが、3日ほど前の実態を申し上げますと、現在、使用率は79%ということで、ほぼ8割の方が発行枚数に対し、使用されております。

開始時期から今現在で3か月弱になりますけれども、要はそのくらい切迫した状況があり、すぐに消費に回っているという実態が数字で示されております。

また、町長は御答弁で、この春に配布した商品券に関しては、一定程度、1年間、そういったもので十分補完できるという認識でしたが、現場は決してそのような実態ではございません。

数字をお示しの中で、この1年は、先ほど1.9%といった数字が出ていましたけれども、そういった数字を基に換算すると、統計上はそのような数字で補完できるものと理解しているということでしたが、実態はそうではありません。

本当に今のこの物価高で疲弊している町民の現状を認識されていますか。お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

使用状況は、おっしゃるとおりかなりのパーセンテージで使用されております。

数字上は、使用されているのが100%に近づいたから切迫しているという意味ではない。決してそうではないと思います。

一気に使って、その分を後々どうするかというのは、家計のやりくりの問題ですので、切迫しているから使用率が高いという因果関係は薄いので

はないかと私は思っております。

あと、統計上と実際が違うと言うのであれば、それに代わるような左証と言ったら何ですけれども、細かいことを言ったら違うと思いますが、でも大きく上富良野が違うのだということを、何が違うのかということを、御教示いただければ、真摯に検討したり、お答えしたりできるのですが、すみません。

認識としては、統計上の数値しか正確なものはありませんので、それから累推してどうなのか。

明確に分かるものは、さきの議員の方の答弁でも申し上げましたが、全員が全員、給与所得ではない。

これはもう明らかにそうですので、それは事実として、皆さん、想像できると思いますが、その中で、事業者は事業者で物価の高騰。

では、サラリーマンの中ではどうなのかと言ったら、それは個々の家庭の事情があると思いますので、それを一概に物価の上昇と結びつけるのは、なかなかどうなのか。

そうなのかもしれませんし、違う問題があるかもしれませんので、慎重に判断しないといけないものなのかなと思っております。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 国や道の対策に対して、遅滞なく対応していくという御答弁がありましたが、スピード感を持った取組の姿勢が示された点については評価をいたします。

3日前の6月15日に、北海道では物価・エネルギー高などの影響を受けている道民の皆様の負担軽減の一助となるよう、食料品をはじめとした生活必需品等の購入に利用できるポイント等を、道内の全約282万世帯に給付しますという発表がございました。

これは、国も道も、この物価高に道民または国民が疲弊しているという実態の現れではないでしょうか。

この財源については、ただいま町長も述べられました令和8年度の国の補正予算の重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するということがあります、まさにこのタイミングではないでしょうか。

国や道の動きを注視するということであれば、今回の道のプッシュ型の給付、5,000円になりますけれども、例えば町でさらに2,000円ないし3,000円上乘せして、このタイミングで町民の困窮を救うというのも、私はスピード感のあるよき対応と考えますが、どのように捉えら

れておりますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

スピード感を持って我々がやった結果が、3月の年度末。道より早くやったということです。

たった今の状況で道もやっているはずではないと思いますので、年が明けてから、冬から、そういうのを見ながら、道は道のタイミングでやったと思います。

我々は道から比べてフットワークの軽い小さな自治体ですので、すぐ年度末の補正で対応させてもらった結果だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 現在、話がありました重点支援地方創生臨時交付金の活用ということで、道よりも早く、このプログラム自体は、多分、昨年从这个支援地方交付金を活用して、各自治体に今般の物価高に対する対応ということで国が示しております。

また、本年4月1日にも、同様に令和8年度中においては約4回の実施計画の受理という期間が設定されており、もう既に終了した4月17日、この先ですと7月3日、あとは10月、1月といった形で、各地方自治体からの実施計画を基に、それを判断し、交付金が交付されるということで私は理解しております。

今般、この後、この交付金を活用し、町民の生活を下支えしていくことに至るまでには、実施計画がなければ、しっかりとした目的がなければ、交付金を受けられないということで認識しております。

今回、町としてどのような目的、また町民の手助けになるような施策を展開するというところで、交付金の申込みをしているのでしょうか。確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（上村正人君） 2番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

臨時交付金の実施計画に係る部分のスケジュール感も含めて、私からお話させていただければと思います。

まず、当町におきまして、今年1月の補正予算から始まっている部分については、国の令和7年度の補正予算に係る分の臨時交付金になっております。

その実施計画は、今も引き続き修正をかけら

れることになっております。

なので、上富良野町としては、もう実施計画を全部完備させていただいて、昨日もちよっとお話させていただきましたが、繰越明許費の計算もさせていただき、今も継続して事業を実施しているといった状況です。

もう一つが、直近の話になりますが、令和8年度に国で予備費を使って、今回、また臨時交付金を発動していただきました。

その限度額はお示しいただきまして、今、700万円強示されているところであります。

そちらの使い道につきましても、今、御質問もいただいているとおり、町の状況を鑑みながら、財源手当をしていければといった形で、今後、そちらは実施計画を提出していこうといった運びになっております。

ですので、今のところ、新たに実施計画を出すのは、令和8年度の国の交付金に係る部分に限ってとなりまして、令和7年度の部分の実施計画自体は全て完了しているといった形になります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいまの御答弁にありました、令和8年度の交付に係る部分の実施計画。令和7年の実施計画と令和8年の実施計画、さほど変わりなく感じております。

昨今の状況を鑑み、具体的にちよっとずつ変化はあるとしても、これをしたいから交付金をくださいということになると思いますので、具体的なものが確定していなくても、例えばピンポイントで今回は小規模事業者に関してとか、いろいろ触れておりますが、過去に行ったプレミアム商品券も含めて、町民の生活支援という部分で大まかなフレームはもうできていておかしくないと思うのですが、その辺の具体的な内容に関して、分かる範囲で結構です、御答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

国からの交付金は、我々の申請に基づいて積み上げて額が決まるものではありません。交付額だけです。これを何に使うかの計画のほうが後です。

1円も残さないような計画を我々はつくらなければならないので、だから金額が先に決まって、上から示されますので、その後の計画になります。

ですので、令和8年度の700万円ほどの計画

はこれから。金額はもう内示と言いますか、来ておりますが、後から何に使います、これに使いますという計画を提出することになっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 具体的な内容に関しては、今、御説明いただいたとおりで理解いたしました。

また、金額においても、暫定的な700万円という数字が確定しているということですので、幅広く町民の方々にというのは非常に厳しい金額かなということで理解いたしました。

しかしながら、やはりピンポイントで、例えば低・中所得者の世帯であるとか、子育て世帯、またこれまで同僚議員も質問しております農業者の方の肥料・飼料の高騰分とか。

金額的なものは少しでも結構です。ただし、ピンポイントで困っている方に、ぜひ手を差し伸べていただけるような、交付金の使い道を考えていただきたいと思います。再度、この内容に関して伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和7年度の国の補正予算の交付金のほうがかなり額は大きいのですが、そのこともありますので、それを勘案しながら、令和8年度はどこに使うか。

去年の補正で使い切れなかったところがいいのか、それとも、さらにその中でもここを重点的にとか、いろいろ使い道はあろうかと思しますので、それを十分検討しながら、支出先を決めたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ぜひこの700万円に捉われることなく、この先も町民の方々の現状を認識いただく機会はあると思います。

もし必要な手立てがあるような実態を把握した場合には、例えば一財を用いて300万円を上乗せするとか、そういった実態に即した諸施策の展開を望み、次の再質問に移りたいと思います。

デジタル化に関して、特に行政事務の全般において紙を一番使用するの、議会関係かなと考えております。

年4回の定例会、そして予算委員会、また決算特別委員会などの各委員会を合わせると、かなり膨大な数になります。

自身の経験を申し上げて申し訳ありませんが、今、私も3期目で、12箱の段ボール箱が物置にたまっております。

1期目から捨てていれば、そこまでたまらないのでしょうかけれども、なかなか捨てられない物もありまして、そのくらい無駄な紙が、今も家の中にあるのが現状です。

また、非常に大人でスマートな御答弁をいただき、議会での議論の結果を踏まえ、適切に協力していくということで、これは我々議会がしっかりと物語をつくり、このような形で経費削減ができますのでぜひということで理事者部局をお願いしたら、その際は協力をいただけるというような答弁と理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

確約はなかなかできないのですが、要するに、どういう議論だったかといのを、我々も予算を組む当局として、しっかり判断させていただきたいと思ひますし、方向は決して間違っていないと思ひております。

ペーパーレス化を早急にするということは、答弁もいたしました、二重の手間になるとか、そうすると逆にコストがかかるとか、いろいろとそういうことは予算を担当する当局として、判断させていただきますが、基本的には、将来、何年先になるか分かりませんが、そういう方向に向いていることは間違いないと思ひますので、そういう意味で、仮に予算要求があった場合は、十分審査と協議をさせていただきたい。

その前に、議会のことですので、皆さんが十分論議されると思ひますが、その議論を待って、我々はまたさらに判断、相談させていただきたいと思ひております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 性質上、議会での議論を経てということで、これは当然のことかと思ひますが、一方で議場にいるのは我々議員だけではありません。

半分は理事者の皆様がいらっしゃいますので、これは同時に双方で、例えば私どもだけではなく費用対効果というの、紙が実際に年間どのくらい使われているかというの、すぐに調べることが難しいのかなと考えております。

ぜひ並行して、町側としても、業務のペーパーレス化の具体的なロードマップを、我々と考えて

いくお考えがあるのか、お伺ひいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

荒生議員は議会の資料がすごく多いとおっしゃられましたが、町長部局としても、所管の数が多くて、トータルにしたら相当な紙を使用しているのではないかなというふうに想像しております。

ロードマップをつくる前には、費用対効果を、例えば紙の削減量は金額が出ますし、プラス、その分タブレットを用意した場合、どちらがどののだという計算はシビアにしますし、金額だけでなく、それに関わる労働時間はどのなのかということも十分検討しながら、我々町長部局としても、全くしないというわけではなくて、答弁させていただきました電子決裁など一步一步。

一遍にガラッと全てをペーパーレスにするのは難しいかもしれませんが、まず決裁からですか電子契約など、一步一步できることから進めて、近い将来はペーパーレスに近づいて、議会も含めた行政全体が、そういうふうになっていくのだろうなど。

大きく言えば、申請なども含めて、そういう方向にあることは間違いないと思ひておりますし、あとはどのスピードでできるかという問題だと思ひております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） これに関しては非常に前向きな御答弁をいただいておりますので、今後、私ども議会運営委員会をはじめとした議会側でもしっかりと議論を進めた上で、このような費用対効果、また職員の負担軽減を図ることができるといった具体的な数字を、この後、そう遠くない時間の中で、町長部局にお示ししたいと思ひます。

また、それを受けて、ぜひ町長部局側でもペーパーレス化に伴う職員の事務の効率化、また紙そのものの費用対効果等も十分検証いただきまして、今年度はもう予算が決まっております、予算要求というような形にはならないかもしれません。

しかしながら、我々も残り任期1年になっておりますので、僕は議会運営委員長という立場で、この任期中に、将来に向けた道筋を立てたいと思ひております。

ぜひその際は御協力を賜りたいと思ひますが、再度これに関して答弁をいただき、私の質問を終

えたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2 番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

議会のことに我々が言及すると、またあれですけども、町長部局としましては、もちろん、やれることはやりますし、議会の皆様がそういう方向で臨むのであれば、我々も見習わなければならない部分があるかもしれません。

一つの行政機関、自治体として、いろいろ話し合いながら、共に歩みを進めていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2 番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

休憩の時間等について、事務局長から説明をさせます。

○事務局長（谷口裕二君） 暫時休憩時間の関係でございますが、午後 3 時を再開の予定時間とさせていただきます。

この後、1 4 時 2 0 分から全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様につきましては、議員控室に時間をもって集合いただきたいと思ひます。

以上でございます。

午後 2 時 1 2 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 3 議案第 8 号

○議長（中澤良隆君） 日程第 3 議案第 8 号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました、議案第 8 号副町長の選任につきまして、提案の理由を御説明させていただきたいと思ひます。

現在、我が町におきましては、行政ニーズが複雑・多様化し、少子高齢化と過疎化が同時に進行する中、これらの変化や地域課題に即応した持続可能なまちづくりを推進することが、喫緊の課題

となっております。

そのためには、的確な政策立案と組織マネジメント強化を確実に実行できる体制の構築が急務であります。

このような状況の下、町政の重要課題を迅速かつ確実に前に進めるために、地方創生人材支援制度を活用し、国（防衛省）から高度な専門知見を有する人材を常勤の副町長として 1 名お迎えしたいと考えております。

今回、新たに副町長にお願いしたい重要なミッションは、大きく 2 点ございます。

第 1 点は、新たな地域活性化プロジェクトの検討と推進体制の構築であります。

町では現在、旭川十勝道路の整備進捗に合わせ、交通の結節点となる道の駅の整備を含む、大規模プロジェクトの具体化に着手しようとしております。

この町の観光・経済を牽引する重要な施策を、確実な事業計画へと落とし込むため、新たな副町長には司令塔としてプロジェクトの実行スピードを飛躍的に加速していただきます。

具体的には、デジタル田園都市国家構想交付金や企業版ふるさと納税などの戦略的な財源確保、PPP や PFI といった民間活力の導入検討、そしてこれらを支える庁内横断的な組織マネジメントと専門人材の育成を主導していただくことを強く期待しております。

第 2 点は、防衛基盤の提供と住民の安全確保であります。

町は防衛警備上の要衝として駐屯地を抱えておりますが、今般の 2 5 式高速滑空弾の配備に際し、有事における町民の皆様の不安払拭と安全確保が最優先課題であります。

避難路の確実な整備や避難場所の拡充・強靱化といった防災・減災対策の抜本的な強化を進めるに当たり、防衛省や内閣府、北海道庁といった関係機関との高度な調整・交渉能力が不可欠です。

防衛関連交付金や避難施設等への特別財政措置など、戦略的な財源確保を図りながら、防衛基盤の維持と住民の安全安心を支える基盤整備を一体的に推進していただきます。

なお、事務分担といたしましては、主に総務産建常任委員会が所管する総務課、企画政策課、町民生活課の税務・収納対策担当、農業振興課、商工観光課、そして建設水道課に関する事務を担当していただく予定です。

次に、任期及び派遣の枠組みについて御説明いたします。

副町長の任期は、地方自治法の規定に基づき 4 年間とし、令和 8 年 8 月 1 日からの就任を予定しております。

町の未来を切り開く極めて重要な課題を解決するためには、国とのパイプを持ち、高度な専門性と実務的な推進力を兼ね備えた人材の力がどうしても必要です。

議員の皆様におかれましては、町を取り巻く現状と、このたびの副町長選任の趣旨を深く御理解いただき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、佐々木氏の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただきたいと思います。

以下、議案を朗読して、御提案させていただきます。

議案第 8 号副町長の選任について。

上富良野町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、佐々木正博。

以上でございます。

御審議賜り、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

これより、議案第 8 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第 8 号副町長の選任については、同意することに決定いたしました。

定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） ただいま上程いただきました、議案第 9 号固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本委員会の委員につきましては、定数 3 名、任期は 3 年となっており、現在の委員の任期は令和 10 年 3 月 31 日までとなっているところであります。

このたび 1 名の委員から一身上の都合により令和 8 年 7 月 19 日をもって辞任したい旨の届出が提出されました。

これに伴い、委員に欠員が生じるため、後任の補欠委員として新たに 1 名を選任いたしたく、御提案させていただくものであります。

新たに選任しようとする委員候補者は、人格・見識ともに優れた、本委員として誠に適任と存ずる方であります。

なお、候補者の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、御参考としていただければと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

議案第 9 号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、荒仁。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

◎日程第 4 議案第 9 号

○議長（中澤良隆君） 日程第 4 議案第 9 号固

これから、議案第9号を採決いたします。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。
着席ください。

よって、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第10号から

日程第17 議案第22号

○議長(中澤良隆君) 日程第5 議案第10号から、日程第17 議案第22号までの農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

一括して提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議案第10号から議案第22号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本年7月19日をもちまして、現在、就任していただいております農業委員会委員につきまして、任期満了を迎えますことから、新たな農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、上富良野町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、本町の農業委員会委員の定数は13名となっております。

それでは、以下、一部を省略させていただきます。議案の朗読をもって、提案申し上げます。

議案第10号農業委員会委員の任命について。

上富良野町農業委員会委員に次の者を任命したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、伊藤直人。

続きまして、議案第11号。

氏名、内田透。

続きまして、議案第12号。

氏名、菊地信幸。

続きまして、議案第13号。

氏名、北村隆明。

続きまして、議案第14号。

佐藤絵美。

続きまして、議案第15号。

新屋雅己。

続きまして、議案第16号、
氏名、瀬川英樹。

続きまして、議案第17号。

氏名、谷口弘道。

続きまして、議案第18号。

氏名、對馬徹。

続きまして、議案第19号。

氏名、野原美紀子。

続きまして、議案第20号。

氏名、長谷川岩夫。

続きまして、議案第21号。

氏名、春名正義。

続きまして、議案第22号。

氏名、向山直。

以上であります。それぞれ13名の経歴につきましては、既に経歴書を配布させていただいておりますので、御高覧いただき、参考としていただければと思います。

以上、申しあげました13名の方は、それぞれ農業委員会委員として資質を十分備えた識見の高い方でございますので、どうぞ御審議いただき、御同意賜りますよう、お願い申し上げ、提案とさせていただきます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

最初に、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第10号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１１号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１２号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１３号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１４号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１５号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第１６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１６号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１７号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１８号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第１９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第１９号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第２０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第２０号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第２１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第２１号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第２２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第２２号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第１８ 諮問第１号及び

日程第１９ 諮問第２号

○議長（中澤良隆君） 日程第１８ 諮問第１号及び日程第１９ 諮問第２号人権擁護委員候補者

の推薦についてを議題といたします。

一括して提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町では、4名の方に人権擁護委員を務めていただいているところであります。

その人権擁護委員の中で、福永将平氏が令和8年9月30日をもって任期満了を迎えるところであります。

福永将平氏におかれましては、1期3年、御活躍をいただいたところであり、今期の任期満了をもちまして退任されますので、後任の人権擁護委員といたしまして推薦いたしたく、御提案申し上げますところであります。

以下、議案を朗読して、説明といたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

氏名、深瀬孝一。

以上でございます。

それぞれの経歴等は、別にお配りした物に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

深瀬孝一氏におかれましては、人格・見識ともに優れた方でございますので、御審議いただき、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

令和5年10月1日より人権擁護委員を担っていただいております田中睦氏が、令和8年9月30日をもって任期満了を迎えるところであります。

田中睦氏におかれましては、1期3年、御活躍をいただいているところであり、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、御提案申し上げますところであります。

以下、議案を朗読して、説明といたします。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り、議会の意見を求める。

記。

氏名、田中睦。

以上でございます。

なお、それぞれの経歴等は別にお配りした物に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

田中睦氏におかれましては、人格・識見ともに優れた方でございますので、御審議いただき、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

本件は、先例により討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第20 議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第20 議案第1号令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただ

きました、議案第1号令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和7年度の各会計の決算確定に伴う一般会計繰越金及び各特別会計繰入金の補正であります。

一般会計繰越金につきましては、繰越額が3億557万1,000円となったことから、当初予算の繰越金計上額8,000万円を差し引いた2億2,557万1,000円を増額補正するものであります。

なお、このうち3月補正以降の寄附採納分8,553万6,000円が含まれているところでございます。

次に、特別会計の精算に伴う補正であります。

国民健康保険特別会計など、三つの特別会計におきまして翌年度への繰越し手続を行うことに伴い、一般会計が負担すべき費用の精算余剰分を一般会計へ繰り入れるため、各特別会計繰入金として総額3,839万1,000円を歳入予算化しております。

一方、介護保険特別会計につきましては、精算に伴い負担額に不足が生じたため、繰出金として187万8,000円を歳出予算化するものでございます。

2点目は、国民年金システム改修に要する経費の補正であります。なお、本事業の財源につきましては、全額を国からの交付金で充当いたします。

3点目は、クリーンセンター設備の経年劣化に伴う修繕料の補正を行うものであります。

4点目は、収益向上作物生産振興事業について、対象者及び事業費の確定に伴う補正であります。

5点目は、本年5月4日から5日にかけての降雪により破損した白銀荘浴場棟屋根の修繕に係る補正であります。こちらの財源については、損害保険金で賄う予定となっております。

6点目は、排雪作業中にマンホールに衝突し、破損した、グレーダーの修繕に係る補正であります。こちらも財源は損害保険金で賄う予定となっております。

次に、最後になりますが、7点目は東中小学校の煙突修繕に係る事業費の補正であります。

以上の内容を主要要素とし、このほか既決予算における一部事業内容の変更等に伴う補正を行い、財源調整を図っております。

その上で、今後の緊急的な財政需要に備えるた

め、余剰財源を予備費に留保することで、補正予算を編成したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,668万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,975万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款使用料及び手数料72万3,000円。

15款国庫支出金37万7,000円。

16款道支出金29万2,000円。

18款寄附金64万円。

19款繰入金3,839万1,000円。

20款繰越金2億2,557万1,000円。

21款諸収入1,068万8,000円。

歳入合計2億7,668万2,000円。

2ページを御覧ください。

2、歳出。

2款総務費5,576万1,000円。

3款民生費1,445万1,000円。

4款衛生費2,437万4,000円。

6款農林業費1,085万8,000円。

7款商工費385万円。

8款土木費657万8,000円。

9款教育費1,660万7,000円。

11款給与費980万8,000円。

12款予備費1億3,439万5,000円。

歳出合計2億7,668万2,000円。

以上で、議案第1号令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番米澤義英君。

○4 番（米澤義英君） お伺いいたします。20 ページに副町長室の備品という形で、購入等の予算が計上されております。

あわせて、これに関連する給与費等が計上されておりますが、そこで町長にお伺いいたします。

この間、町長は経費の削減という形の中で、職員の充足率もなるべく抑えたということで、抑制してきました。

一方で、今回、副町長を増員するというのは、誠に矛盾があるのではないかと思います。この点については、どのようにお考えなのか。

この選任等に当たって、町の道の駅の整備とか、その他の財源の確保、島嶼防衛に関わるミサイル配備に対する住民の不安を払拭する、そういう課題を優先的に解決するための要員として、副町長という形で予算が計上されておりますが、従来の職員と現在の副町長で十分に議論すれば、この問題については2人体制にしくなくても解決できると思います。

ですから、私はこの備品等の購入予算は、あつてはならないと思うのですが、この点について、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、26 ページのクリーンセンターの管理費という形で、当然、必要な経費だということは分かっております。

修繕に係る、今後、また新たに供用する物というのは、不透明で分からない部分があると思いますが、現況の中で、こういう問題も含めて、あらかじめ点検等も含めた中で、こういった予算が緊急を要するという形で計上されたと思います。

これによって、焼却施設やクリーンセンターが使えなくなるということはないのか。

また、同時に、今後、これに関わった新たな要素として、修繕費等が出てくる可能性が、現時点ではあるのか、ないのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

次に、28 ページの負担金・補助金で、特産物の支援事業という形で500万円計上されておりますが、これはどういう内容なのか。

いわゆる協力隊の方が、こういう補助を使って新たに起業するという形になるのか。この点についても、お伺いしておきたいと思います。

あとは、30 ページの吹上温泉の件ですが、屋根がめくれて、非常に大変な状況になっております。これと併せて、内部のドアだとか、引き戸だとか、いろいろなところで壊れている状況が見受けられます。

利用者に対して不快感を与えるものであるというふうに思いますので、そういうものも含めた点検を早急にして、予算も含めた対策を取る必要があるのではないかと思います。この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁

○町長（齊藤 繁君） 4 番米澤議員の質問で、副町長の人件費・備品等に関することについて、私から御説明させていただきたいと思います。

一般職員の充足率の話をされておりましたが、充足率を抑えて、2 人目の副町長を任用するのではないかと御質問です。

充足率に関しては、100%であります。決してこれを抑えているわけではございません。

定数100%ということですので、定数は管理しております。定数の管理につきましては、しっかりと計画的にやっていきたい。

諸問題・諸課題がありますが、それらを解決するためのしっかりした管理は、させていただきたいと思います。

それと副町長を2名にすることが矛盾するのではないかと御質問ですが、定数は定数でしっかり管理していきますし、副町長は、皆さんも御存じのとおり、定数外の特別職でありますので、これは明確に矛盾しない。

ただ、皆さん、財政的な御心配をされております。

それにつきまして、議員からは従来の1名と従来どおりのスタッフで問題を解決できるのではないかと御意見です。

従来の1名と従来どおりのスタッフで、この難題を解決していける可能性は、頑張れば、一生懸命やれば、不可能ではないと思いますが、何と言っても私がこの2人目の副町長を選任した大きな理由は、いろいろな課題を解決するためのスピード感。

今のタイミングを逸することで失う我が町の利益を勘案すると、時は金なりではありませんけれども、この短い間、今まででしたら、何年かかってでもやり遂げるということでもよかったのかもしれないませんが、スピード感を持ってやらないと、将来やれなくなる、本当に困ってしまう。

そういうタイミングを逸することが、最大の利

益の損失だと思っておりますので、それを解決するために、ぜひ、国から副町長が来ますが、そういう今までの経験を生かしたかじ取りをしていたきたいというふうに思っております。

人件費・備品等、あつてはならないという御指摘ですが、さきの人事案件で御同意いただきましたので、御議決いただきましたので、これは後先の問題ですが、今となつては計上しないわけにはいかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（安川伸治君） 4番米澤議員のクリーンセンターの管理費、修繕料に係る御質問にお答えさせていただきます。

1点目は、今回の修繕で使用ができなくなった場合の受入体制についてということによろしかったでしょうか。

今回の修繕箇所は、焼却施設が4か所、リサイクル施設が1か所ということで、機材に関しての修繕に係る停止期間においては、ごみの受入れ、それからリサイクルする物の受入れが停止することはないということで、その短い時間で修繕が可能だということで、施工業者に確認しているところであります。

2点目の、今後の修繕が必要な物はあるかどうかでございます。

今回の修繕に関しては、3月の定期点検で確認しておりまして、緊急な必要性があるということで、修繕工事を実施することにしております。

その点検の際には、緊急で必要なものがないということで、現時点では確認しているところであります。

ただし、御承知のとおり、施設がかなり古くなっておりますので、今後、緊急停止、また故障というのも考えられます。

今後、終了までの期間は、細やかな点検を行いまして、早急に対応していこうというふうに考えているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（山内智晴君） 4番米澤議員の特産品農作物支援員につきましの御質問にお答えしたいと思います。

こちらの補正予算500万円につきましては、本年度の地域おこし協力隊の農業の支援員は、現在8名のうち5名が年度内に終了となる予定でございます。

地域おこし協力隊の制度の中に、地域おこし協力隊が終わったときに起業もしくは事業継承をす

る際、100万円の範囲内で補助金というか経費を支出する項目がございます。

農業支援員につきましては、全員就農を目指しておりますので、本年度の終了の5名分の500万円を、当初は委託費でまとめて計上させていただいておりましたが、財政の性質上、補助金の扱いになるのではないかとということで、本来の正しい部分に修正をしたものでございます。

トータル的には、プラスマイナスゼロの予算計上となっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 商工観光課長、答弁。

○商工観光課長（浦島啓司君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

今回の白銀荘の修繕に関しては、突発的な事故ということで、屋根の修繕のみ計上させていただいているところですが、御指摘のとおり、開業から四半世紀を軽く超えた施設でございますので、各所がたが来ているところもございます。

現在、行っております浴室内部を中心とした調査設計の中で、そういった物をつぶさに拾った上で、これからも北の聖地として、愛される施設として、しっかり運営していくように、その辺も対応していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

討論はありませんか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 私は、一般会計補正予算案に反対するものであります。

一つ目は、副町長の複数体制についての問題です。

行政ニーズの複雑化・多様化に対応するために、現在の副町長の1人体制では対応し切れないという形の中で、副町長を1人動員するための給与費や備品の購入費などの関連予算が計上されております。これは納得できるものではありません。

副町長を1人配置することによる給与増が起こるわけですから、経費の削減という立場からも矛盾があると考えております。

また、同時に、現在の組織体制で職員の力を生かせば、外部からの人材を登用しなくても問題解

決はできると考えています。

町は、地方創生推進交付金の獲得や道の駅整備事業の計画を確かなものにしたいと述べております。

また、職員の政策立案能力を向上させたいというのであれば、現行体制の中で、町長及び副町長が先頭に立ち、職員と議論を交わし、問題点を洗い出し、解決の糸口を見つけ出すことは可能ではないでしょうか。

その取組自体に弱さがあって、課題の解決、問題の前進につながっていない。これ自体が、町長の反省すべき問題だと考えております。

その反省なくして、外部の人材に頼り、行政課題の解決ができるとするのは、あまりにも短絡的な考えと言わざるを得ません。

本質的な問題解決にはつながらないと考え、今補正予算案に反対するものであります。

○議長（中澤良隆君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。

討論はありませんか。

5 番金子益三君。

○5 番（金子益三君） 私は、今回の令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）に賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそも本補正予算は、令和 7 年度決算確定に伴う繰越金及び令和 7 年度特別会計決算に伴う繰入金の補正、新総合行政システム・国民年金システム改修に係る事業費の補正、クリーンセンター設備の修繕に係る補正、収益向上作物生産振興の補正、白銀荘屋根改修事業及びグレーダー修繕に係る事業費の補正、さらには東中小学校の煙突修繕に係る補正など、住民の生活、産業の振興及び児童の学習施設に大きく係る補正予算であります。

特に、クリーンセンターの経年劣化に伴う修繕におきまして、この施設は 1 日も休ませられない施設の修繕であること、加えて各会計の繰入金及び繰越金により、今後の不測の事態に対する予備費への充当など、町民の生活を進めていく上で大切な補正予算でもありますし、行政運営を止めるわけにはいかないと考えます。

また、今般、提案されました 2 名の副町長に係る費用も、町の一般財源で全て賄う国の制度に対しましては、少々残念とは感じますが、町が抱える多くの問題・課題解決に向け、国から優秀な人材が、我が町に来てくださいます。

必ずや町と国との太いパイプ役として、人件費に勝る大きな費用対効果が現れると期待いたします。

して、今般、令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）に賛成の討論をいたします。

○議長（中澤良隆君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） これで、討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第 1 号令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 2 号

○議長（中澤良隆君） 日程第 2 1 議案第 2 号令和 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君） ただいま上程いただきました、議案第 2 号令和 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、子ども・子育て支援金制度の新設に伴い、国民健康保険税の所要の補正をするものであります。

2 点目は、令和 7 年度決算に伴う繰越金について、所要の補正を行うものであります。

3 点目は、令和 7 年度決算に伴う一般会計繰入金について、所要の補正を行うものであります。

また、収支残額の 6,917 万 8,000 円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで、補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 2 号を御覧ください。

議案第 2 号令和 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 8 年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億585万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税628万4,000円。

6款繰越金6,767万6,000円。

歳入合計は7,396万円であります。

2、歳出。

8款諸支出金478万2,000円。

9款予備費6,917万8,000円。

歳出合計は7,396万円であります。

以上で、議案第2号令和8年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明いたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第2号令和8年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第22 議案第3号

令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君） ただいま上程いただきました、議案第3号令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和7年度決算に伴う繰越金につきまして、所要の補正を行うものであります。

2点目は、令和7年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計への繰出金の額について、所要の補正を行うものであります。

以下、議案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,379万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金165万1,000円。

歳入合計は165万1,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金42万9,000円。

3款諸支出金122万2,000円。

歳出合計は165万1,000円であります。

以上で、議案第3号令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明いたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第3号令和8年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第4号

○議長（中澤良隆君） 日程第23 議案第4号令和8年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（三好正浩君） ただいま上程いただきました、議案第4号令和8年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和7年度決算に伴う一般会計繰入金の補正であります。

2点目は、歳入につきまして、本特別会計の令和7年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算11億3,637万円に5,542万6,000円を追加し、総額を11億9,179万6,000円とするものであります。

3点目は、歳出におきまして、令和8年度介護報酬改定等に伴うシステム改修を行う必要があり、改修費の補正を行うものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本特別会計の安定対応に備えるため、予備費に5,361万3,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和8年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,542万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,179万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款繰入金187万8,000円。

8款繰越金5,354万8,000円

歳入合計5,542万6,000円

2、歳出。

1款総務費181万3,000円。

7款予備費5,361万3,000円。

歳出合計5,542万6,000円。

以上、議案第4号令和8年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第4号令和8年度上富良野町介護

保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第5号

○議長（中澤良隆君） 日程第24 議案第5号 令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（武山義枝君） ただいま上程いただきました、議案第5号令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、歳入につきまして、本特別会計の令和7年度決算確定により繰越額が確定したことから、既決予算4億3,841万2,000円に、繰越金3,238万7,000円及び寄附採納分17万円を追加し、総額を4億7,096万9,000円とするものであります。

2点目は、歳出におきまして、令和7年度補正により一般会計から繰り入れた1億6,901万4,000円について、当初予算の1,000円と精算により確定した繰越金3,238万7,000円を一般会計に繰り出すものであります。

3点目は、寄附採納4件17万円がありましたので、一般会計より繰入れを行うとともに、介護用備品購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきまして、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,255万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,096万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金17万円。

6款繰越金3,238万7,000円。

歳入合計3,255万7,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費17万円。

5款繰出金3,238万7,000円。

歳出合計3,255万7,000円。

以上で、議案第5号令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第5号令和8年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第6号

○議長（中澤良隆君） 日程第25 議案第6号 令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました、議案第6号令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、寄附採納5件24

万円がありましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、医療器械購入に充てるため、同額の増額補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和8年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入24万円。

第1項出資金24万円。

支出。

第1款資本的支出24万円。

第2項建設改良費24万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第6号令和8年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可

決されました。

◎日程第26 議案第7号

○議長（中澤良隆君） 日程第26 議案第7号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（安川伸治君） ただいま上程いただきました、議案第7号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本改正は、国の法改正により新たに導入される特定在留カード等に対応するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の趣旨といたしましては、中長期在留者や特別永住者の方を対象に、従来の在留カード、または特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の交付が、国において開始されることに伴うものであります。

これを受け、当町におきましても、外国人住民の方々の利便性向上と、行政手続の一元化による効率化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機のマルチコピー機を利用した印鑑登録証明書の交付申請において、利用できるカードの規定を追加するものであります。

これまでのマイナンバーカードの利用に加え、新たに特定在留カードを用いても、同様に交付申請が可能となるよう、規定を整備するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富良野町印鑑条例（昭和59年上富良野町条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第16条の2第1項中、個人番号カードの次に、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ）、もしくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明をいう。以下同じ）を加え、同項中、電

子署名等を、これらのうち電子署名等に改める。
附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第7号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第7号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第23号

○議長（中澤良隆君） 日程第27 議案第23号財産の取得について（十勝岳線バス）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました、議案第23号財産の取得につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、現在、十勝岳線バスとして使用している四輪駆動マイクロバスを、新たな車両に更新するものであります。

現行の車両は、令和元年5月に導入したものでありますが、既に走行距離が40万キロを超過しております。

日々の登坂走行による負荷も大きく、車両各部の劣化や損耗が激しいことから、これまで幾度となく修繕を行いながら維持してまいりました。

しかしながら、町民の皆様の足として、今後も安心安全かつ安定した運行体制を維持するため、

このたび車両の更新を行うものでございます。

購入に当たりましては、四輪駆動マイクロバスの納入が可能な5社を指名し、6月10日に執行いたしました入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう旭川支店が1,181万3,220円で落札いたしました。

以下、議案の朗読をもって、説明とさせていただきます。

議案第23号財産の取得について。

十勝岳線バスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。

十勝岳線バス。

2、取得の方法。

指名競争入札による。

3、取得金額。

1,181万3,220円。

4、取得の相手方。

旭川市永山3条14丁目1番2号。

三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう旭川支店。

支店長、島崎康平。

5、納期。

令和9年3月31日。

以上で、議案第23号財産の取得についての説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、議案第23号財産の取得について（十勝岳線バス）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第28 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいま上程いただきました、発議案第1号議員派遣についての趣旨を御説明申し上げます。

北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査及び北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会について、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員派遣を発議するものであります。

それでは以下、議案を朗読し、御説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を、次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和8年6月17日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、金子益三。上富良野町議会議員、佐藤大輔。

議員派遣について、次のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

（1）目的。

議会議員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所。

札幌市、北広島市。

（3）期間。

令和8年7月2日から7月3日、2日間。

（4）派遣議員。

全議員。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会。

（1）目的。

議会広報特別委員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所。

札幌市。

（3）期間。

令和8年8月18日、1日間。

（4）派遣議員。

議会広報特別委員。

なお、その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任いたします。

以上で、発議案第1号議員派遣についての説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

御着席ください。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第29 発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました、発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和8年4月22日に、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会及び4月27日に北海道町村議会議長会から当該意見書の採択・提出の要請書を受理し、5月28日の議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、6月5日の委員会で慎重審議いたしました。

本件に関しましては、本道の森林を将来の世代

に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要とする内容であり、委員会として採択すべきものとして意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、議案を朗読し、説明を申し上げます。

発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について。

上記議案を、別記のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和8年6月11日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

それでは、次のページをお開きください。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の

多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適切な利用に向けた取組を進めること。

2、森林資源の循環利用を促進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の促進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月17日。

上富良野町議会議長、中澤良隆。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上で、発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見についての説明といたします。

御審議賜りまして、御議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

着席ください。

よって、発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 0 閉会中の継続調査

申出について

○議長（中澤良隆君） 日程第 3 0 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、各委員会において別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） これにて、令和 8 年第 2 回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 4 時 3 4 分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年6月18日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 茶 谷 朋 弘

署 名 議 員 中 瀬 実